

令和 5 年第 5 回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
9 月 1 3 日（水）	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
7 番 関 口 雅 敬 君	8
5 番 村 田 徹 也 君	1 7
1 番 鈴 木 日出男 君	2 8
3 番 野 原 隆 男 君	3 6
9 番 新 井 利 朗 君	3 9
8 番 大 島 瑠美子 君	4 3
○町長提出議案の報告及び一括上程	4 8
○議案第 4 9 号の説明、質疑、討論、採決	4 8
・議案第 4 9 号 長瀬町印鑑条例の一部を改正する条例	
○議案第 5 0 号の説明、質疑、討論、採決	5 1
・議案第 5 0 号 長瀬町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第 5 1 号の説明、質疑、討論、採決	5 2
・議案第 5 1 号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第 5 2 号の説明、質疑、討論、採決	5 4
・議案第 5 2 号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第 5 3 号～議案第 5 6 号の説明	5 6
・議案第 5 3 号 令和 4 年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第 5 4 号 令和 4 年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	

・議案第55号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第56号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○延会について	7 1
○次会日程の報告	7 2
○延 会	7 2



9月14日（木）

○開 議	7 5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	7 5
○議事日程の報告	7 5
○議案第53号～議案第56号の説明、質疑、討論、採決	7 5
・議案第53号 令和4年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第54号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第55号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第56号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○議案第57号の説明、質疑、討論、採決	1 2 3
・議案第57号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）	
○議案第58号の説明、質疑、討論、採決	1 3 0
・議案第58号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第59号の説明、質疑、討論、採決	1 3 1
・議案第59号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第60号の説明、質疑、討論、採決	1 3 4
・議案第60号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
○議案第61号の説明、採決	1 3 5
・議案第61号 長瀬町教育委員会委員の任命について	
○議案第62号の説明、採決	1 3 5
・議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○議案第63号の説明、採決	1 3 6
・議案第63号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○議員派遣の件	1 3 7
○議会運営委員会、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件	1 3 7
○字句の整理	1 3 7
○閉会について	1 3 8

○町長挨拶	1 3 8
○閉　　会	1 3 8

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第94号

令和5年第5回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年9月8日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 令和5年9月13日（水）

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1 番	鈴	木	日 出	男	君	2 番	板	谷	定	美	君
3 番	野	原	隆	男	君	4 番	岩	田		務	君
5 番	村	田	徹	也	君	6 番	野	口	健	二	君
7 番	関	口	雅	敬	君	8 番	大	島	瑠 美	子	君
9 番	新	井	利	朗	君						

不応招議員（なし）

第 1 日 9 月 1 3 日（水曜日） 本 会 議

令和 5 年第 5 回長瀬町議会定例会 第 1 日

令和 5 年 9 月 1 3 日（水曜日）

議 事 日 程 （第 1 号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7 番 関 口 雅 敬 君

5 番 村 田 徹 也 君

1 番 鈴 木 日出男 君

3 番 野 原 隆 男 君

9 番 新 井 利 朗 君

8 番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第 4 9 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 0 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 1 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 2 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 3 号～議案第 5 6 号の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	鈴木	日出男	君
3番	野原	隆男	君
5番	村田	徹也	君
7番	関口	雅敬	君
9番	新井	利朗	君

2番	板谷	定美	君
4番	岩田	務	君
6番	野口	健二	君
8番	大島	瑠美子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤	タキ江	君
教育長	井深	道子	君
企画財政課長	若林	健太郎	君
町民課長	福島	俊晴	君
健康こども課長	福島	陽子	君
建設課長	若林	智	君

副町長	飯塚	寛	君
総務課長	福島	賢一	君
会計課長 管理課 会務課 税務課	朽原	秀樹	君
福祉介護課長	内田	千栄子	君
産業観光課長	相馬	孝好	君
教育次長	中畝	康雄	君

事務局職員出席者

事務局長	玉川	真
------	----	---

書記	若林	実
----	----	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（岩田 務君） 皆さん、おはようございます。

今日は、令和5年第5回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和5年第5回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（岩田 務君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内での水分補給を許可いたします。水分の容器は机の下に置くようにしてください。

今議会において不穏当な発言があった場合は、後刻記録を調査の上、措置します。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（岩田 務君） 本日の会議において、地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（岩田 務君） ここで、諸般の報告をいたします。

まず、前回の定例会以降の正副議長の公務及び出張につきましてご報告いたします。

6月29日、小鹿野町役場において秩父地域議長会第1回定例会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

7月11日、皆野町文化会館において秩父町村議員クラブ総会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。なお、同総会には会員として新井利朗君、大島瑠美子君、関口雅敬君、板谷定美君も出席しております。

7月12日、秩父市地場産業センターにおいて秩父地域議員連盟総会があり、役員として副議長の野原隆男君と出席いたしました。

なお、同総会には会員として新井利朗君、大島瑠美子君、関口雅敬君、村田徹也君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

7月21日、埼玉県県民健康センターにおいて埼玉県町村議会議長会の監査があり、出席いたしました。

7月26日、皆野町文化会館において県道長瀬玉淀自然公園線寄居・長瀬・皆野地内改修促進期成同盟会

総会があり、出席いたしました。なお、同総会には、経済観光常任委員会委員長の鈴木日出男君も出席しております。

8月1日、皆野町役場において秩父地域議員連盟第2回役員会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

8月2日、小鹿野町役場において第54回ちちぶ定住自立圏推進委員会があり、出席いたしました。

8月16日、国土交通省、農林水産省、総務省、環境省において秩父地域議員連盟の国に対する要望活動があり、出席いたしました。

8月17日、埼玉県庁及び埼玉県議会議事堂において秩父地域議員連盟の県に対する要望活動があり、出席いたしました。

8月25日、埼玉県県民健康センターにおいて埼玉県町村議会議長会の役員会があり、出席いたしました。

8月28日、ホテルブリランテ武蔵野において地方行政懇談会があり、出席いたしました。

なお、監査委員から、令和5年5月から令和5年7月における例月出納検査の結果及び前年度工事監査の報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（岩田 務君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。本日ここに、令和5年第5回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙の中をご出席賜り、誠にありがとうございます。

それでは、9月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の夏は全国的に猛暑が続き、7月下旬以降の高い気温について気象庁の検討委員会は、歴代と比較しても圧倒的な高温で異常気象だと言えると結論づけました。特に7月の全国の平均気温は、平年と比べて1.91度高く、気象庁が1898年に統計を取り始めてから、この125年間で最も暑い7月だったそうです。当町におきましても、連日熱中症警戒アラートを発表し、住民に注意喚起を促してまいりました。

また、今年は関東大震災から100年という節目の年を迎えました。この間、阪神・淡路大震災や東日本大震災などのほか、近年、各地で記録的な大雨や局地的な集中豪雨による甚大な被害も発生しております。住民の生命、財産を守ることは、行政に課せられました最も重要な役割でございます。今後も、防災減災体制のさらなる強化に努め、住民の皆様の安全安心を確保するため、対策に万全を期してまいります。

次に、新型コロナワクチン接種について申し上げます。当町では5月以降、春接種として重症化リスクの高い65歳以上の方や基礎疾患がある方などを対象に接種を進めてまいりました。今月20日からは、秋接種として初回接種を終了した全ての方を対象とした、オミクロン株のXBB系統に対応したワクチン接種が始まります。過去を見ますと、年末年始が新型コロナウイルス感染症の流行期となっていることから、医療の逼迫を招かないよう、重症化リスクの高い方や基礎疾患がある方、また若い方につきましてもワク

チンの接種についてご検討をお願いいたします。

ここで、6月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、産業観光課関係について申し上げます。

8月15日に、当町の夏を代表するイベントであります長瀬船玉まつりを令和元年以来4年ぶりに開催いたしました。祭り当日は、台風7号の影響により朝から雨模様のあいにくの天候となりましたが、午後には雨もやみ、荒川の増水により万灯船の運航を取りやめるなど、行事内容の一部に変更が生じたものの、大きな混乱や事故もなく、無事に祭りを終了することができました。これもひとえに、ご協賛いただきました皆様方をはじめ、祭りを支えてくださった多くの関係者のご支援、ご協力の賜物と、改めて感謝申し上げます。

また、翌日のボランティア清掃には、早朝より企業の皆様をはじめ一般ボランティアの皆様、さらには小中学生の子供たちまで総勢約400名のご参加をいただき、祭り会場周辺の清掃作業を行っていただきました。ボランティア清掃にご協力をいただきました皆様方に心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。

次に、教育委員会関係についてご報告申し上げます。

秩北建設組合長瀬支部の皆さんによる小中学校3校の校舎等修繕奉仕作業を、8月17日に実施していただきました。この作業は毎年実施していただいております。感謝申し上げます。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例案4件、令和4年度決算認定4件、令和5年度補正予算案4件、人事案件3件の合わせて15議案でございます。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げます。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（岩田 務君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（岩田 務君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

6番 野 口 健 二 君

7番 関 口 雅 敬 君

以上の2名を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（岩田 務君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から15日までの3日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から15日までの3日間に決定いたしました。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（岩田 務君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、品位ある発言で要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

それでは、最初に7番、関口雅敬君の質問を許します。

○7番（関口雅敬君） それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。

初めに、財政状況について町長に伺います。当町の財政状況について議会で質問していますが、理解するのが難しいため、町民にも理解できるような分かりやすい説明による現在の財政状況を伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

まずは、一般の方でもなじみのある借金と貯金で説明をさせていただきます。町の借金に当たる町債残高は、平成25年度末で32億2,675万円であったものが、令和4年度末で26億7,915万円となっており、17%減少をしております。

次に、町の貯金に当たる基金残高は、平成25年度末で5億6,854万円であったものが、令和4年度末で17億4,963万円となっており、208%増加しております。借金が減るということは、後年度の負担が減ることになり、借金返済に使用していた費用を他の事業に使用できることとなります。また、貯金が増えているということは、将来の歳入減少や歳出増加の備えとなります。借金が減り貯金が増えている状況ですから、財政状況全体はよくなっていると考えております。

次に、他の市町村との比較で説明をさせていただきます。国が人口や産業構造等で全国の市町村をグループ分けしておりますが、令和3年度決算における当町と同じグループの順位が出ております。まず、町の財政力を示す指標である財政力指数は、全国の同規模の市町村グループ内で77団体の27位となっております。

次に、資金繰りの程度を示す指標の実質公債費比率は、グループ内で77団体の67位となっております。また、将来の負担を示す将来負担比率は、グループ内で77団体の61位となっております。このようなことから、

長瀬町の財政状況は以前と比較するとよくなっていると言えますが、同じグループの団体との比較では下位となっており、依然として厳しい状況にあると考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今答弁をいただきました。民間というか、家庭からすれば、貯金があるのになぜ借金しているのだろうかという疑問点を町民の方は持ってます。借金の返済は今述べましたけれども、町民が心配してるのは、普通だったら貯金があったら、貯金をそのままにしないで借金しないほうがいい、これはどこの家庭も同じなのだと思うのです。何かマジックでもあるのか、そこをお聞きます。

それから、令和3年どこのグループと比較したのか、今町長の言っている順位と、先日企画財政課から提出された主要財政指標、これ議員はみんなもらっていると思うのですけれども、これは埼玉県内なのだと思うのです。埼玉県内で63中61位、実質公債費比率は63団体中63位、将来負担比率は63団体中57位と、これはすごく分かりいいです。今町長が言ったのは、どのグループで比較して言ったのか、再度お聞きいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり全国的、1,800幾つでしたか、市町村あるわけでございますけれども、その中の大体同じ規模の人口ですとか1年間の予算ですとか、同規模程度の町村を比較してということでございます。全国の中で同規模の自治体を比較してということになります。

それから、貯金があるのならば借金しなくてもいいのではないかというお話でございますが、一般家庭と行政というのは、全くそうした財政については違ってくるわけございまして、町は交付税をいただいたり、そうした形で町だけの税收だけでやっていけませんので、国からいただいたり、県からいただいたりして回しているわけでございますので、その中で基金が増えているということ、それは簡単に長瀬町のことでお話をさせていただきますと、いつもお話をさせていただいておりますけれども、これから公共施設がどんどん老朽化してきておりますので、そうした大規模な改修工事や更新工事が今後必要となっていくまいりますので、貯金があるからといって、どんどん使ってしまうわけにはいかないというようにしているわけでございます。だからといって、抑制をかけているわけではございませんで、必要なところにはお金を充てるという形をとっております。そうした中で、令和5年度には学校給食費を無料化させていただいたということでございます。

貯金が増えてきたということで、それならばもう少し使ってもよろしいのではないかとことだと思っておりますが、家庭でもそうですけれども、やはりある程度の貯金を持っていかないと将来に備えて困るということで、町でもただいま申し上げましたように、こうした老朽化の中でいろいろなことがもう目に見えているわけでございますので、そうした中で貯金をさせていただいているというのが実情でございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 何かだんだん分からなくなってくるような感じで、なぜ全国でそういう同グループを集めてやってくるのか。これは、企画財政課で出したのは埼玉県内、あるいはこの秩父地域であれば秩父地域の市町村でやったって、規模は違うかもしれないけれども、計算方式でやってくれば、この答えは大体そんなに関係なく出るのだと思うのです。もう一度、全国レベルでどうこうではなく、企画財政課は

県内、もっと言えば秩父地域で長瀬町が今どの程度にあるのかも、しっかり町民に把握してもらったほうがいいと思うので、この質問をしました。

それと、今町長が言いましたけれども、公共施設が大分古くなったというのは、もうそれはこういう建物を建てたときから分かるわけです。中学校だって10年前に建てたわけではないでしょう。もうかなり古いというのは分かります。そういうのであれば、今までのメンテナンスのやり方が悪かったということにつながっていくのだと、今まで準備していないのだから。急に古くなったからって町長言いますけれども、急に古くなったわけではなくて、1年1年古くなっているの、私はそういうことだと思うのです。

各家庭で貯金があって、貯金は全部使うといざというとき困るからというのは合っていると思います。ですが、町民からすれば、こういう時代だからなるべく税金は取らないで、何とか工夫してやれないのかという、そこまで住民の方は言っているぐらい民間は疲弊してます。そういう中で意見は、町は何で貯金増えているのに借金も増えるのだと。町長、はっきり言った方がいいですよ、交付税がついてくるから借金をするのだと。これも、私ははっきり住民の方にお知らせするために必要な答弁だと思いますが、いかがですか。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

建物というのは、建てたときから古くなるのは分かっているのだからというお話でございますけれども、私も全くそうだと思っております。ですので、私が10年前に就任した当初、よく副町長にそういうお話をさせていただきました。しかしながら、過去の歴代の町長さんたち、この建物を建てたときはバブルの時代でしたので、こうしたよい建物が建ったのだと思いますが、その後の方たちは多分大変な時代に突入して、バブルがはじけていろいろな部分で大変な思いをされたと思います。

そうした中で、ちょうどそのときに下水道をやってしまったということが、長瀬町にとっては今一番のネックなわけでございますけれども、そうしたものの借金返済に追われている中で、いずれ建物が悪くなるのだから、そのときのために基金を貯めようよという状況にはとても至らなかったのだと思います。これは、前町長からもそうしたお話も伺っておりますし、またそばに私たちも議員としていたわけですから、大変な思いをされていたということは重々承知をいたしているところでございます。

関口議員も、昨日今日議員になったわけではなくて、もう大ベテランでございますので、そうしたことはしっかりとご承知なのだろうと思います。承知をされている中で質問していただいているのだと思いますけれども、数字のマジックというものもございました。各家庭ですと、数字のマジックはできませんけれども、そうした数字のマジックも十分に分かっていらっしゃるのだと思いますので、多分関口議員はしっかり理解をしていらっしゃるのだと私は思いますけれども、それでも理解ができないというのでございますれば、また企財課長さんにでも細かく説明をしていただいて、町民に分かりやすく説明をしていただけたらありがたいなと思っているところでございます。

関口議員が、町をよくするために日夜大奮闘していらっしゃるということも重々承知しておりますので、そうした中でしっかりと各町民の皆さんにお会いしたときには、説明をしていただけたらありがたいなと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、やっと貯金ができるようになってきたという状況の中で、こうしてこれからのためにしっかりと貯金をさせていただいているというのが実情でございます。よろしく願いいたします。

○7番（関口雅敬君） 議長、ちょっと聞くのだけれども、もう3回目質問した。まだ2回だよ、町長再々質問って言ったけれども。

○議長（岩田 務君） 再々質問終わりました。

○7番（関口雅敬君） やった。

○議長（岩田 務君） はい、次の質問に。

○7番（関口雅敬君） よく分かりました。言うことはよく聞くので。

では、次の質問に移らせてもらいます。大変すいません。新人と同じで、2年間ブランクがあると全然分からなくなって、スタートが切れているので、つい自分が何回やったかも忘れていました。一生懸命頑張ります。

では2番目、公共施設の整備について町長に伺います。小学校の統合により生じる第二小学校跡地の利用方法をどのように考えているのか伺います。

また、今後の施設整備については、文化施設のリクエストが町民の意見として多くありますが、町の考えを伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の公共施設の整備についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、小学校の統合により生じる第二小学校跡地の利用方法をどのように考えているのかでございますが、当初は他の公共施設も含めて、公共施設全体の中で検討をしていきたいと考えておりました。しかしながら、誠に残念でありましたが、6月定例会において公共施設のあり方検討委員会設置条例をお認めいただくことはできませんでした。私といたしましては、統合後から時間を空けずに第二小学校を活用できればと考えておりましたので、検討のスピードを緩めてはいけないと思い7月に全員協議会を開催し、今後の進め方について検討してまいりました。

今後につきましては、複数の議員の方からご提案をいただきました施設の現状把握をまずは行っていきたいと考えております。そのための経費を、この後ご審議いただく9月補正予算案に計上をしております。現状検討を始めることができない状況ですので、町として第二小学校跡地をどのように活用していくかは決めておりません。

次に、今後の施設整備については、文化施設のリクエストが町民の意見として多くありますが、町はどのように考えているのかというご質問でございますが、長瀬町公共施設等総合管理計画で文化系施設である中央公民館は、「点検・診断の実績により、老朽化の状況を把握し、計画的な改修や修繕を実施」との方針としており、現施設を継続して使用していく計画となっております。

一方で、今回第二小学校が廃校となることから、中央公民館機能を移転するというのとは一つの選択肢でございます。そのため、先ほどお伝えいたしました公共施設の現状把握には、第二小学校だけではなく中央公民館も調査対象としており、文化系施設としての利用も検討をしております。ただし、老朽化が進行している第一小学校と中学校の対応を今後検討していかなければなりません。そのため、町の財政に大きな影響を与えないように、慎重に検討を進める必要があります。他の公共施設や事業との兼ね合いもございますので、必ずしもバラ色の未来があるわけではないということをご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7 番、関口雅敬君。

○7 番（関口雅敬君） 前回否決されたのは、公共施設の検討委員会のメンバーのやり方を議場に出したのではないのですか。メンバーが、いつも同じメンバーで決めるようだから、違うメンバーにしたらどうですかという話で、私はだから個別に、この建物だったらこういう方、この建物だったらこういう有識者がいるのだから、そういう方々にそれぞれの検討をしてもらった方が。いつも同じメンバーで、何とか長、何とか長でやるのでは、もう意見決まっているのだから、そういう意味で私も反対をさせてもらいました。

今の町長の答弁からいくと、ちょっとずれているように感じます。では町長、百歩譲って、町長は合併をするのだって決めた時点でどういう思いを持っていたのか、多分考えがあって統合を決断したのだと思うのです。あれだけ自分が任期中には考えさせないって言っていたのだから、それを合併をするのだと決めた時点では、第二小学校も多分こういう使い方というのがあるのだと思うのです。町長が答弁したから、それに右に倣えでそういうふうに行くような町ではなく、いろんな意見が出ると思うので、多分大丈夫です、町長が思った意見を言ったとしても。昨日のニュースで、小泉龍司さんが法務大臣に就任する予定だというNHKのニュースがありました。あの小泉さんのニュースを聞いて、私が振り返って同じ小泉純一郎、あの方はこれをやるのだからって言って今の小泉さんと対立したわけなのだけれども、町長もそのぐらいの熱意を持ったほうがいいのではないですか、この大事な長瀬町の分かれ目なのだから。自分はこういう考えがあるかはっきり言わないから、全員協議会を何回開いたってあそこで夢話しているだけです、町長。検討する検討委員会を立ち上げます。はい、いつもと同じメンバーが集まる。それではよくならないから、町長ここではっきり、第二小学校跡地、自分はこうにしたいのだという夢でもいいから述べてみてください。必ずやいい方向へ向かっていくと思います。もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

全員協議会の席でも関口議員から、町長がどうにしたいのだからこの席で言えというお話をいただきました。6 月議会で、町長は町を私物化しているという関口議員からのお叱りの言葉をいただいております。その中で、私がこうにしたいのだ、だから皆さんついてこいというような意見は、私は言えないと思います。

それから、関口議員が1 期目のときには統合しないって言っていたのに、なぜだ、なぜだとよくおっしゃるのですが、あまり過去は引きずるものではないと私は思います。過去というのは、やはり学ぶものであって、いつまでもこだわっていたのでは前には進めないということだと私は思っております。そうした中で、1 期目は何とか統合をしないでやっていきたいという意気込みの中で、そうした私の公約として出させていただきました。しかしながら、私の力足りず子供の減少は止めることができなかったということ、これはやはり前に進まなければいけないという思いの中で統合を考えたわけでございます。これは、やはり子供たちの未来を考えての決断でございます。

その中で、統合するのだから第二小学校はこうにしようということは、まず考えはございませんでした。まずは一小と二小の子供たちを一緒にして、よい環境の中で勉強させたいということ、これが一番でございまして、ですので学校のあり方検討委員会を発足させていただき、今日まで来たわけでございます。そして、第二小学校の跡地利用は、まだまだこれからのわけでございます。先ほども申し上げましたけれども、いろいろな施設が老朽化している中で、やはり全体的に考えた方がよろしいのではないかとということで、6 月に検討委員会を上程させていただきました。

メンバーについての異論があったということ、これについても、今までは同じようなメンバーだけでやってきたけれども、また同じようなメンバーでやるのかというお話もいただいたわけですが、そうではないですよという説明を私はさせていただいたつもりでございます。しかしながら、皆さんにご理解をいただけなかったというのは、説明が足らなかったのかなという思いがいたしております。ただ、6月議会の席で、いやいや、今までの委員さんとは違って、こういう方たちをお願いするのですよという、その個人名を議会の中でお出しすることはまだまだできませんでしたので、もう少し違った説明の仕方があったかなとは思いますが、そのような状況の中で、皆さんにご理解がいただけなかったということでございます。

いずれにいたしましても、私が第二小学校はこうにしたいということは、私は言わないでおこうと思っております。私が、町長がこうにしたいのだという意見を出しますと、これが独り歩きしてしまいますので、結果として、あまりよい結果は生まないのではないかという思いの中で、今後もそうさせていただくつもりでございます。皆様方からいただいたご意見を基に、最後の決断は私がさせていただきますが、私からこうしろということは言わないで今後も進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今町長から、あまり過去を振り返らない方がいいと教授いただきましたが、私はそう思いません。こういう大事なことを決める長瀬町議会、長瀬町の最高会議、そこはやっぱり責任を取る。よく政治家には結果責任がついてくる、これ私が今まで大事にしてきました。だから、過去も振り返って考えたりしていかないと、町長、過去のことは言うとか、それは都合の悪いことを言われては嫌だと思えます。だけれども、過去を振り返って、こういう言動があつてこうなってきたのだから、何か町長考えがあるのだろうなと思って私は言っているのであって、私は言わない、私は言わないで、委員会を立ち上げて、そこで決めてもらうのだ。それでは前に進まないと思えます。学校の統合は、もうあと何か月で統合です、子供たちは。それなのに、こっちで足踏みあっちで足踏みでは子供がかわいそうではないですか。子供がかわいそうというより、私は町民がかわいそうだと。

町長、何回も私申し上げます。会社で言えば取締役会なのです、ここは。町長は代表取締役なのだから、ビッグモーターの代表取締役のようにもっとリーダーシップを発揮したほうがいいのではないですか。それは、悪いほうに走ったら取締役が止めますよ、しっかり。だから、私は前回の質問に、町長に対して教授してくれる方々いないのか、進言をしてくれる方々いないのかという質問もしました。だから、もう町長大丈夫ですよ、小泉純一郎のやり方で、自分はこうにやりたいのだからって言えば、今法務大臣になった小泉龍司さんのように反対意見を出す人だっています。ですから、もう真剣に考えて、都合のいいところだけやっているのではなく、大変なところに突っ込んでいかないと、本当にこれから長瀬町をよくするためには、私はその第一歩が踏み出せないと思えます。最後にお答えしていただいて、2番目を終わりにしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

私は、過去を振り返るとは申しておりません。過去を引きずってはいけないということを申し上げたところでございますので、振り返ると引きずるのは違うのではないかなという思いがしているところでござ

ざいます。ここが、関口議員と私のちょっと意見が違ふところかなという思いがしてるのですが、そのような中で小泉純一郎さん、とてもとても私などは雲の上の人です。そういう方と一緒にさせていただいて私は光栄でございますけれども、もし小泉純一郎さんが聞いたならば、何を言っているのだということになるのではないかなと、とてもとても畏れ多いお話でございます。

それから、小泉龍司先生、私は昨日涙が出ました。小泉先生が今まで本当に我慢に我慢を重ねてここまで来て、やっと大臣になれたということ。同じ秩父人として、本当にすばらしいことだなと。先生からもお電話をいただいていろいろ話しましたが、すばらしいことが本当に夕方には待っているということで、今日はいい一日だなという思いの中で、今日はここに立たせていただいているわけでございます。

それから、このままでいたのでは町民がかわいそうだよというお話でございますけれども、私は丁寧に進めてあげたほうが町民にとってはよろしいのではないかなと思います。やはりじっくりと考えて、この先の長瀬町を考えて、町民にとってどの方法が一番よいか、そうしたことをしっかりと皆さんと議論をしながら進めていったほうが、私はよろしいのではないかと考えております。

それから、結果責任の話が出ました。当然私は、最後の結果責任は私が取らせていただく立場にあるわけでございます。先ほどご挨拶の中で、船玉まつりのお話をさせていただきました。台風が来ていて、どうしようか、どうしようかという中で、実行委員会の中で何回も話し合いをしました。最後は、観光協会長と実行委員会長である町長と2人で決めろと言われたのですが、これは私も決断をさせていただきました。雨が降って、15日の朝は土砂降りでした。朝5時半に行ってみましたら、もう増水をしていて、でも天気予報を見ると何とかかなという思いの中で、これは私が最後は決断をしてやったほうがよいという思いの中でさせていただいたわけです。結果的に、ああした結果を見たということ。あれが真逆な状態でしたらば、私に対する非難はもう本当にひどいものだったろうと思いますけれども、やってもらってよかったというお話をたくさん聞く中で、ああよかったな、最後の決断をさせていただいてよかったなという思いがしたわけでございます。

最後の決断は私がさせていただくということで、第二小学校についても進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、次の質問に移ります。

3番、今後のまちづくりについて町長に伺います。町の活性化や町民の利便性の確保のために、まちの駅のような観光客や町民が利用しやすい施設の設置を考えていく必要があると思いますが、町の考えを伺います。

また、公共交通の導入を取りやめた後、町はどんな考えを持っているのか伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の今後のまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

町の活性化や町民の利便性の確保のために、まちの駅のような観光客や町民が利用しやすい施設の設置を考えていく必要があるでございますが、まちの駅は全国まちの駅連絡協議会が認定している無料で休憩できるまちの案内所であります。まちの駅のホームページによりますと、埼玉県内では本庄市に77か所、杉戸町、鴻巣市、秩父市に各1か所設置してあるようです。

本庄市のまちの駅は、ほとんどが既存の民間施設となっています。また、まちの駅を設置するには、全

国まちの駅連絡協議会への加盟と年会費と新規認定料が必要となります。今回初めて提案されたことであるため、設置については必要性も含めて検討させていただければと思います。

また、2つ目の公共交通の導入を取りやめた後、町ではどんな考えを持っているのかについてですが、現時点では後期高齢者を中心とした、いわゆる交通弱者、その中でも特に介護認定や障害者手帳までは至っていないが、自分自身では車を運転できない方々の移動手段をどのように確保するのが課題であると考えております。

この課題を解消するため、公共交通の導入を取りやめた後の令和3年度に、長瀬町商工会で実施している元気と安心お助け隊事業の拡充支援をしたところでございます。商工会において車両などの体制を整備していただきつつ、町としても事業の周知やボランティアの募集を共同で行い、移動に困っている方々が気軽ににお助け隊を利用できる環境を整えております。

また、買物に支障のある高齢者に対応するため、昨年度から移動販売を通じた通いの場の創出事業を始めたところでございます。本事業は、町民が生鮮食品や日用品の購入がしやすいように、移動販売車を運行するだけではなく、モニターを活用した専門職による健康相談や見守り支援などを目的として実施しております。この事業を実施することにより、買物支援のほか高齢者のひきこもり予防や住民同士の交流機会の創出などにも一役を買っているものと考えております。

なお、公共交通の導入につきましては、高齢化や運転免許証の返納状況などを踏まえながら定期的に検討してまいります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今答弁をいただきました。町長、私の通告書の質問よく読んでもらいました、まちの駅のようなです。そんな年会費が必要だ、認定が必要だではなくて、こんな小さな縦長の町なのだから、そんなの必要ないと私は思います。まちの駅のような施設を造ったらどうですかというのを私は提案しているのです。全国のそんな組織に入って同じようにやる必要はなしと私は思っています。

この通告文、町長読んでいなかったのかなと思って、ちょっとがっかりしたのですけれども、私が言うまちの駅は、東京大学の月尾嘉男先生のまちづくり案を私が読んで、もう以前からこれ、この質問2回か3回目だと思います。担当課長に答弁していただいた感じを私は持っていますので、そうではなくて、まちの駅のような施設を造って、その地域で無人販売所に使うなり、その地域を宣伝するなり、観光客がそこに寄って地域住民の方のそういう無人販売でも買ったらかうかなというイメージで、これ質問しています。

ある町民の方が私にアドバイスをしてくれました。関口議員は質問するのだけれども、最後までに答えを町長に出してしまっているけれども、答えを出さないで町長の意見をしっかり聞いてみなというアドバイスもいただいています。私はまちの駅構想を持っています。今町長、お助け隊にかじを切るという話でございませうけれども、公共交通経費約1,200万円今までかけていて、今度はお助け隊にかじを切るという話で、私がお助け隊を取材してみると、どうも運転手が不足しがちだと、だから運転手をもっと多くいればいいのだけれども、運転手を誰か見つけてくれないかねという話も聞いています。多分商工会のほうから、町のほうにも運転手を要請されているのではないかなと思いますけれども、検討してやってください、運転手不足らしいですから。

それから、うえたん号、これもいいことだと思います。私がある地域の方から意見を聞いたら、自分の

うちの地域にうえたん号が何曜日の何時頃来るのだと、そうするとその日は私忙しいのだよねって言われて、いろいろ行動を見ていると、地域を回っているのです、お年寄りを集めて。買っても買わなくてもいいから来いと、送り迎えするからって、その方は一生懸命送り迎えしていました。

もう一つは、これははっきり名前申し上げてしまいますけれども、風布地区は本当にうえたん号お断りをした地域だと聞いています。それはなぜかといったら、風布の方は真面目なのです。行くと買わなくてはだから、あんまり毎週来てもらわなくてもいいので断って、必要なときにはそれなりに自分たちでどうか足考えて買物に行くからと、そういう地域もありました。このうえたん号が持続可能なうえたん号になることを私は願っています、いいことなので。

町がまちの駅のような施設を整備していくことにより、いろいろなネットワークができてくると思うのです。社協にだってそういうネットワーク、私はこの事業をネットワーク化したら成功するなというのを幾つか考えて持っています。ですから、このまちの駅整備、よく私が災害が起こったときに橋が崩れたら、対岸とこっち側で途切れてしまう。しかも、私の家の先のトンネルが崩れたら、もう皆野にも行けない。寄居側は普段でも地崩れしている地域だから、金尾峠だって危ない。そういうのを踏まえて、私は町4分割論、以前から申し上げていますが、そういうまちの駅を配備したらどうかということなのです。町長いかがですか。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

何か久しぶりに関口議員にいいことをやっていると言われたいものですから、先ほども話しましたがけれども、今日はいい日だよという話をさせていただいた、本当にいい日だなと思ったところでございます。

うえたん号、本当に町民に喜ばれている事業でございまして、買わなくてもいいのだからみんな行こうよというような形で、生活支援協議体の皆さんですとか、それから民生委員の皆さんですとか、また一般の買物客ですとか、そういう方たちが声を掛け合って、うえたん号に行っているという、そういうお話はいただいております。だんだんとお客さんの数も増えているというありがたいお話も私のところには届いているところでございます。これから最低でも5年間はやっていただくという契約になっておりますので、また長瀬はいい事業を始めたねということで、この9月から横瀬町も始めましたし、県の町村会に参りますと、うちのほうもやりたいと思っているのだよという話をたくさんいただいているところでございます。これからの買物難民のための事業としては、すばらしい事業だと私も思っているところでございます。

それから、まちの駅につきましてでございますが、町長は読んでいないのかいというお話をいただきましたけれども、関口議員も多分、先ほど大学の教授のお話もありましたけれども、いろいろなまちの駅を参考にして質問をされているのだろうなという思いの中で、第1の回答をさせていただいたわけでございます。そんなに規約に縛られるとか、そういうことではなくて、気楽にそういうところというお話のようでございますので、大変いいご提案をいただいたと思っておりますので、これからまた相談をさせていながら、進められるものであれば進めてまいりたいと思っております。ただ、今の状況ですと、うえたん号が各地域を回っておりますので、その中でまちの駅と称するところに行っていくような形になるかなということになると、今集まっているところ、これも一つのまちの駅になるわけでございますので、かぶるところも出てくるかなという思いがしておりますので、これからまたいろいろと担当課とも協議をさせていただいて、できることはさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7 番、関口雅敬君。

○7 番（関口雅敬君） 町長、久しぶりにいい日だとか言っただけでも、私は今までここで発言しているのは、さっきも言うように取締役会で町長応援団で質問しているのであって、私の意見をどんどん聞いてまちづくりにやっていってもらえば、本当にいい町できていくと思います。

最後に申し上げます。まちの駅、私は4か所と言っただけでも、町長それをもう頭で4か所とやっているから、うえたん号との接点を考えるのだと思うのだけれども、いい例が、私どういうあれか分からない、この決算の概要を読んだときに、矢那瀬の拠点はもう全部撤退、これで終結するというような文を読んだ。だから、ああいった型にはまるまちの駅ではなく、住民に自由に使えるような、そんなにお金もかからないあれでいいではないですか、町長恥ずかしくないって言ったのだから、公園にある休憩所、テントの要らなくなったやつを外してよしずを垂らしたような、あれを恥ずかしくないのだから、ああいうのだったらいいと思います。みんなが集まって、そこでわいわいお茶飲みでも何でもできるような場所がいいのであって、町長しっかり検討して、うえたん号があるからではなくて、何とかそれを1本の矢ではなくて2本、3本にするために、町はまちの駅をもう一本やっておく、折れないような矢にするために2本目の矢をつくりましょう。

以上です。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時23分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（岩田 務君） 次に、5 番、村田徹也君の質問を許します。

5 番、村田徹也君。

○5 番（村田徹也君） それでは、花の町の推進について町長にお伺いします。

当町では、花いっぱい事業を推進していますが、多くの桜は老木化し、国道沿いの花植栽も縮減しているようです。このような状況では、花いっぱいを推進する町としての景観がうかがえない状況なのではないでしょうか。

そこで、花いっぱい推進事業を掲げ、そのことを進めていくことに関して次の点について伺います。

1、花いっぱい推進事業の基本構想と今後の整備計画について。

2、花の里の費用対効果と今後の展望について。

3、いつでも花に覆われた町内全域を目指すための花苗や種等配布の推進について。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の花の町の推進についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ます。

まず、1つ目の花いっぱい推進事業の基本構想と今後の整備計画についてでございます。花いっぱい推進事業は、行政、住民、関係団体などが一体となって、街路、公園などの地域景観を花と緑で美しく保ち、快適な生活空間を演出するとともに、訪れる人が年間を通して花を楽しめるようにしていくことを目的としております。そのため、町は希望団体に花の苗を配布したり、花の里の整備や管理などの事業を推進してきております。

町としては、改めて基本構想を策定するというよりも、官民が一体となって花いっぱい推進事業を進めていくことが、町を生かした美しいまちづくりの推進を図っていくということになると考えておりますので、今後そのような形で推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、具体的な整備計画ですが、花の里のような場所を新たに整備するには、用地の問題もあり時間がかかるため、なかなか難しい状況にございます。このため、町としては現行の花の里の充実や、新たな植栽場所の模索のほか、植栽に必要な花の苗や資材等の提供について、引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の花の里の費用対効果と今後の展望についてでございます。令和5年度は、花の里づくり実行委員会に対しまして補助金50万円を交付し、耕うんや播種、除草等の作業を実施していただいております。今年度は、7月までに昨年を上回る約5,000人の方に来園していただきました。長瀬の観光振興に大きく貢献でき、費用対効果は十分あったものと考えております。

今後の展望につきましては、新聞やメディア等で紹介され、花の里の知名度も年々向上しているものと思いますので、今後は花の里の充実が可能であるか否かについても、実行委員会の役員会で検討してまいります。さらに、ハナビシソウの後に咲くアナベルも大変すばらしい花でありますことから、周知を強化し誘客に結びつけられるよう取り組んでまいります。

次に、3つ目のいつでも花に覆われた町内全域を目指すための花苗や種子等配布の推進についてでございます。令和5年度も花の応援事業として、希望する団体やグループに対して花の苗や資材を提供し、広く町内に花を植栽していただくよう展開しております。令和5年8月までに、花の苗の提供を希望する4団体に対して1,250株を提供し、町内に植栽していただきました。また、町が管理しております5か所の花壇等に花の苗を約750株を植栽いたしましたので、町内全体で約2,000株の花の苗を植栽しております。しかし、今年の夏は記録的な猛暑で降雨が少なかったことから、枯死してしまった花もあります。全体的に花が少なく感じられましたが、今後も希望団体やグループに花の苗や資材等を提供し、引き続き花の町の推進に取り組んでまいります。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、私いつも長くなるので、なるべく要約して質問したいと思いますが、町長も簡潔にお願いしたいと思います。

まず、はつらつ長瀬プランで、町民参加による植栽、緑化活動を通じて緑化意識の高揚と普及啓発に努めるとあっております。今簡単に概略を説明していただきましたが、これ町民参加率ということで考えていただくと、0.何%ということだと思います。すると、緑化意識の高揚とということについて、もう少し工夫していかなければ、これうたい文句になってしまうと思いますが、その点についてどうかと。

特に全庁的に花のあふれる町の実現ということは、古いことを言って申し訳ないのですが、町長が最初に立候補したとき、そのためにも給料をカットしてやると、英断を下したと言われました。そのことで、

マリーゴールドを各地区に配布したと。ところが、それが希望地区になったと。今、昨年度、本年度あたり、区長さんから全くそういう話はないということで、これ尻すばみになっているのではないかと思います、そのことについてどうかと。

それから、ハナビシソウ園についてですが、昨年度は60万円の補助金ですか、今年度50万円だったですか。ということで、この予算では、あそこのところを維持管理することは絶対にできないであろうと思います。今も多分シルバーさんではないかなと思いますが、何人かでやっていることもあるし、何人も出て草むしりをしていることもあると、多分あれボランティアではないのではないかなと。ボランティアであれば、町民にもっと呼びかける必要があるのではないかなと。そこのところについて、費用対効果というところで、一体そういうところに幾らお金がかかっているのだらうと。私は、あのところ切り替える必要があるのではないかなと。土地の賃貸料もかかっています。それから、そういう除草作業等にもお金がかかっていると。ですから、確かにアナベルも見ました。アナベルうちもよく植えていますが、結構きれいです。だけれども、あの全体をアナベル、またはそれに類似したようなものにしてしまうと、あそこのところに紅葉を植えて、そうすればあそこが第二のもみじ公園、広さもあります。町長は、前私が質問したとき、それは考えていないというふうなことを言われましたが、もうそういう方向に来ているのではないかなと。そうすれば、何回かの草刈りでも済むと。あれだけ広いところでもみじ公園にすれば、そのほうが予算もかからないしということで考えますが、そのことについてどうなのかと。

それから、国道沿いで花を植えているところがあります。町の花壇が5か所って言われました。それから、宝登山の山道なんかは、あれある団体でやっているのかなという気がしますけれども、第一小学校の前とか役場の花壇とか、それから中学校の、こちらはきれいなのですが、向こう側は大部分草に覆われていると。それから、長瀬の光安寺の下、あそこも花が植えてあるところはきれいなのですが、手前が草でもう見えないというような状況、これ本当に草退治は大変なのですけども、やはりこれはさっき町長が言われたように官民が一緒になってと、その醸成ができていないのではないかと。以前にも言いましたが、昭和27年に松本市が日本で初めて花の街宣言をしたと。今でもボランティアが植栽をして、除草をしているという姿を、松本よく行くので見ます。そこまでなるのは難しいだろうけれども、やはりそういう住民を巻き込むということについてどう考えているかということについて。

あとは、上長瀬駅の信号のところで個人でコキアを何か植えられて、もう熱心に暑い日も草むしりをして、この間も草が生えたのでむしっていると。特別というか、頭が下がりますけれども、やはりああいう姿があちこちで見られれば、本当に花の町ではないかと思いますが、そのことについて。

あと、桜についてなのですけども、通り抜けの桜、これ大変きれいであれなのですが、多分これも協力金を取っているような気がするのです。それから、ハナビシソウもそうなのですが、観光地ではそういう協力金を取ったときに、その協力金をこのような目的で使っていますよというプラカードがよくあります。長瀬は、私が見た限りではないのです。だから、その協力金がどういうふうに使われているかということについて、やはりそれを知らせるのが筋ではないかなと私は思います。そのことについて。

では、そこまで再質問ということでお願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

いろいろございましたので、抜けてしまうところもあるかもしれませんが、またご指摘いただければと思います。花の里に、ハナビシソウ園ですけども、こちらにつきましてはご承知のとおり、花の里実

行委員会というものを設立し、当初からボランティアでずっとやっていただいているところでございます。この会長は、商工会の会長が今現在もなっているわけだと思いますけれども、その中でボランティアを募って、草むしりをしていただいているわけでございます。本当にどうしても雑草に負けてしまいますので、雑草取りが追いつかないというのが現状でございまして、そこのところシルバーさんにもお願いしているわけでございますが、なかなか思うようにいかないというような状況でございます。

先ほど村田議員さんのほうから、もう違うものに替える時期なのではないかというお話の中で、紅葉というお話をいただきました。実は私もハナビシソウ、本当に草取りが大変なので、今の商工会長の前の前の会長さんのときから、野原会長さんですか、ハナビシソウをやめて違うものにしたらどうですかというご提案をさせていただいてまいりました。野原会長の次の小埜会長にもその話をさせていただいたのですが、なかなか、当初からハナビシソウをやっているのだから替えたくないという強い意思の下に今日も来ているわけでございます。

紅葉というお話をいただきましたが、その当時、私はフヨウがいいのではないかという話をさせていただきました。フヨウですと、下草刈りだけすれば間に合うのだからどうですかというご提案をお二人にはさせていただきましたが、どちらも却下されたという経緯がございます。

それからハナビシソウ、その前にマリーゴールドの話ですね、一番最初は。過去には、マリーゴールドを毎戸配布ですとか、各区に配布ですとか、いろいろやってきたわけでございますけれども、なかなかやはり草取りが大変だということで、区長さんからも不評があったのだと思います。特にコロナも影響したかなと思うのですが、コロナになってから、特に配布をしていないのではないかなと思っております。その中で、必要な団体さんは、声がけいただければ調達いたしますということでやってきているのだと思います。

いずれにいたしましても、長瀬は花の長瀬と秩父音頭でもうたわれている町でございまして、何とか一年中花を絶やさないようにしたいという思いは、私も持ち続けているわけでございます。しかしながら、なかなか現実には厳しいものでして、もうどの花を植えても雑草に負けてしまって、雑草取りが追いつかないという状況のわけでございます。先ほど申し上げましたけれども、特に今年のような気候ですと雑草は本当に強いわけございまして、美しい花はやはり弱いという中で、議員に見ていただいているような現在のありさまでございます。特に役場の前の花壇もあのような状況になっているわけございまして、これから何とか植えなければならぬわけでございますけれども、草むしりをしてしても追いつかないという状況の中で、これからもう少し涼しくなったら、多分花を植える形がとれるかなと思うのですが、もうしばらく我慢していただければと思っているわけでございます。

それから、光安寺の前ですか、あそこもポチュラカを植えていただいて、今見ますとポチュラカがすごくきれいなのですけれども、雑草で周りがもう大変な状況になっている。これにつきましても、課長にも、あれではポチュラカがかわいそうだよという話を昨日もさせていただいたところでございます。職員が行って草むしりもなかなかできないという状況の中で、結局はボランティアさんに出ていただければありがたいのですが、この暑さの中でボランティアさんをお願いするのもいかなものかなという思いがあるわけでございます。ですので、村田議員のおっしゃる第二のもみじ公園というお話もしっかり承りましたので、これからまた検討させていただければと思っているところでございます。

コキアにつきましては、本当に彼がよくやっていただいて、よくあそこまでしてくれたなと、私も通るたびに感心をしているわけでございます。お会いしたらばお礼を申し上げなくてはと思っているのですが、

なかなかお会いできないという状況ですが、あそこまで本当に暑い中を頑張っていただいて、素晴らしいコキアの花壇にいただきました。

私は、実はハナビシソウのところは、コキアもいいなという思いがいたしまして、以前の野原会長にはそうした話もさせていただいたのですが、とにかくハナビシソウ……

〔「時間がなくなるので、もういいです」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） という話で今日まで来ているわけでございます。

それから、お金がどのくらいかかっているのかという費用対効果、これにつきましては担当のほうからさせていただければと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） 村田議員の費用対効果といいますか、協力金の使い道についてのご質問にお答えさせていただきます。

令和4年度の決算報告を見ますと、協力金のほうが88万7,984円いただいております。全体の支出の額が155万281円かかっておりまして、町から60万円の補助金をいただいておりますので、それと協力金を合わせて会の運営費ということで支出をしております。

以上でございます。

〔「ちょっとすいません。協力金をどういうふうに使うか……そういうあれをしたほうがいいという話を。これはこういうことに使いますよということ」と言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、今説明したとおりなのですが、この88万7,984円につきましてはどれにというか、全体的に本当に運営費として1から10まで事業に使わせていただくということしか今申し上げられないのですが、よろしいでしょうか。

〔「周知はした」と言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） 周知を。

〔何事か言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 次あるからいい。

〔何事か言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） それは、協力金箱の下に書いておいたほうがいいところを今後やらせていただきますので、よろしくお願いします。

〔「よくほかの観光地では見るということを申し上げた」と言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） それは、今後うちのほうも同じようにやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、大分時間を引きずったので簡単にやりますが、要するに基本構想というものをやっぱりつくらなければ、うまくないのではないかなと思います、どういうふうに町の緑化を進めていくかと。例えばもっと言いますが、私はちょこちょこ行くのですが、蓬莱島も大分駐車場の下辺りが雑草が生えてしまったと、それから土留めの壁もサクラソウを植えたのだけれども、雑草のほうが強くなって

しまったと、これどこでもそうなのです。私も微々たるものだけれども、自分ちの国道沿いの畑のところはいつも花を植えて、しょうがないというか、草が出てくるから草をやっています。だけれども、これは自分でやっているからどうということではないのですけれども、やはりそういう心を醸成していかなければ、町民がきれいにしていこうという、その心を醸成していくという努力をこれからしていただきたいということ。

あと、産業観光課長の今の答弁で、概略かったお金は分かりました。そして、今はシルバーさんなんか草むしっているのです。あれ大変だと思うのだけれども、あれもやはりそういう費用に、当然この中に含まれているということです。土地代のほうは、予算書を見れば私も分かってはいるのですけれども、それもかかっているということで、できればアナベルは挿し木で結構増えるのですよ。ただ、あそこをアナベルにしていくのには相当年数が、でもうちなんかも2年ぐらいで結構、ずっと壁際はアナベル育ったので、そんなふうな方法もあるから苗替えなくても済むと。紅葉なら下刈りだけだからというようなこともあるので、やっぱりPDCAというのがあるのです。だから、商工会長が云々ということではなくて、町でお金を出したりしているのだから、あそここのところのどうしていこうかという構想で話し合っ、ぜひこの会の人とも話し合っ、方向づけをしていくということが必要だと思いますので、簡単に答弁をお願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 先ほどは失礼いたしました。幾つか抜けてしまいまして申し訳ありませんでした。

蓬莱島のお話も出てまいりましたけれども、今年は何といっても酷暑でして、その中で私も本当に雑草については気にはなってきたところでございますけれども、蓬莱島を愛する会の皆さんも大分気にはしておりましたけれども、あの暑さの中で作業をしていただくというのは非常に申し訳ないなという中で、私のほうからもやってという話はしなかったわけでございます。議員さんの中で、新井議員さんが一生懸命そうしたほうには関わっていただいておりますけれども、多分大変なこの夏だったと思います。昼間はともかく暑いですし、朝も早くから暑い、夕方もなかなか涼しくならないという状況の中で、限られた時間の中でしっかりとやっていただいていたのだと思いますが、ともかく大変だっただろうなという思いがしているところでございます。この暑さが来年も再来年も続くのではないかというお話ですので、雑草に強いというような花があったらば、ぜひ皆さんに教えていただけたらありがたいなと思っているところでございます。

それから、今咲いておりますアナベルは、当時佐藤さんという方が一生懸命やったださって、私も一生懸命ボランティアで行ったのですが、挿し木であそこまで増やしたのです。ですので、そういうふうにも一生懸命やったださる方が出てきていただいて、増やしていただけるとまたいいかなと思うのですが、ほとんどアナベルは群馬のほうからですか、渋川から木を頂いてきてボランティアの皆さんで、当時はまだ大勢のボランティアさんが出ていたわけでございまして、あそこまで大きくなったわけです。当時はボランティアさんもたくさんいたのですが、なかなか皆さん高齢になってしまわれて、そうした方たちが従事できなくなってしまったという中で、新しいボランティアさんを募集しなければ、やはり継続は困難かなと思っております。そうした中で、そうしてやっていただける方たちをこれから広報のほうで、もしできたらやっていただけませんかというような形で、そうした呼びかけをできたらなと思っているところでございますので、今後については、またしっかりと検討させていただきたいと思っております。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 基本構想と住民の心の醸成というところの答弁がなかったのですけれども、時間がないので、次に行きます。

マイナンバーカード活用について、町民課長に伺います。政府は、来年秋にマイナンバーカードと保険証の一体化を目指していますが、トラブルが多発し国民の不信感が払拭できないようです。

そこで、当町のマイナンバーカードの発行状況等について、次の点について伺います。

- 1、町内のマイナンバーカード発行率と個人情報ひもづけ等のトラブルについて。
- 2、カード発行における事務負担について。
- 3、カード申請ができない人への対応とカードを申請しない人への対応について。
- 4、カード利用方法の周知についてお願いします。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の町内のマイナンバーカード交付率と個人情報ひもづけ等のトラブルについてでございますが、長瀬町の8月31日現在のマイナンバーカード交付率につきましては71.4%で、交付枚数につきましては4,758枚でございます。

町が関係する個人情報のひもづけにつきましては、税や予防接種、健診情報、介護などがございます。ひもづけにつきましては、住基システムまたは宛名管理システムから世帯情報及びマイナンバーが自動連携により、情報連携を行う中間サーバーに登録する機能を導入し、手入力等を行わないため、現時点におきましてひもづけ誤りは発生しておりません。

続きまして、2点目のカード交付における事務負担についてでございますが、これまで交付率を上げるため窓口延長や出張受付、広報活動、マイナポイントの申請が分からない方へのお手伝いなど、通常業務に加えマイナンバーカードに関する事務負担は大きくなっております。マイナポイントの受取りができるマイナンバーカードの申請期間でありました令和5年2月中は、マイナンバーカードの申請だけでも240人の方に来庁いただき、事務対応させていただきました。今後も資格確認書発行の事務など、マイナンバーカードの事務負担は続いていくと思われませんが、町民の方がマイナンバーカードを申請し、交付された後も利用に困らないよう、親切丁寧に説明し対応してまいります。

続きまして、3つ目のカード申請ができない人への対応とカード申請しない人への対応についてでございますが、マイナンバーカードの申請をしたいが、独り暮らしで体も不自由なため役場にも行けない方など、マイナンバーカードが申請できない方への対応は、町民課の職員が自宅に伺って写真を撮影し、申請書をお預かりして申請をするというように手続を行ってまいりました。15歳未満のお子様については、保護者の方が代理で申請を行えます。また、仕事や学校などで役場の開庁時間に申請できない方のために、9月までは毎週木曜日の午後7時まで窓口延長を行うなどの対応をしております。

このようなマイナンバーカードの手続について町民の方へ周知するため、民生委員協議会で説明をさせていただいたり、保健師が訪問時に説明するなどのほか、広報紙や回覧、ホームページなどで周知してきました。申請したくても申請できないといったことがないよう、今後も対応してまいります。

また、カード申請をしない人の対応につきましては、マイナンバーカードは申請主義のため、制度に対する不信感や現時点でカードの必要性を感じない方もいることと存じます。町としましては、マイナンバーカードに対するご質問があった場合には、制度に対する丁寧な説明を行い理解を求めてまいりたいと考えております。

続きまして、4点目のカード利用方法の周知についてでございますが、現時点におきまして、マイナンバーカードは本人確認証や保険証などの利用のほか、町では今年の10月からは、マイナンバーカードを利用して住民票などの証明書がコンビニ交付で取得できる予定でございます。また、マイナポータルから医療や年金、所得など、自分の様々な情報を確認することもできます。さらに、国の動向によっては、今後新たな利用方法が追加されることも考えられます。町としては、町民がマイナンバーカードを適切に利用できるよう、引き続き広報紙やホームページ、窓口にチラシを設置するなどして、住民に分かりやすく利用方法の周知に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、再質問ということで、今全町民の74.1%が交付されているというお話でした。当町の現在の人口分布統計からいくと、65歳以上の高齢者が2,624人いるわけです。この高齢者、特に先ほど在宅で一人でいて動けないような人には、町民課で出張してというふうなお話がありました。病気で入院している方もいらっしゃる、それから介護施設に入っている方もいらっしゃる、そういう方については、これから一々やはり町民課のほうで出向いて写真を撮ってというふうな手続をやると、莫大な時間とかそういうものがかかってしまうのではないかなと。ただ、やらなければ、保険証も一体化になった場合にどうするのだと。保険証がもし一体化した場合には、証明書を出すというようなこともありますが、ではその証明書はどういうふうにして届けるのだということが課題ではないのかと。そこについて、まだ政府の方針がしっかり出ていないということが悪いと。まず、そもそも1万5,000円だけポイントくれますよというこそくな手段でマイナンバーカードを広めたと。何かおかしいのではないかと私は思いますが、私も飛びついて取りました。だけれども、本当にこそくな手段です。ただ、諸外国に比べると、これが日本で遅れていると。デンマークなんか、あれ何十年前だったかな、非常に前からこれをやっていると。これがなければ、もう生活ができないという状況になっていると。日本もそれを目指すのだろうけれども、先ほど聞いてみると年金だとかいろんなものが確認できると。ここは、要するに日本全国からすると人数が少ないから、先ほどはまだそういうトラブルは起きていないということですが、中間サーバーとかそんなふうなものでやっていくということは、もうそこに来れば一々書いたりしなくても全部ひもづけになると。これは安心だと思うのですが、何か心配される点もあると。しかし、そういう方法でやっていくから、ほぼでいいと思うのですけれども、大丈夫だということによろしいわけですね。

時間もないのですが、あともう一点だけ言いたいことは、これは要するにデジタル対応ということです。そもそも、これも政府に言いたいようなことなのですが、デジタル対応を何でアナログで書いてこんなやるのだと、それを職員さんが打ち込んでということだから、そこでミスが起こるのだということだと思うのですが、そのトラブルもなかったと考えてよろしいわけですね。それだけについてお願いします。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、入所されている方への対応についてでございますが、これまではコロナ禍ということもございまして、施設側から町職員の訪問をお断りといいますか、ご遠慮いただきたいということもございましたが、入所されている方につきましては、施設側の許可がいただければ、本人の意思等もございまして、町職員が施設に出向きまして申請をお預かりすることも可能かと思います。

それから、またデジタル対応に関してでございますが、これについては今のあれですと、システムで直

接やり取りができるような形になっておりますので、手入力等を行わなければ間違いも発生しないものと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、3点目に移らせていただきます。

平和教育推進について、教育長にお伺いします。現在の世界情勢を見ると、ウクライナ問題や台湾情勢など、世界の平和が危惧される状況です。そんな中、日本では戦後78年が経過し、戦争を体験した人も少なくなり、戦争の現状を伝えられなくなってきています。

そこで、平和な社会の構築という観点から、当町では子供たちへの平和教育をどのように推進しているのか、次の点についてお伺いします。

1、戦争体験者や戦後の混乱期を生き抜いた人々からの語り継ぎ教育の実施について。

2、ロシアのウクライナ侵攻、台湾危機などから、世界の平和維持について考えさせる教育について。

3、平和で民主的な国家、社会を形成するための活動に参加するような機会や資料の提供についてお願いします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、戦争体験者や戦後の混乱期を生き抜いた人々からの語り継ぎ教育の実施についてでございますが、議員おっしゃるとおり戦後78年もの年月がたち、戦争を経験していない世代が増えており、戦争体験を直接聞くなどの学習機会が難しくなっております。しかしながら、さきの大戦の記憶を風化させることなく、次の世代に継承していく取組は重要と考えております。

中学校の社会科においては、第二次世界大戦体験者の証言に関する動画を視聴し、子供たちに戦争の恐ろしさや平和の大切さを伝えたり、一緒に考えたりしながら学習するなど、戦時下の様子を描いた教材、写真や映像等の資料を用いた授業を行い、平和を築くことの重要性を現在指導しております。

次に、ロシアのウクライナ侵攻、台湾危機などから、世界の平和維持について考えさせる教育についてでございますが、特にウクライナ侵攻に関しては、連日テレビや新聞で報道され、子供たちを含む民間人や兵士が亡くなっていること、命を奪う行為が行われていること、非人道的な行為などについて子供たちも知るところでございます。また、食料品やガソリンなどの価格が高騰し、日常生活にまで大きな影響が出ているなど、関心が高まっていると考えております。

このような状況の中、平和の大切さを理解し、平和な社会を築く態度を育むことは意義のあるものと考えております。小学校では、学年に応じて友達を大切にすることや、異なる立場の意見を大事にする場面などで、これらのことについて考えさせております。また、中学校の社会科では、ウクライナ問題をはじめ、今起こっていることを教材として学習に取り組み、戦争の悲惨さや平和の大切さについて学んでいるところでございます。

次に、平和で民主的な国家、社会を形成するための活動に参加するような機会や資料の提供についてでございますが、戦争や平和に関する資料や施設などの平和教材を活用して平和について学習することは、大変重要なことと捉えております。平和を語る資料として、長瀬町の各小学校には青い目の人形がございます。青い目の人形が現存している学校は、全国でも多くありません。長瀬町の子供たちは、身近にあるこの人形を通じて平和の大切さを考え、学ぶことができていると考えております。

また、長瀬中学校では、本年9月の学校だよりで広島平和記念式典の平和への誓いの一部を紹介し、戦争の悲惨さを知り語り継ぐこと、そして戦争をしないという冷静な判断ができる大人になることが現代に生きている私たちの使命であり、大切な役割であると掲載しております。平和教育は、子供たちが先人の思いを受け継ぎ、平和な世界を実現するため、どうすればよいのか主体的に考える機会として、大きな役割を担っております。

いずれにいたしましても、小中学校における平和に関する教育については、各学校において学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて平和に関する教育を着実に実施し、子供たちに平和を願う心が受け継がれていけるよう、今後とも校長会議などを通じて指導してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 多分教育長も、なかなかそこまでというところはあるかと思うのですが、例えば今戦争を体験していない世代、これ多分80歳以上を考えた場合、長瀬町は何人いると思いますか、80歳以上は902人です。要するにほぼ13.7%の人が、生まれたての人は戦争を記憶していないと思います。私は母が東京だったものですから、5歳頃からよく上野駅に行きました。熊谷駅でアメリカ軍の駐屯地があって黒い人たちがいたり、白い大きい人たちがいて、非常に怖いと思いました。外国人は日本人より偉いというふうな、とにかく黒い人を初めて見て、人種が違くとびっくりした。上野駅に着くと、5歳ぐらいの子供がああ地下道でみんなごろごろしていて、お店のところでどんどん食べ物を買って食べていると。なぜか食べられないのだと。上野公園へ行けば、傷痍軍人だろうか、白い服を着てアコーディオンを弾いて、そういう人がいっぱいいたと。これは私もどうしてだ、戦争の戦後の体験をしていると。今の子供たちは、それを教えたからいいかどうかは分からない。例えば私も社会科教えたことがありますけれども、日本は世界で唯一の被爆国であると。原子力禁止条約を批准していないと。でも、おかしいではないかと、核拡散禁止条約は批准していると。これ非常に矛盾しているのだけれども、指導要領の中から、こんなおかしいではないかとか生徒になんか言えないのです。要するに、こんなことをここで言っても無駄でしょうが、アメリカの核の下で日本は守られているのだよと政府が言っているから、これ批准していないのだと。だけれども、そういうことまで踏み込めないというのが授業の現状です。

そうではなくて、要するに戦地に出征した人、戦中の長瀬町で生活をした人、どういう状況だったか、空襲に遭遇した人、戦後の混乱期の状況、こんなふうなのをもしかして社会教育として子供たちに伝えるというふうなことも必要なのではないかと。だから、戦争云々ではありません。それによって、今世界でも1年間に何億と言ったかな、ちょっと数字忘れましたけれども、何億という人が飢えて子供たちが死んでいるというふうなのが現実です。そんなことが社会教育としてできないかと、これは子供に限らず町民という形で、生の声を聞かせるというふうなことができないかと。

また同じようなことになりますが、ウクライナ侵攻について、この地域でウクライナの方が、前橋とかはいます。移住までならないのだろうけれども、ウクライナから受け入れて、東京はいっぱいそういう活動があったりしますけれども、そういうウクライナの人から話を聞いたりということができないのかどうか。

さらに核に触れますと、北朝鮮が今ロシアのプーチンさんと何か会議をやっているらしいですが、日本には福島原発の事故もありました。核兵器なんか要らないですよ、向こうからミサイルでビューってきてどこか柏崎あたりの原発に1個落とせば、もうほぼ駄目になってしまうと、そういう状況もあるという。

それがどうこうではない、核について我々とにかく使ってはいけないのだというふうなこと。熊谷市では毎年、空襲に遭いましたから写真展をやっています。私も何回か見に行きましたが、場所はいいいですね、時間ないから。

あと、教育基本法第1条で、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として」、平和で民主的なということがあるわけです。特に民主的な国家、社会を形成するというふうなこと、なかなか授業では難しいと思いますが、社会教育としてぜひやっていただきたいと、そのことについて伺います。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員の再質問にお答えしてまいります。

まず、社会教育として子供たちに戦争、空襲、こういったことについてどう語り継いでいくのか非常に大きな問題であり、今議員のご指摘のとおり、本町には13.7%の人しかいらっしやらない。その中で語り継いでいただける方となると、やはりかなり少なくなってくるのだろうなということは想像できることでございます。そのためにもございまして、また現在進められないのは、コロナ禍の中でお年を取っていらっしやる方をちょっと感染の確率が上がる学校にお招きするということについては、やはり各校長共々心配をしていたのは事実でございます。そのような中でどのようなことができるかという中で、現在町ではいろいろなデジタルの教材を使ったりしているところも事実でございます。

議員おっしゃるとおり、これは13.7%しか知らないということは、ほかの町民の方も知らなければならぬこと、多分教育ではずっと勉強してきたとは思いますが、やはり語り継ぐことは大事だと私も考えております。講座の中で、昨年度は青い目の人形について講座を開設いたしまして、平和について教育委員会のほうでも講習を実施しております。今後このような語り継ぎの方がいらっしやるかどうか、調べることからまず始まっていくわけでございますが、ぜひできる機会を検討してまいりたいと存じます。

同時に、ウクライナの方についてのお話を聞くというようなことにつきましても、大変申し訳ございませんが、私どもの今知っている範囲においては、ウクライナ出身の方という方はまだ存じ上げていらっしやらないので、こちらの辺りも検討を重ねていく必要があるのかなと考えております。

また、核につきましてですが、例えば道徳の授業の中では、平和を通して命を大切にしていこうとする心情を育てることを大事にしている単元もございます。原子爆弾の放射能により白血病になってしまった少女が折り鶴に込めた願いについて、そういうふうな部分から小学生については核の悲惨さや恐ろしさなどについて、子供たちにも事実は事実としてしっかりと指導してまいりたいと考えております。

平和な社会をつくっていくということは、子供たちにやはり学習指導要領でも押さえられていることでございます。しっかりと先生方にも、また今後ご指導申し上げながら進めていきたいと存じます。

答弁漏れがありましたらご指摘いただきたいと存じます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、限られた時間ですが、「はだしのゲン」とか漫画化されたものは結構ありますが、ちょっと今ここに調べた資料を持ってこなかったのですが、本年度新たな戦争のことについて映画を作られた方がいるのです。あれ9月だったかな、上映を始めるというふうなニュース、うちへ帰れば分かるのですけれども、そんなふうなこともあります。例えばそんなふうな、よく上映会やっていますよね、夏休みとか子供たちに。そんなふうなところで上映したら、上映で終わりではなくて、ちょっとそこに話をとか。自分の父も中国に行って、悲惨な戦争をしてきました。私は随分父から、もう殺さなければ殺さ

れるというふうなこととか、いろいろ聞いていました。うちはキリスト教徒なので、本来ならそんなことはしたくなかったのだけれどもとか、でも自分が死んでしまうと、本当に戦争のことをよく聞きました。その悲惨さ。特に戦後80年が2年後なのです。その辺までに何とかやらないと、これが13.7ではなくて10%ぐらいになってしまうし、ぜひそんな講話をお願いできればと。

あと、これは正確な資料か分かりませんが、関東大震災の後に日本にいた朝鮮の人が暴動を起こすというふうなことで、いろいろ広まったりしたと。この間松野官房長官が、政府には資料がありませんと答えました。寄居町では、名前も出ていますけれども、朝鮮の方が寄居警察へ逃げ込んだと。警察の人もそれを保護したと。それから、軍のほうも来てそれを守ったと。ところが守り切れないで、寄居町といっても町内の人ではないのです。その人たちが来て撲殺したと。60か所ぐらい傷があったというふうなことで、そのこともありました。これは、戦争と関わりあるかどうか分からないけれども、そのことは事実なことです。子供たちに受け継ぐことはたくさんあると思いますので、ぜひ教育委員会としても平和教育と、もちろん戦争だけではありません。友達同士でいびりあったりとか、今は簡単にメールで何か送ったりとか、そういうのがどうも中心になっていると思いますが、ぜひその努力を2年間の間にしていきたいと思います。

しゃべれと言えれば私もしゃべりたいと思います。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員の再々質問についてお答えをいたします。

映画の上映につきまして、新しい情報をいただきましてありがとうございました。昨年度、本町の中央公民館で行われました映画会でございますが、夏休み子ども映画会や冬休み子ども映画会、その中で名作劇場という中で、12月には「最後の空襲くまがや」というようなもの、こういうふうな人権的なものも含まれていますが、こういった戦後語り継いでいくべきような、そういった映画も上映をしておりますので、また折に行ってご観覧いただいたり、ご視聴いただければと存じます。議員おっしゃるとおり、そういうところで一言何かお話をしていただける方があったら、そんなことも今後提案してまいりたいと存じます。

それから、寄居町の関東大震災後のことにつきましては、私も先日新聞を読ませていただき、大変恥ずかしゅうございますが、寄居町で起こった、隣の町で起こったということは、つい最近私も知った事実でございます。今後もこういうふうなことが私たちの町の近く、もしかしたら、私たちの町ではないというふうには存じてはおりますけれども、そういうふうなことににつきまして、また各校長等にも資料の提供やお話をさせていただきながら、平和教育については今後また、今2年というお話もありましたけれども、戦後80年に向けて一つ一つ丁寧に進めて、平和教育の充実といったものを長瀬町でも示してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 次に、1番、鈴木日出男君の質問を許します。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木でございます。まずは、傍聴にお越しの皆様、本当に町政にご関心をいただきまして本当にありがとうございます。議長の許可をいただきました。通告に従いまして、鈴木、3つの一般質問を順次させていただきます。

まず、1の長瀬アルプスハイキングコースについて、産業観光課長に質問いたします。近年のハイキングブームによりまして、多くのハイカーが野上駅から歩いて山へ向かっている姿を見ております。あのハイキングコースは多くの私有林を通ることから、地権者の方々のご協力の下成り立っていると聞いております。昨今のコロナ禍で、登山に親しむ人も増えていると思いますが、長瀬アルプスハイキングコースの状況等について、次の点を伺います。

1つ目、台風など悪天候後に、コースの安全性を点検する意味で現地の確認はしているのか。

2つ目、残念ながら、2018年の秋に滑落事故が発生をいたしました。それ以外、重傷、軽傷に関わりなく事故等などの情報があつたら教えていただきたい。

3つ目、熊やイノシシ、また鹿等の目撃情報等があつたかどうか。

4つ目です。登山道入口、長瀬アルプス観光トイレがございます。長瀬駅前の観光トイレのように協合金体制にして、少しでも整備資金に充てられるようにはできないか。

以上、4点についてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、鈴木議員の長瀬アルプスハイキングコースについてのご質問にお答えいたします。

1つ目の質問の台風などの荒天後に、コースの安全性を点検する意味で現地の確認はしているのかについてでございます。一般的に、山間部にあるハイキングコースや登山道は、土地の所有状況にかかわらず、従来から慣習的にハイカーや登山者によって利用されてきているものと認識しております。ご質問の長瀬アルプスハイキングコースにつきましても、町や観光協会が正式に指定しているものではございませんが、町が管理している町道や林道が長瀬アルプスの登山道の一部として利用されておりますことから、台風などの荒天後には、崩落や倒木等の状況について巡回による安全確認を実施しております。また、1年を通して倒木等の通報が役場に寄せられた際には、速やかに撤去等の対応を行い、通行に支障が出ないように管理を行っております。

次に、2つ目の質問の2018年秋の滑落事故以後に事故などの情報はあるのかについてでございます。2018年以降、町や観光協会に事故やけが等の報告は寄せられておりませんが、秩父消防署に確認いたしましたところ、2018年以降に長瀬アルプスの登山道にて転倒等による緊急搬送事案が5件ございました。この5件の事案につきましては、それぞれ原因や発生場所は異なっておりますが、今後もし転倒等の事故が同じ場所で多発するようなことがあれば、町といたしましても何らかの安全対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、3つ目の質問の熊やイノシシ、また鹿等の目撃情報はあるのかについてでございます。ここ数年、イノシシや鹿の個体数は増加傾向となっておりますが、コロナの影響により登山客が少なかったこともあり、町や観光協会に登山客等から大型野生生物の目撃情報は一件も寄せられておりません。過去には、長瀬アルプスの登山道である林道本山根線沿いの山林で熊の目撃情報や足跡の痕跡が発見されたり、登山客がイノシシと遭遇しけがをした事案も発生しております。

今後、町や観光協会に熊やイノシシ等の目撃情報が寄せられた際には、周囲に注意看板を設置するとともに、猟友会や警察と連携し、現場周辺の巡回と搜索を実施したいと考えております。

最後に、4つ目の質問の登山道入り口の観光トイレを長瀬駅前観光トイレのように協合金体制にして整備資金に充てるようにできないかについてでございます。この長瀬アルプス観光トイレは幹線28号線沿い

にありまして、この付近は特に夜間の人どおりが少なく、落書きなどのいたずらやトイレトーパー等の盗難も発生しております。長瀬駅前観光トイレのように協力金箱を設置するには、こうした防犯面での懸念を払拭する必要があると思いますが、少しでも維持管理経費に充てられるよう設置方法や回収方法を工夫するなど、協力金箱の設置に向け前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（岩田 務君） 1 番、鈴木日出男君。

○1 番（鈴木日出男君） 課長から答弁をいただきました。管理状況や事故の情報については分かりました。ここに来て、秩父地域も結構熊の情報が頻繁に入っております。どうか注意看板、また巡回については、ぜひ実施をお願いしたいと思います。

長瀬アルプス観光トイレ協力金箱の設置についてですが、ぜひ設置に向けいろいろな検討をしていただきたい。清掃業務委託料なども町で支出をしております。維持管理経費に充てられるよう早急に検討していただきたい、そのように思っております。

1990年代、登山ブームが起こってから、2020年には山ガールという言葉、流行語大賞にも上がりました。そして、2016年には山の日も制定をされるなど、登山ブームうなぎ登りに上昇しております。私も歩いてみましたが、若干きつい部分もありますが、初心者でも歩きやすいコースであると感じております。

ここで再質問ですが、このハイキングコース、駅から近く歩行距離も約9キロ、ゆっくりでも4時間以内で完歩ができると、低い山で危険な場所も少ないという状況から、昨今の登山ブームを利用し、当局としては観光協会とともに観光客誘客の一環として、さらにPRをしていただきたいと思いますと思っておりますが、産業観光課としましてはどのように考えているのかお伺いします。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

ハイキングコースのPRにつきましては、令和6年度より稼働予定の観光QRガイドマップの中に、町内の主要なハイキングコースを実装する予定でございます。この観光QRガイドマップは、地図と連動したGPSによりコースの距離や自分の位置がリアルタイムで確認できるようになりますので、これまで以上に快適なハイキングが楽しめる環境をハイカーや登山者に提供できるようになります。

また、コロナの影響により3年間開催が見送られておりました観光協会主催の長瀬アルプストレイルレース、こちらを今年は12月の17日開催する予定で、今準備を進めているところでございます。参加者は約500人程度見込んでおまして、コースは16.5キロの一般コース、それから親子で参加できる3.5キロのコースがございます。健脚な鈴木議員には、ぜひとも選手としてご参加いただきまして、この長瀬アルプスの魅力を広くPRしていただければ幸いです。よろしくお願いします。

○議長（岩田 務君） 1 番、鈴木日出男君。

○1 番（鈴木日出男君） 課長から大変厳しい答弁をいただきまして、ありがとうございました。観光QRガイド、町内の主要なハイキングコースに入れるということでございます。コースの距離、自分の位置が分かるということで、本当に非常によい案だと思います。よろしくお願いします。ぜひハイキングが楽しめるような環境、またハイカーが登山客に提供できるように、ぜひPRに努めていただきたいと思いますと思っております。

長瀬アルプストレイルレース、いいですね、このコース。ぜひもっともっとPRしていただきたい。私も、東京マラソンに7年前出場しました。ちょっと今おかしいですけども、もう一度体を鍛え直して、同じ年の副町長をはじめ、町の幹部連れ立って、このようなコースにも参加して長瀬をPRしていきたい

と思っておりますので、よろしくお願いいたします。

再々質問になりますが、町長のほうにちょっとお伺いをいたします。このコースに来る方、春、秋、土日、大変多くの方々が役場の駐車場に止めて、協力金にもご協力をいただいていることと思いますが、このすばらしいハイキングコース、こんな身近なところにありながら、なかなか町民の方々、このコースの存在すら知らない、知っていても登ったことはないという方が本当に多いと思います。

そこで、真夏の時期は避けまして、景色のよい本当に歩きやすい春、秋、町民の方々にどうか一緒に歩きましょうという呼びかけをするとともに、そして町民を対象としたハイキング大会などのイベントができないか、お伺いをしたいと思います。これは、町内の方々の健康増進のためにも、また日々のウォーキングなどを始めるきっかけになればなということで、町主催で開催したらどうか町長にお伺いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、鈴木議員の再々質問、私にということでございますので、お答えをさせていただきます。

この長瀬アルプスハイキングコースでございますけれども、先ほど課長が申し上げましたとおり、町が正式に指定をしているものではございません。いろいろな方のお話をお聞きする中で、長瀬町の山を愛する方たちのグループが名づけたというのが始まりだというのが本当かなという思いがしているところでございます。それがだんだんと広まって行って、ちょうど歩くのによいコースだということで、町内外いろんな方たちに愛されて今日まで来ているようでございます。多分もう20年近くになるのではないかなと思うのですけれども、始まりました当初から、私も一度歩いてみたい、歩いてみたいと思っていたのですが、なかなかそのチャンスに恵まれなくて今日まで来てしまいまして、もう年齢的に今は無理かなという思いがしているところでございます。

そのようなことでございますけれども、現在長瀬町は健康こども課で、健康増進事業として日々のウォーキングを始めるきっかけとして、またウォーキングを継続していくための事業として、埼玉県コバトン健康マイレージ事業というのを実施いたしております。この事業は、令和6年3月で終了することが決まっておりますけれども、令和6年度からは新たな健康アプリを利用した健康増進事業が開始をされるわけでございます。

また、中央公民館の講座で、町内にある5つの山を巡る「ながとろひと筆書きトレイル」や、町内の文化財を徒歩で回る「歳時記探訪」なども実施しております。この中でも、長瀬アルプスを歩いてきたよというようなお話も、友人たちからお聞きしているところでございますけれども、ウォーキングやハイキングというのは、それぞれ個人のペースで楽しめる方が多いわけでございますので、町では歩数計配布や講習会などを開催することによって、きっかけづくりやサポートを行っているところでございますので、議員ご提案の町民を対象とした町主催でのハイキング大会につきましては、健康増進支援の一つのご意見として参考にさせていただければと思っているところでございます。その節には、ぜひご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 町長、ありがとうございます。町でもいろんな町中を巡るイベントを実施しているということで、今私も再確認をいたしました。

私は、この長瀬アルプスハイキングコース、町外の人より町民の方々にもっともっと知ってもらいたいなど。自らの健康維持のために活用していただきたく、町でも考えていただきたいと思います。健康増進

支援の一つとしまして、またここ数年、町民相互のいろいろな交流の場が薄れてきた、そのように思います。そのようなことからハイキング大会、このようなイベントを開催して、いろいろな町民との交流等もできればと考えております。ぜひよろしくお願いいたします。

2つ目の質問に行きたいと思います。保健センターの利用についてでございます。健康こども課長に伺います。町内の第一、第二小学校と中学校以外の公共施設では、大規模な延べ床面積であります保健センターは築40年、中央公民館は築41年と、大変老朽化も進んでおります。公共施設の統廃合や撤去、修繕など、公共施設の在り方については議論され、今後協議、検討されると思いますが、保健センターは長寿命化した場合は10年後に改修という案も伺いました。

そこで、保健センターの現状についてお伺いをいたします。

1つ目、保健センターでの乳幼児健診、また成人男女の検診の状況について。

2つ目、保健センターの建物の状況、雨漏り、施設等の関係についてお伺いします。

3つ目、保健センターでの各クラブ、また各教室等があれば、その利用状況お伺いをします。

4つ目、30年前、私町の体育指導員をちょうどやっていたときに、小規模なりハビリ等のためにトレーニング機器を入れた記憶がございますが、現在もその機器が存在しているのかどうか。

以上、4点についてお伺いをします。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） それでは、鈴木議員の質問にお答えします。

まず、1つ目の保健センターでの乳幼児健診や成人男女の検診状況についてでございますが、保健センターでは各種がん検診、特定健診、後期高齢者健診等のほか、ここ数年は新型コロナウイルスワクチンの集団接種を実施しております。

令和4年度には、各種がん検診の集団検診1,179人、特定健診537人、後期高齢者健診301人と、合計2,017人の方が集団または個別検診を受診していただいております。なお、3から5か月児、1歳6か月健診等の乳幼児健診につきましては、多世代ふれ愛ベース長瀬において実施しております。

次に、2番目、保健センターの建物の状況についてでございますが、雨漏りについては現在のところ生じておりません。施設関係につきましては、昨年度、電気設備に不調がありましたが、修繕を実施した後は異常は見られておりません。また、空調設備は昨年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、換気機能つきのものに入れ替えを行いました。

次に、3番目、保健センターでの各クラブや教室等の利用状況についてでございますが、1階につきましては、保健センターが新型コロナワクチンの接種会場となって以降、各クラブや教室の方に利用を控えていただいております。現在定期的に利用されているクラブ等はございません。このほか、町の事業として心の病気をもちながら地域で生活している方の社会復帰支援事業を月に2回、保健センターを利用して行っております。

なお、2階の利用状況についてでございますが、社会福祉協議会の老人クラブやボランティア団体、健康麻雀のクラブの方が利用されております。

最後に、4番目、30年前に小規模なりハビリ等のためにトレーニング機器を入れた記憶がありますが、現在も存在しているかについてでございますが、昭和62年に開始された町民の健康増進を図る事業、体力増強事業に使用するトレーニング機器として、エルゴメーターや腹筋ボード、ランニングマシンなどの機器を導入いたしました。

利用実績の資料は現在に残っておりませんが、当時の担当職員に確認したところ、当初は多くの町民の方が利用されていたようですが、年々利用者が減少していったとのことでした。その後、平成22年度に保健センターの改修の際に各機器を改めて確認したところ、故障や劣化が見られたため一部は廃棄処分を行い、使用可能な機器については、リハビリテーション機能のある病院に寄附をしております。現在は、歩行訓練用の平行棒のみ保有している状況でございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1 番、鈴木日出男君。

○1 番（鈴木日出男君） 1 番です。いろいろと現状について、こども課長ありがとうございました。機器がなくなったということは大変寂しい気持ちもするのですが、先ほど言ったように施設については特に今のところは修繕後も問題なしということで、本当によかったなと思っております。

再質問については、ちょっとまたもう一回町長のほうにお聞きをしたいというふうに思います。保健センターで行っている各種検診等を、多世代ふれ愛ベース長瀬に移して全てができないかということでございます。どうしてかと申しますと、この3年間のコロナ禍で健康志向、健康意識が本当に高まり、コロナによって日本人が改めて体を鍛えなければと考えさせられた3年間であり、今後も続くと思われます。このコロナ禍で、新たに始めた運動としまして筋トレ、いわゆる筋肉トレーニング、これが20代の男性では、ジョギングまたはランニングを抑えまして1位となっている状況です。また、20代の女性においても、人気のヨガ等と変わらない数が筋トレをやっているという、愛好者が増えているというデータもございますが、本当に若い男女を中心に、中高年の方まで筋トレ愛好者が増加している状況でございます。

そこで、トレーニング機器、大変高価なものもあります。購入するにはある程度費用がかかりますが、若者のスポーツ離れを抑えるためにも、また中高年の方が自らの健康維持のためにも、保健センター内に小規模でもいいと思います。トレーニングルームを設置しまして、多くの世代の方々に有効利用していただく方法、今後検討する余地があるかどうか、町長、考えをお願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ただいま鈴木議員のほうから、トレーニングルームを設置したらどうかというご質問をいただきました。町でトレーニングルームを設置するには、新たな機器の購入のための相応の予算が必要となること、そしてトレーニング機器によっては、専門のトレーナーを配置する必要があること、そうしたことなど幾つかの課題がございます。

また、町内や近隣市や町には、民間のトレーニング施設も設置されてきております。私のお友達たちも、大分カーブスに行っていらっしゃる方がたくさんいるわけでございますけれども、そちらを利用されている方々も結構おられるわけでございます。そのため、町でトレーニングルームの設置を検討することについては、どうしても慎重にならざるを得ません。

なお、町といたしましては、現在実施しております健康増進計画の見直しのためのアンケート調査の結果も踏まえ、健康講座や健康増進事業など、若者から高齢者の方までの健康づくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 1 番、鈴木日出男君。

○1 番（鈴木日出男君） 町長、いろいろとありがとうございました。本当になかなか費用もかかります。

しかし、先ほど私が言ったように、本当にこのようなブームも起こっておりますので、それを頭に入れて、また今後検討をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

時間も来ました。次に……

○議長（岩田 務君） 鈴木議員、一度暫時休憩いたします。

○1番（鈴木日出男君） する。

○議長（岩田 務君） 時間が。

〔何事か言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、鈴木日出男君。続きをお願いします。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。午前中に引き続いて、私のほうからは3つ目の質問、長瀬駅周辺の商店街について、産業観光課長にお伺いをいたします。

長瀬駅から岩畳方面に向かい岩畳通り商店街、また宝登山側には駅前通り商店街が双方に200メートル、延べで400メートルの商店が連なっております。このような風情のある商店街は、温泉街のない県内には大変貴重な情緒ある商店街で、県内外に誇れるものであると思っております。末永く存続いただくためにも、さらに活性化していただきたいと願っているところでございます。

そこで、商店街を見ますと、昔からの土産品や飲食店と異なる今風の食べ歩きができる新店舗も幾つか確認ができた、また残念ながらシャッターが閉めてあったり、一等地には、素晴らしいところに空き地等もございました。そこで、町で把握している2つの商店街の現状についてお聞きいたします。

1つ目としまして、ここ数年に新たに開拓した店舗は何件で、廃業された店舗または休業されている店舗は何件あるのか。

2つ目に、役場に商店街に新たに店舗を出したいというような相談はあったのかどうか。

3つ目としまして、岩畳通り商店街の中央部に、本当に商売には大変立地のよいところに空き地がございます。その情報等について何かあるか、以上3点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、鈴木議員の長瀬駅周辺の商店街についてのご質問にお答えいたします。

1つ目のご質問の、ここ数年に新たに開拓した店舗と廃業された店舗、または休業されている店舗は何件あるかについてでございます。令和元年度以降で町が把握している店舗件数は、駅前通り商店街で開業が1件、廃業は3件、岩畳通り商店街で開業が2件、廃業は1件となっております。

2つ目のご質問の、役場に商店街に新たに店舗等を出したいというような相談はあったのかについてでございます。今年度に入って、空き店舗の相談が1件ございました。しかし、残念ながら出店には至っておりません。出店等の考えのある方の多くは、役場よりも商工会を相談窓口に使われているケースが多く、

秩父管内の4つの市町の商工会で運営するちちぶ空き店舗マッチングサイトからのアクセスや、直接商工会に出向いて相談するケースがほとんどでございます。相談件数につきましては、マッチングサイトからアクセスが223件、直接商工会への相談が8件ございました。

最後に、3つ目のご質問の岩畳通り商店街の中央部に空き地があるが、その情報はないのかについてでございます。この空き地につきましては、以前から商店街の一角をなす土地であることから、町でも心配をしておりました。しかし、個人所有の土地であり、特段の情報や相談もなく、現在に至っているところでございます。町といたしましては、所有者の意向を最優先に考える中で、関係機関や団体と連携し活用できることを模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 課長に答弁いただきました。どうか新たに開業をしたいと相談等がございましたら、町としても丁寧親切に、また積極的に商工会や観光協会と連携を密にして対応していただきたいと思っております。

あと、商店街の一角の立地のよい土地でございますが、所有者の意向等もあると思います。有効活用できるように、町としまして所有者の方やまた関係機関、いろいろな方と相談して、よい方向に行くようにぜひ考えていただきたいと思っております。昔、長瀬で繁華街と言われた場所は、野上宿というところだったそうです。野上です。大正2年の大火で大変ダメージを受け、衰退しました。そして、明治44年に長瀬駅が開業されて、繁華な場所が長瀬駅前に移り、現在に至っているということでございます。大変歴史があり、我々町民の誇りでもありますこの長瀬商店街、守っていかなければと私も痛感したところでございます。

今年の船玉まつりにつきましても、午前中町長が言っていました。台風で大変開催が危ぶまれたところでございますが、町長の決断により開催したところ、無事に終了しまして、多くの観光客の方々に真夏の花火を堪能していただいたかなと思っております。また、2つの商店街につきましても、大変売上がよかったということであります。商店街の活性化にも、今年はつながったかなと思っております。

そこで、再質問になりますが、双方の商店街約400メートル、左右の店の軒先に細いロープ等を張り、四季折々の飾りつけ等をして、少しでも華やかな商店街にしたらどうかと私はちょっとは考えております。なかなかさっきの課長の答弁でも、商店街、店主の方々もいろいろな方がおります。難しい部分もあるかと思いますが、双方の商店街の代表の方等のご理解をいただければ、例えば春は桜、5月には小さいこいのぼり、7月からは風鈴や、また秋に紅葉、冬にはロウバイ等の四季折々の飾り花をつけて、にぎわいの創出ができればどうかと思っておりますが、課長、どう思っているかお伺いをいたします。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

ただいま鈴木議員から、商店街のにぎわいの演出について大変すばらしいご提案をいただきました。この事業は、鈴木議員がおっしゃるとおり商店街の店主の皆様が中心になって企画すべきと考えております。また、ご提案いただきました四季折々の飾りつけをして華やかな商店街を実現するためには、双方の商店街が一致協力して行う必要がございます。しかしながら、双方の商店街の現状やこれまでの取組状況を推察いたしますと、双方の商店街だけでは、この事業を実施することは難しいと言わざるを得ません。

町といたしましては、まず双方の商店街の店舗が全て登録されております観光協会に、このようなご提

案があったことをお伝えいたしまして、可能であれば観光協会の年中行事として実施することが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1 番、鈴木日出男君。

○1 番（鈴木日出男君） 鈴木です。再質問答弁いただきました。本当に大変難しい部分もあるかと思いますが、ぜひこのことについて観光協会に伝えていただきまして、検討するようよろしくお願いをいたします。

ある県外の避暑地では、有名な商店街で色とりどりのビニール傘を商店街の路地につるしているだけでも本当に華やかで、夏も日よけになるというようなことになっております。本当に面白いアイデアだなと思っておりますが、長瀬はビニール傘ではなくてもいいのですけれども、さっき言ったように四季折々の、ぜひ飾り花、風鈴、こいのぼりと、そういうものをつけていただき、少しでもにぎやかになればと思っております。

今後、少しずつでも貴重な商店街のにぎわいの創出を私も考えていければなと思っております。観光客の方々に本当に喜んでいただけるように、すばらしい商店街ストリートにできればと願っております。

以上で9月議会の私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（岩田 務君） 次に、3 番、野原隆男君の質問を許します。

○3 番（野原隆男君） 質問します。中央公民館の維持管理について、教育次長にお伺いいたします。

日頃中央公民館を利用している町民から、中央公民館に対する要望や意見具申があり、現状を確認したところ、次の点が見受けられました。

1 として、体育室用具庫の天井の雨漏りに起因する天井腐食や黒カビの異常繁殖状況と、天井雨漏りの対策遅れによる用具庫の床板の腐食が見られます。

2 として、2 階研修室兼視聴覚室の暗幕は、繊維劣化と思われる縦方向に数多くの切れて裂けている箇所があり、長い期間にわたって応急的処置がされているようである。このような状況を踏まえ、利用者の利便性などを向上させるために、どのような実効性のある対策を行っていくのかお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 野原議員のご質問にお答えいたします。

初めに、体育室用具庫の天井腐食や黒カビの状況及び用具庫の床板の腐食についてでございますが、天井や床板の腐食及び黒カビについては、令和元年度の台風の際の雨漏りが原因と認識しており、令和2年度に実施した体育館西側外壁補修後は雨漏りも解消されている状況であり、腐食などは進行しておりません。

次に、研修室兼視聴覚室の暗幕については、劣化により生じた切れ目から光が入らないように暫定的な対応を行っている状況でございます。

ご質問の中央公民館施設の状況を踏まえ、利用者の利便性などを向上させるための対策として、町民の学習意欲に対応し誰もが多様な学びができるよう、限られた財源の中で施設の維持管理を行うとともに、必要な改修等を行っております。令和4年度には空調設備の更新、令和3年度にはトイレの改修及び図書

システムの導入、また令和2年度には体育室暗幕の補修や網戸の整備を実施しております。引き続き施設の状態を踏まえ、町民の皆さんが利用しやすい施設となるよう対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） それでは、中畝教育次長の答弁に対して、重複する部分があるかもしれませんが、確認の意味も含めて再質問をさせていただきます。

日頃から中央公民館を利用されている町民の皆さんから、私の下に様々な中央公民館に対する要望や意見具申などをいただいています。私自身も、いただいた重要な要望などについては、何度となく中央公民館を訪問して現状などを確認してきました。私が中央公民館の現状確認で特に心を痛めたのが、体育室の天井の雨漏りによる左右の用具庫の天井腐食による黒カビの繁殖状況と、体育室の天井の雨漏りの対応がないことに起因した用具庫の床板の腐食です。用具庫の天井の腐食による黒カビ対策や床板対策も、私が見た限りでは何も手を打っていなかったように見えます。

体育室利用者の皆さんは、心と体の健康増進などを目的に来ている方が多いと思われませんが、私が現状認識から推測しますと、梅雨時期の黒カビなどの孢子飛散は、尋常ならざるものと思われれます。健康被害も懸念されます。心と体のリフレッシュや健康増進目的で体育室に行って、万が一にも健康を害しては、本末転倒と言わざるを得ません。

そこで、1つ目の質問です。体育室の天井の雨漏りによる用具庫の天井の黒カビの発生や用具庫の床板腐食などについて、体育室利用者の町民の皆さんからの情報提供や要望などは、行政に対してなかったのかどうかについて伺います。あったとしたら、なぜ対応を先送りしてきたのかについても伺います。迅速な初期対応は、その後の費用増大を抑えられることは、今さら私が言うことではないと思いますが、あえて申し上げます。常套句の財政が厳しいこと以外の答弁を期待しています。

次に、通告質問の2つ目の2階の研修室視聴覚室の暗幕について伺います。暗幕は繊維劣化と思われれますが、縦方向に数多く切れ裂けていて、短冊状態のような現状です。私の目測ですが、約40個以上の洗濯ばさみで、切り裂けた部分を挟んで応急処置をしてきた実態をつぶさに見ると、心が痛みます。

そこで、3つ目の質問です。研修室兼視聴覚室の暗幕が短冊のごとき状態となっていることについて、行政としていつ頃からどのように認識していたのか、再度伺います。

また、町民の皆さんから寄せられた研修室兼視聴覚室の暗幕に対する情報提供や要望の内容や経過についても伺います。なお、通告質問で質問した実効性のある対策については、町民の皆さんも私も早急な行政手腕を期待しています。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、野原議員の再質問に対してお答えいたします。

体育室用具庫の雨漏りや黒カビなどについて利用者から情報提供や要望はなかったのか、なぜ対応を先送りにしているかというご質問だったと思いますが、先ほど答弁いたしましたとおり、令和元年度の台風の際に雨漏りを確認、その後には黒カビの発生を確認しており、翌年には体育館西側外壁補修工事を行いました。補修を実施した後は雨漏りも解消されている状況であり、腐食などは進行していないと考えております。なお、腐食や黒カビの箇所補修については、順次対応していきたいと考えております。

また、利用者からの情報提供などについてでございますが、利用者からは、これら以外にも利用の際に気づいたことが寄せられており、その都度担当職員が現状を確認し、すぐにできるものは対応しております。

す。

また、先送りにしている理由はということでございましたが、これについてはご家庭でも物を買ったり家を直したりする場合、いろいろ優先順位をつけていらっしゃると思います。これは、役場においても同じです。緊急性など様々な要因というのがありますが、様々な要因等を考慮いたしまして、そのような対応を取っております。ご理解いただければと思います。

もう一つ、研修室兼視聴覚室の暗幕のほつれですか、いつ頃から認識していたのかという質問だったと思いますが、令和元年度の時点で、このような状況になっていると担当の職員のほうは確認しております。こちらについても、様々な要因を考慮して優先順位をつけて対応しております。特に昨年度の利用は非常に少なく、12人の利用しかありませんでした。こうなるとなかなか、よく使っている部屋、2階の会議室のカーテンのほうを先にやるというような形で優先順位をつけさせていただきました。ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 再々質問をいたします。日頃から、私の下には中央公民館を利用している町民の皆さんからの様々な中央公民館に対する要望や意見具申をいただいていると申し上げましたので、町民の皆さんの利便性向上のために必要と思われる項目に対して、どのような実効性のある対策を行っていくのか伺います。

1つ目ですが、2階の会議室の白いカーテンについても、右側の奥のカーテン2枚については、近年交換したため大変きれいになっている状態ではありますが、なぜこのカーテンだけを取り替えたのか、疑問が今も残っていますが、逆に入って右側の手前のカーテン2枚は、太陽光線によると思われる劣化が進み非常に厳しい状態です。簡単に言うと、非常にみっともない状態となっているのが現状です。会議室の他のカーテンについても、多くの劣化が見られる状態です。このような状況に鑑み、今後利用者の皆さんの利便性などをどのように考えていくのか。以上の質問以外でも、中央公民館を利用されている町民の皆様から様々な中央公民館に対する要望や意見具申をいただいていると思いますが、具体的にどのような意見具申が行政に届いているのかについて伺います。

令和5年第2回定例会での井深教育長の「引き続き、図書室を含め、中央公民館が利用しやすい施設となるよう取り組みたいと考えております」との回答を引用させていただきます。さらなる中畝教育次長の実効性のある前向なる答弁を期待して、私の質問を終わります。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、野原議員の再々質問についてお答えいたします。

2階会議室のカーテンについて、一部だけを新しくしたということでございますが、当然予算の関係もありますので、劣化のひどい箇所について昨年度購入をいたしております。今後も、順次対応していきたいと考えております。

また、利用者からの要望や意見などが届いているのかというようなご質問だったと思いますが、公民館の場合は、利用の都度、利用が終わった後、報告書を記入していただいております。その際に、気づいたことなどを報告いただいております。今年については、トイレがちょっと不具合があるということの連絡をいただきまして、すぐに対応することができました。また、気温が高かったこともあり、ロビーにはエアコンがありませんので、特に今年はロビーが暑いなどのご意見をいただいております。その他、体育館

の雨漏りや用具庫の床の腐食、2階のカーテンについては、町への提案に匿名の方からのご意見がございました。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

○9番（新井利朗君） 質問をさせていただきます。

1、御成橋の架け替えについて。船玉まつりの折、長瀬地区の正副区長は、観客の誘導と警備の一部を務めさせていただきました。花火大会終了直後に懇談したところ、御成橋の通行が制限されて久しい。地元民や観光客のためにも一日も早い架け替えをしてほしいとの意見が多くの方から挙げられました。

難しい点もあるかと思われませんが、架け替えるための方策を町長にお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員の御成橋の架け替えについてのご質問にお答えをいたします。

ご質問の御成橋は、国有地でございます河川区域内に架設されており、過去に河川管理者である埼玉県秩父県土整備事務所がこの橋の調査を行ったところ、通行に危険性があることが判明いたしました。このため、令和2年3月から秩父県土整備事務所が通行止め措置を実施しております。また、現在の橋の管理者が不明であるため、改修や通行止め解除の予定もないと伺っております。

この御成橋は、長瀬町観光協会発行の「長瀬観光のあゆみ」によれば、昭和26年8月に御成橋補修完了との記述があり、それ以前から存在する歴史のある橋で、町道から岩畳に直接下りられる唯一の橋です。また、御成橋の名称については諸説あるようですが、宮内庁のホームページによれば、天皇、皇后、皇太后、皇太子、皇太子妃以外の皇族方が外出されることを御成とされており、大変名誉な名称の橋でもあります。

さらに、今年4年ぶりに開催されました長瀬船玉まつりにいらした観光客の皆様の移動に際し、岩畳周辺では混雑により人が滞留していたため、この橋が通行できていれば多少の混雑緩和となり、皆様の移動が円滑にできたのではないかと感じております。

一方で、御成橋は河川区域内、名勝天然記念物特別規制地区内、埼玉県自然公園条例第1種特別地域内にごございますため、橋の架け替えについては多くの課題があります。私といたしましても、歴史ある貴重な御成橋を後世に残していきたいという気持ちでおります。そのための課題のハードルは高い状況にございますが、まずは改修時の手続関係について、関係機関に一つ一つ丁寧に確認していくことから始めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 河川区域内で改修することは非常に難しいということは、前々からお聞きしておったところであります。結局何回聞いても、誰に聞いても、なかなか前に行くことはなかったのですが、今町長に少しだけ前向きな、多くの課題があるけれども、一つずつの課題に丁寧に対応していきたいというふうなお話しいただいて、前進しつつあるかなということを感じました。

実際のところ、あの橋があることによって交通渋滞というものも非常にできるし、ずっと岩畳の末の船

着場から上がったお客様も、ずっと中ほどまで来て、さて上に上がろうかといったときに、また最初に戻らなくては行けないか、またずっと先の小滝のほうまで行かなくては行けないかというような状況の中です。ちょうど中間地に近いところにある御成橋であります。今も由緒ある橋であるというふうなことも言われましたけれども、そういうふうなこともありますので、いろんな面で、長沼に架かっている板橋にしてもそうですが、問題はある。でも、それをクリアするための努力をして重ねていくとなってくるのではないかと思います。そういう面で、私らがここで何か言ったところで、頼んだところで解決していくものではありませんけれども、ぜひ町長には、長瀬町内にある大変便利な、また安全のための橋でありますので、架橋につきまして、いわゆる橋の架け替えにつきましてご努力いただいて、少しでも前に進んで皆さんに喜んでもらえるよう、楽しんでもらえるような長瀬の岩畳周辺地域の整備に当たっていただけたらと思うところであります。ぜひその辺のことについて、いま一度決意をお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今まで、先ほど議員もおっしゃいましたが、河川区域内でもございますし、どなたが持っているというということも全く分からないということで、手がつけられない状況ですよというお話をさせていただいたのですが、やはり長瀬町にとりましては、大変貴重な橋だと思っております。その中で今回、今まではそういうお答えであったけれども、できないのではなくて、何とかできることを考えていきたいなという思いの中で、過日現地を見させていただきました。あそこのところは淵もありますし、また渡った川沿いのほうには階段もございました。階段をちょっと業者さんに見ていただきましたら、大正時代のものだというようなお話も伺ったところでございます。

長瀬町にとりましても大変貴重な財産だなという思いがしたところでございまして、何とかできる方向を模索していきながら、県ですとか国ですとか、これは大変ハードルが高いと思いますけれども、進めていけたらと思っているところでございます。いろいろと相談させていただきながら、よい方向を探っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 本当に前向きな回答を今いただきまして、ありがとうございます。これから皆さんとともに注目し、またできることは一生懸命協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次、2番に参ります。小中一貫教育の導入について、教育長にお尋ねいたします。近年公立校でも、小中一貫教育を進める自治体が増えつつあります。実現するには、多くの年月、費用、多面的な検討項目等が必要であります。7月13日に企画財政課から配付された資料によると、小中3校の校舎は築後50年になろうとしています。

そこで、町の中心部に学校群を新築し集中させてはいかがでしょうか。そして、その間現在の中学校は一時的に二小校舎を使用する。移転後、1年生には卒業のときには新校舎を使用して卒業できるよというふうな夢を持たせて卒業させる。順次小学校も出来上がり、今から10年ぐらいで公共施設の移転や整備を終えるぐらいの仕切りが必要かと思いますが、お考えについてお尋ねいたします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 新井議員の質問にお答えいたします。

町では、令和2年度に長瀬町学校のあり方検討委員会を設置し協議を重ねていただき、令和4年1月に

今後の望ましい学校教育の在り方についての答申を受けております。この答申では、児童生徒にとってよりよい教育環境を整備するため、早急に小学校を統合し、次に小中一貫教育に向けて取り組んでいくことが望ましいとの提言を受けており、昨年の6月には、この答申を十分に尊重した長瀬町立小中学校適正規模・適正配置基本方針及び基本計画を策定しております。

この基本方針及び基本計画においては、前期計画として令和6年4月1日に長瀬第二小学校を長瀬第一小学校に統合する。また、後期計画として令和6年度から小中一貫教育に向けた検討を開始することとしております。小中一貫教育を行う学校の形態は、現在の制度下では義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校に分けられております。

義務教育学校は、1人の校長、1つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成、実施する学校です。また、小中一貫型小学校・中学校は、組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態で、それぞれに校長、教職員組織を有する学校となります。どちらの形態においても、同じ施設を共有する施設一体型や、隣接した敷地にそれぞれ設置する施設隣接型、従来のように校舎は別々のままの施設分離型といった施設の形態は問わないものであり、小中一貫教育に向けた検討を行うに当たっては、どのような形態とするかを含め大変重要な事項でございます。

今後は、町長部局とも連携し、新井議員ご指摘のとおり建物の老朽化による校舎等の整備時期も勘案し、長期的な視野で進めてまいりたいと考えております。なお、来年度小中一貫教育に向けた検討を開始する予定でございますが、検討に当たっては審議会を立ち上げ、様々な方からのご意見をお聞きし、どのような形態が長瀬町の児童生徒にとって最適であるか検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） この夏休みに第二小学校の校庭に行きまして、校舎をつくづくと眺めておりましたときに、まだ非常に目新しく整備されたところで大変きれいになっているということと、それから3階が6教室見えました。そうすると2階も6教室あって、下も職員室だとかいろいろな教室もあったりしているようですけれども、教室の数が随分あるなと。そして今中学校は、大分年数もたっていて50年を超えています。そういうようなところから、中学校や何かを建て替えるときにはどうしてもプレハブを建てたりなんかして、結構グラウンドが狭くなったりするものであるし、それから不便も来すことであるし、プレハブを建てるから費用も非常にかかるというふうなことも含めて考えたときに、この二小の跡地が今話題になっているけれども、これを一時期、2年半ぐらい改築の期間活用できたらいい感じになるのではないかなと思いました。そこへちょうど子供を連れてお母さんが見えまして、何かもったいないのだよね、学校を何かまた使い道考えてほしいのだよねということ言われて、うーんそうだなと、確かにいろいろと公民館の移転や何かのことを含めて検討されようとしているかもしれませんが、その前に学校の機能を有したものをしっかり造り上げるってなかなか大変なものであるから、令和6年度には十分検討する期間として、7年度の途中からでもいいから移転がされ始めて、実際のところ中学校の校舎建て替えとかということを含めて学校全体の教育群を考えて、しっかりと7年度にはもう実働が始まるというような形になれば、第二小学校もそんなに、1年間ほど空くかもしれないけれども、結局有効に活用できるのではないかなというふうなことを考えたわけです。

通学なんかに関しましては、自転車とか歩きとか電車とかいうふうなものの活用を考えられていくかと

思います。そういうようなことも考えていくと、一つの検討ですけれども、あるし、逆に言えば中学校の校舎半分、東側半分を活用して、あと西側を改築しようかというふうなものも出てくるかもしれないし、いろんなことが検討されるかと思うのです。そういうふうな面で、現地に立ってみますといろいろと活用が浮かんできます。

そういうようなことで、今回ちょっと欲張ったような、提案的になった質問をしてしまったのですけれども、要は結局検討した上で施設をしっかりと造り変えて、みんなによりよい長瀬町の教育体制、これは非常に新しくていいものだったよと聞くことで、この卒業生たちが、やがて自分たちも子育てをしたいということで帰ってきてくれるような、自信を持って卒業できるような、町に住めるような、そういうふうな学校群というものを造ってほしいなという思いが強かったのです。そういうことで、しっかりと検討していただく部分で、実際のところ今お聞きしますと、前期については統合で今忙しい部分でありますけれども、それと同時にその後のことにつきましては、本当に早急に検討していかなくてはいけないものかと思っただけで、あくまでも提案的なことであります。

とにかく現地にいろいろ立ってみながら、つくづく構想を考えて費用を考えたり、それからあと期間を考えたりとかいうふうなことで、学校教育が一貫校であるということで、ただ施設が一体型であれば別々もあるし、それから連携型というふうな一貫教育で、例えば今長瀬町は連携的でもないですよ、校長先生がそれぞれいますから。ですから、そういうようなことで、小中が連携した状態でいい教育形態をされているなというのは思うのです。これをうまく発展させて、小中一貫というふうに言われている町立での制限もあります。あと、十分な費用があつての上でのことではありませんので、そういう面での制限もあつたりしますので、その辺も含めていろいろな面で多岐にわたっての検討が進められる必要があるかと思うので、埼玉県内でも10校ぐらいが今一貫教育をいろんな形で始めたような報道といたしますか、記事も見れるのですけれども、その辺のところも含めて、検討をさらに加えていただきたいなというところで質問させていただきました。

まとまった状態でなくありますけれども、そういうような面で二小のことなんかについても非常に活用するのに、ただただこの半年後に閉まってしまった、すぐに何も無いというのではなくて、何かいろいろ活用が考えられたらということで聞いているわけでありまして。一つの活用方法としての提案でありましたけれども、ひとつお聞き取りいただけたらと思うところであります。何かほかにお考えとか、ひとつまとめていただいて答えていただければありがたいかと思うのですが。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 新井議員の再質問にお答えをいたします。

議員のお話の中にも、現在統合が忙しいのではないかというお話しいただきました。今現在は、最優先に統合のことについて教育委員会でも一丸となって進めております。しかし、統合だけを目先に迎えておきますと、議員おっしゃるとおり来年度以降の問題につきましては、早急な対応が必要になってまいります。統合とはまた別として、現在今後どうしていこうかということについては進めているところでございます。

第二小学校跡地の問題につきましては、午前中町長からもご答弁ございましたように、まだ活用は決めておりませんというご答弁ございましたとおりでございますので、教育委員会といたしましては、今後どのような形態がよろしいのか、比較的近いところから学校の視察を今考えている状況にあります。既に相手先の教育委員会等にも連絡を取りながら、今年度なるべく年が明ける前には、年が明けますと統合が目

の前に迫ってきておりますので、その前に1度視察を考えているところであります。県内にも、施設隣接型小中一貫型の小中学校や、それから義務教育学校等が近くのところにもございますので、そちらの辺り視察に行ってみたいと考えております。

とにかく、長瀬町の子供たちがどのようにして一番いい教育を受けて、そして議員おっしゃるとおり、この町にまた戻って子育てをして教育を進めていくということ、大変すばらしい未来を私たちは担っているということを再認識し、教育委員会といたしましても全力で当たってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 前向きに、いろいろとお忙しいところ大変ですけれども、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（岩田 務君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

○8番（大島瑠美子君） 8番、大島瑠美子です。それでは、税務課長に質問します。

町税の欠損処分について。町税の徴収は、職員が一丸となって懸命に努力していることは認めますが、令和3年度においては、111万6,000円が時効成立等により徴収の権利、義務が消滅してしまいました。令和4年度においては、滞納者に対して不納欠損になる前に差押え等の措置をしていることと思います。

そこで、差押え件数と金額について、また不納欠損処分の件数と金額、不納欠損処分になるまでの経過と適切な措置を講じていたのか伺います。お願いします。

○議長（岩田 務君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（朽原秀樹君） 大島議員の町税の欠損処分についてのご質問にお答えいたします。

初めに、令和4年度の差し押えの件数と金額についてでございますが、納税資力があるにもかかわらず、再三催告してもなお納税の誠意が見られない滞納者5人に対しまして、50万6,997円の預貯金や国税還付金の差押えを行いました。

次に、不納欠損処分の件数と金額についてでございますが、不納欠損は法律上の手続ではなく、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の手続でございます。したがって、これからご審議いただきます議案第53号から議案第56号の決算認定に関する事項でありますので、議案が上程されましたら、その際にご説明させていただきたいと思っております。

次に、不納欠損処分になるまでの経過と適切な措置を講じていたのかとのご質問でございますが、まず各税目の納期限内に納付されなかった方に対しまして、納期限後20日以内に督促状を発布いたします。それでも納付していただけない方につきましては、電話や文書による催告などを行っておりますが、納税資力があるにもかかわらず納税の誠意が見られない方につきましては、財産の差押えを執行する手段を講じております。

一方、差し押さえるべき財産がない、生活困窮など法の定める要件に該当する場合には、差押え等の滞納処分の執行を停止いたします。その後、納税資力の回復が見込めない場合には、滞納処分の執行停止から3年経過後に、法律上納税義務が消滅し不納欠損となります。また、滞納者が死亡し、全ての相続人が

相続放棄をした場合など、徴収することができないことが明らかである場合には、直ちに納税義務を消滅させ不納欠損となる場合もございます。さらに、滞納者が行方不明であったり、相続人が多数にわたったり、法人の所在が不明であったりする場合、その調査に時間を要し、課税後5年を経過して納税義務が消滅し、不納欠損となる場合もございます。

いずれにいたしましても、今後とも滞納者の実態調査や財産調査を徹底し、個々の状態を的確に把握し、効果的、効率的な滞納処分、法の定める滞納処分の執行停止を実施してまいります。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 1件だけ教えてください。不納欠損とかになる前にということなのですけども、催告書を出しますよね。だけれども、それでずっとやっていた経験から言っていることなのですけども、たとえ幾らでも、1,000円でもいいから内入れという税金を出しますと。滞納整理に来ましたからと言って、では内入れでもいいのだから、たとえ1,000円でももらっていききたいと、そうすれば来た証明になるからということよくもらっていたのですけれども、そういうことというのも台帳にはちゃんと記入してあるのでしょうか。今言っていることがもっともなことだから、皆さんすぐ説得されてしまうのですけれども、説得されないのが、元の役場職員で税務課の職員だというと、内入れということで、そういうのというのはあったかなかったかということと、それからあとは台帳が5年間なら5年間のが取ってあって、そしてということをつづつてあるということは当然のことだと思いますけれども、これは捨ててしまうのがいいと、滞納の不納欠損になったからってすぐに捨てるのではなくて、今黒服の裁判所が全部書類を捨ててしまっということがありますけれども、それは5年なり10年なり取っておくというふうでやっているのでしょうか、それを聞きたいと思います。

○議長（岩田 務君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（朽原秀樹君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

催告書を発送してから納税者のお手元に届きまして、その後窓口に来られた方につきましては、多少少ない金額であっても、納税相談等により納めていただくという対応はしております。

また、納税記録の保管ということなののですけれども、現在は滞納整理のシステムがございますので、そこに入力することで、10年とは言わずもっと長い期間そこで記録するということになっております。また、それよりも前にも、昔は紙で書いて保管していたことがあるかと思うのですけれども、そちらのほうについても保管はしております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、2番に参ります。

町内全域の観光地化について、町長に伺います。町長は、長瀬町全域を観光地として繁栄させたいとしていますが、観光振興計画の中にも具体策は記載されていません。本来なら地域住民が提案し、それに行政が協力し進んでいくのが望ましく、そのような提案は今まであったのでしょうか。

一案として、山紫水明、私が好きな言葉です。山紫水明、白い雲、緑の山々、川面にはキラキラ輝く水の流れと音など、短歌を詠むにはいい光景が当町にはたくさんあります。短歌を通じてまちおこしもすてきだと思いますが、考えを伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の町内全域の観光地化についてのご質問にお答えをいたします。

町内全域を観光地化したいというのは、私の長年の夢でもあり願いでもございます。現在のところ、少しずつではございますが、そのような方向に進んでいるかなと考えております。と申しますのは、矢那瀬や岩田地区にグランピング施設が新規に開業したことや、矢那瀬地内に新たな摘み取りブルーベリー園が開園したこと、そのほかにも観光客を主なターゲットにした新しい飲食店が長瀬地区以外の町内各所に開店しており、町内全域の観光地化の実現に向けて確実に前進しているものと考えております。

ご質問の観光振興について地域住民が提案し、それに行政が協力し進んでいく提案は今まであったかについてでございますが、町では町民の皆様からご意見やご要望をいただくための町への提案制度を設けております。ご提案があった際には、実現性の可否を検討の上、提案者に回答し、中には事業展開に結びついた事例もございます。その一つに、昨年公開されました劇場版アニメ「私に天使が舞い降りた！プレシャス・フレンズ」に関連した事業提案がございます。この事業提案には、著作権の問題や費用面など実施が困難な内容が多く含まれていたため、事業提案をそのまま実施することはできませんでしたが、観光協会の努力もあり、船玉まつりでの「わたてん！プレフレコラボ花火」をはじめ、多くの関連イベントを実施することができ、協賛金の増収や誘客に結びつけることができたと思っております。

次に、短歌を通じたまちおこしについてのご質問でございますが、大島議員のご指摘のとおり、長瀬の自然や光景は、短歌や俳句の題材として非常に適していると思います。町内には、若山牧水、宮沢賢治、高浜虚子、金子兜太先生などの文化人が詠まれた数多くの文学碑が残されております。これらの文学碑は、観光協会が文学碑巡りマップを作成し、周知に努めているところでございます。町といたしましても、令和6年度より稼働予定の観光QRガイドマップの中に、町内の主要な文学碑を巡るハイキングコースなどを実装することも検討中でございます。

今後は、こうした文学碑や長瀬の素晴らしい自然環境を広くアピールしていくことで、短歌などの愛好者を含めて多くの観光客の皆様に長瀬を訪れていただけるよう、観光振興に取り組んでまいります。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） ありがとうございます。短歌を詠むとかなんとかということにつきましては、こういうのがあるのだよということで、よく言いますよね、あいつさ、品行はよくないけれども、品性はまあいいから許してやるかとかさ、あの方は見るからにも品格があるよねって、そういう方が住んでいるという町にしたいというのは、やっぱり俳句だとか短歌だとか、あとは詩だとか、谷川俊太郎がよく言ったのですけれども、先生、子供たちに作文を書かせたり、それからいろんなことをするにはどうしたらいいのですかって言ったときに、何しろ学校を出てから、小学校に着くまでの道にあるものを全部素直に書き出してからということから、短歌なり俳句なりに入っていっていったほうがいいのではないのですかということ言われていたのです。だから、ああ、そうなのだって、要するに、だから金がなくなっちゃいいの、あの人どころなく品格があるよね、いいではないとか、あの方はすてきなおじさまねって言われたほうがすごくいいではないですか、人間として。そんなのでというので、町長に、また無理なことなのですからけれども、もう一度、短歌とか何かということとはなくてというので、どういう方向に持っていったらいいか、それを聞きたいと思います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員さんの品格のある町をつくるための施策としてのご質問だと思います。

大島議員もご承知だと思いますけれども、長瀬町は昔から俳句を詠まれる方がたくさんおりました。私が嫁に来た当時ですと、大変盛んでございまして、すぐ5人や6人は名前が上がってくるわけでございま

すけれども、これは余分ごとでございしますが、うちのしゅうともしっかりと俳句を詠んでおりましたし、すぐ裏の方は皇居に呼ばれて、新年の歌会始に呼ばれた方でもございます。もう一人いらっしゃるのではないですかね、それほど長瀬は非常に俳句の町でございました。今は、広報に載っておりますけれども、昔から比べると、大分少なくなったかなという思いがしているところでございます。しかしながら、そうした方たちが少しずつでも最近が増えてきているのではないかなという思いがいたしております。

大島議員も広報を読んでいらっしゃるでしょうけれども、クラブには入っておられない方が詠んだ句が横に出ております。ちょっとこれ俳句かなと思うような句もございますけれども、本当にそういう方たちが、私も実はこういう俳句大好きでございしますので、いつも楽しみに読んでいるのですが、皆さんすばらしい句を詠まれるなど、いつも関心をしているところでございます。

そうした中で、そうしたクラブが脈々と続いておりますので、そういう方たちにもこれからしっかりと皆さんに広報していただいて、俳句会に入っていきたいというところを進めていければなという思いがいたしております。意外と短歌のほうは、それほどでもないのです。ですけれども、俳句はそういったことで大分昔から歴史のある長瀬の俳句会だと私は思っておりますので、そうした部分で進めていければいいかなと思っております。短歌につきましては、なぜかあまりそうした会が出てきていないというのが残念だなという思いがしているところでございます。

私は、実はどちらかというと短歌のほうが好きなのですが、そうした思いの中で、ぜひそうした文人、こういう方たちもいっぱい出てきていただけたらありがたいなと思っているところでございますので、ぜひ大島議員もその中の一員に入っていいただければいいかなと思っております。お仲間をたくさんつくっていただいて、俳句の町長瀬を復興させていただけるように、心からお願い申し上げるところでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 次、3の水難事故について、総務課長に伺います。

今年の夏は猛暑が続き、毎日熱中症に気をつけるよう防災無線で注意喚起されていますが、キャンプ場や荒川で涼を求める観光客の姿が多く見受けられました。毎年この時期には、水難事故のニュースが聞かれますが、今年の水難事故と救助の状況を伺います。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

この夏は、体温を超えるような猛暑日の日数が史上最多となり、連日のように全国各地で発生した水難事故の痛ましいニュースが流れました。

今年の秩父地域の水難事故と救助の状況でございますが、秩父警察署、秩父消防署に救助件数を確認したところ、昨日までで2件発生していて、うち1件は7月3日に当町で発生した死亡事故です。この事故は、県外から遊びに来ていた男子大学生4人が、船着き場から対岸に泳いで渡ろうとしたところ、先頭を泳いでいた1人が流されて溺れてしまい、救助されましたが、残念ながら貴い命を落としてしまった事故でございます。

もう一件については、報道はされませんでした。が、今月3日に秩父市内で釣りをしていた40代男性が溺れて死亡したとのことでした。

参考といたしまして、昨年につきましては秩父地域で4件、そのうち3件が長瀬町で発生した事故でございしますが、幸いにも死亡事故には至りませんでした。また、民間業者が営業中に救助した件数につま

しては、ラフティング業者は昨年は1件、今年も昨日までのところ1件とのことで、ライン下りの業者については、昨年、今年ともゼロ件とのことでした。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 水難事故について聞きましたら、7月3日に死亡ということが出たので、この文書を作って質問したわけなのですけども、いろんな事故で死亡がなくてよかったという結論ですよ、そうしますと。それで、ラフティングだとか何とかというの、ちゃんと指導者がいるから落っこつても大丈夫だし、そして近所で溺れている人とか何かといえば、ちゃんと見つけてやってくださるということなので、水難事故については、長瀬町はずっとゼロゼロゼロって言ったのだけれども、たまに1件あってしまうと、あれっ、これで途切れてしまって、そこからまた長瀬町の死亡事故ということになるので、ちょっと残念ですけども、東京都内の県外の人だったので、しょうがないよねという話になったのですけれども、これからも水難事故が来年もあるかと思えますけれども、これだけはどうなに対策を練っても駄目なものは駄目なのだから、心臓麻痺でも起こしてしまえばもうそれで終わりだからということがあるので、ぜひまたいろんなことをお聞きしたいと思えますけれども、頑張ってください。それだけです。よろしくお願いします。

次に、4のもみじ公園について、産業観光課長にお伺いします。県立自然の博物館前の月の石もみじ公園のライトアップが今年も予定されているようですが、町の木でもあるもみじ公園やもみじ山を長瀬地区以外につくる考えはあるか伺います。

先ほど村田議員さんが花の里のところどうしますかということをおっしゃられたのですけれども、長瀬に2つもみじ公園つくらなくてもいいのではないかなって、矢那瀬でも本野上でも岩田でもいいのではないかなとも思いますので、そこもお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、大島議員のもみじ公園についてのご質問にお答えいたします。

町では、これまで森林環境と景観を保全するため、企業の森や緑化推進団体による助成制度を活用しながら、長瀬のシンボルとも言える宝登山を中心に、紅葉やカエデ、ロウバイなどの植栽を行ってまいりました。

ご質問の長瀬地区以外では、平成28年度に井戸地区の河川区域内にあります蓬莱島の北側斜面にイロハモミジやハウチワカエデの苗木約60本を植栽しております。しかし、令和元年東日本台風による荒川の増水により植栽箇所が浸水し、植栽したイロハモミジやハウチワカエデの苗木の75%に当たる45本が流失してしまいました。この蓬莱島はロケーションもよく、将来的に紅葉の名所となり得る場所として大いに期待しておりましただけに、残念でなりません。

今後も引き続き紅葉やカエデなどの紅葉樹の植栽を行ってまいりますが、植栽箇所の選定に当たりましては、こうした経験を踏まえ自然災害等の危険性も視野に入れた上で、できる限り安全で条件のよい場所への植栽に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） もみじ公園について考えてみると、蓬莱島のも流れてしまったとか、あそこは案外と水つき場というのも昔ありましたよね、白鳥荘でしたっけ、そのときにもありましたので、ああって

言うのですけれども、人間ではなくても紅葉でよかったです、本当のこと言って。

それで、花の里をどうするかって言って、そこだったらきれいにずっとなるかもしれないのですけれども、いろんなことがありますと、やっぱり長瀬はこのところ町内全域を観光地化ということになりますから、私にしては長瀬以外のところをどこかで見つけられないかなと思っています。そのところやる気があるかないか、それとも話をしているのか、それと協力を、これがたたき台になってくれたらすごくうれしいかなと思うのですけれども、伺います。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） 大島議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げたのですが、これまで宝登山等に紅葉やカエデなどの植栽を行ってきたのですが、これは森林環境と、それから景観を保全するために植えてきました。大島議員が言うように、もみじ公園ですとかもみじ山となりますと、やはりかなりの年数と経費のほうがかかります。

今後につきましては、大島議員が言うとおり長瀬地区以外で、岩田地区公園、あの周辺ですとか、あとこれから人口がどんどん減ってしまっている風布地区、あの周辺につきましても林道沿いを整備した後に、紅葉やカエデなどを植えていきたいというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○8番（大島瑠美子君） ありがとうございます。それを期待して一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 以上で通告のあった一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（岩田 務君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会に町長から提出された議案は、議案第49号から議案第63号までの15件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案に対する提案理由、その他、内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第5、議案第49号 長瀬町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第49号 長瀬町印鑑条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

個人番号カードを使用し、さらに移動端末設備を用いてコンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を可能とするため、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を

提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 議案第49号 長瀬町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

一部改正の概要でございますが、現在の長瀬町印鑑登録条例は、印鑑登録証明を受けようとするときは申請書に印鑑登録を添えて町長に申請しなければならないと規定されております。今回は、証明書のコンビニ交付サービスの導入に伴いまして、マイナンバーカードを使用してコンビニ等に設置されている多機能端末機で印鑑登録証明書が取得可能になることと、それに加えて利用者証明用電子証明書が搭載されたスマートフォンによる印鑑登録証明書のコンビニ交付を可能とするため、改正を行うものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料、議案第49号新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表のほうを御覧ください。左側が現行で、右側が今回の改正案、下線の部分が改正箇所でございます。

13条の次に、次の一条を加えるもので、第14条に、多機能端末機による印鑑証明書の申請等として、印鑑登録者は、個人番号カードまたは移動端末設備を用いて多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができることの規定を追加し、改正前の第14条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第20条を第21条とするものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は令和5年10月1日から施行するものでございます。

以上で議案第49号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。ちょっとお聞きしたいのですけれども、これは10月1日から適用ということになるわけですか。この条例ができると、もう10月1日からこれ可能だと、今はできないけれどもということですよ。

それからもう一点、それについては税金のコンビニ収納とは違うのだけれども、これコンビニに対して使用料とかそういうものを町として払うのかどうか、その2点についてお願いします。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

証明書のコンビニ交付開始の時期でございますが、今年の10月2日が月曜日になりますので、実際の開始は月曜日からを予定しております。ただし、スマホを使ったコンビニ交付につきましては年内の対応予定ということで、地方公共団体情報システム機構におきまして関係各所と調整中ということでございますので、具体的なことが決まり次第、通知がありましたら広報等でお知らせさせていただきたいと存じます。

それから、手数料でございますが、こちらにつきましては町民の方が証明の手数料としてお支払いしていただく金額につきましては、1件につき200円ということで変わりはございません。ただし、町のほうから利用料といたしまして、手数料を支払うことになっております。

〔何事か言う人あり〕

○町民課長（福嶋俊晴君） 支払いにつきましては、証明を受ける方が1件200円を払いまして、それで町のほうがJ-L I Sのほうに手数料を支払います。その差額分が町のほうに歳入されるということで、繰替え払いということで予定しております。申し訳ありません。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の説明聞いて理解しようと思ったのだけれども、いま一度、個人が印鑑証明を出すと、出した人が200円。その後が分からないので、もう一度、説明をお願いします。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

証明書の手数料200円、そして町がJ-L I Sに支払う手数料が117円でございますので、その差額、差し引いた分が町へ歳入として入ってくる予定でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

8番、大島留美子君。

○8番（大島留美子君） 今の説明だと、ごめんなさい、よく理解ができないのだ、私は。ちょっと脳が低下しているのだな、分からないのだけれども。200円をもらいますよね、コンビニのほうで。そうすると、それは普通役場の人たちがするのだったら、そのまますぐにその200円が収入のところに入りますよね、長瀬町役場の出納室のほうに。それがそうではなくって、200円を払ってもすぐにではなくって、今度は役場のほうからコンビニさんのほうに手数料としてお金を払うわけでしょう。

〔何事か言う人あり〕

○8番（大島留美子君） では、損するわけ。だから、そうすると皆さんにはコンビニではなくって、役場の窓口で取れて言ったほうがいいわけですね。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

説明が分かりづらくて誠に申し訳ございません。利用される方が、証明として200円手数料をお支払いしまして、117円町のほうが支払うものがありますので、その差額が町に入ってくるということで、200円引く117円ですから、83円が町に入ってくるということでお金の流れは完結いたします。よろしいでしょうか。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第49号 長瀬町印鑑条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第6、議案第50号 長瀬町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第50号 長瀬町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法が一部改正されましたことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第50号 長瀬町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第50号新旧対照表により説明させていただきますので、御覧ください。

この条例は、災害対策基本法、国民保護法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、復興法に基づき、町長は知事を経由して他の地方公共団体の職員の派遣を要請することができるようになっております。このため、長瀬町に派遣され、長瀬町内に滞在する必要がある職員に対し、災害派遣手当等の支給に関し必要な事項を定めたもので、今回の法改正により、地方公共団体の事務の代行等について要請可能時期及び対象事務が拡大されることとなり、併せて派遣職員に支給される手当の名称が改められることから、第1条中の法の引用条項のうち、下線部分の「第44条」を「第26条の8」に改め、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第50号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第50号 長瀬町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第7、議案第51号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第51号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の内容について定める国の通知の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、健康こども課長の説明を求めます。

健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 議案第51号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、提案理由のとおりでございますが、放課後児童支援員とみなすことのできる研修修了予定者の内容について国の通知で変更がありましたので、そのことに伴う改正を行うものでございます。

参考資料の長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表を御覧ください。附則、職員の経過措置の第2項でございますが、「この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間」を「当分の間」に、「令和7年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改めるものでございます。

議案に戻りまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第51号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、まず文言について、「当分の間」というのが、これ法令がこういうふうに変ったということですか。何か「当分の間」なんていう法令があるのかなと、ちょっとそれが分からないというか、もう法令がそういうふうに変ったのかということと、これは多分放課後児童支援員として2年間経験を積むと、その資格というのですか、そのことと関係あるのですか。何か当分の間だから分

からなくて、そのところをちょっとお答え願います。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 村田議員の質問にお答えいたします。

まず、「当分の間」の文言についてでございますが、これはそのまま法令のほうが「当分の間」ということになっていますので、それをそのまま使用しております。

それと、放課後児童支援員の研修についてでございますが、放課後児童支援員は、原則として都道府県知事等が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した者である必要があることから、経験というか、もうこの研修を受けていただくという期間が2年以内で、その2年以内に計画が立ててあれば支援員とみなすことができるという内容でございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） この研修というところなのですが、私が認識しているのは、2年間経験を積んで、あえてその中でまた研修を受ければ支援員としての資格というようなことで認識していたのですが、それでは、例えばなってすぐ研修したと、はい、もう放課後児童支援員としての資格ということではないですね。だから、2年を経験すれば、その中でまた研修を積みば。どうでもいいことかもしれないけれども、ちょっと私の認識とずれているので、そのところ回答をお願いします。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 村田議員の質問にお答えします。

今お話しした認定資格研修ということで、資格を取るために研修を受けるということではなくて、支援員となるための必要な研修を受けるということになりますので、経験がということではなく資格を受けるというか、支援員となるための必要な知識を学んだりという研修の内容になっています。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） すみません。こんなことで時間を取らせて申し訳ないのだけれども、ということは正式な支援員さん、例えば町から要請があって仮に放課後児童クラブに勤めたとします。そうすると、2年間は支援員としての資格はないわけですね、全然何にもしないで。だから、支援補助員というか、そんなふうな形でやっているのかな、そのところがちょっと分からないので、私はとにかくこの2年間で、その中で研修を受けて初めてそういう資格を取れると思っているのですけれども、もしだったら、後でまたお聞きしてもいいことなので。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 村田議員の質問にお答えします。

すみません、的確な内容がお伝えできなくて申し訳ございません。もともと支援員さんは有資格者、保育士さんですとか、そういった方がなられるものになっておりまして。その方はもちろん研修を受けていただくことになるのですけれども、そうでない方で最初は補助員として入っていただいた方、その方がこの研修を受けていただきますと、支援員というふうな資格が取れるということになります。

〔「2年の縛りは」と言う人あり〕

○健康こども課長（福島陽子君） 2年はその研修の期間なので、2年以内の間に受けていただければいいという期間になります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第51号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時55分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第8、議案第52号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第52号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

こども家庭庁の設置に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたため、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、健康こども課長の説明を求めます。

健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 議案第52号についてご説明いたします。

今回の改正については、提案の理由のとおり、こども家庭庁の設置に伴い、事務の移管により厚生労働省令が内閣府令の扱いとされたことに伴う改正、権限等が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ったことに伴う改正について、文言の修正等を行うものでございます。町には、現在家庭的保育事業等に該当する施設はございませんが、基準の改正がございましたので、今回の改正を行います。

それでは、参考資料の長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。第7条第2項でございますが、児童福祉法第24条第3項の適用について、第40条第2項及び第42条第4項第1号の規定を加えるものでございます。

第15条第1項第4号でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正により、特定教育・保育の取扱方針について、「厚生労働大臣が定める指針」を「内閣総理大臣が定める指針」に改めるものでございます。

1 ページ下段から2 ページを御覧ください。第20条第4号の運営規程についてでございますが、国の改正内容に表記を合わせるため、特定教育・保育の提供を行う日と時間並びに提供を行わない日について、具体的に提供を行わない場合についての語句の追加をするものでございます。

第37条第1項、第2項でございますが、特定地域型保育事業の利用定員について、省令を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に改め、それにより保育事業の定義の内容として第27条を引用することが適切であるため、改正を行うものでございます。

3 ページを御覧ください。第40条第2項でございますが、第7条の改正で、同様の規定を第7条第2項において規定したため、該当の規定を削るものでございます。

第42条第6項でございますが、特定教育・保育施設等との連携について、省令を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に改めるものでございます。

4 ページ、第44条でございますが、特定地域型保育の取扱方針について、「厚生労働大臣が定める指針」を「内閣総理大臣が定める指針」に改めるものでございます。

続きまして、5 ページの参考資料、長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。第26条、保育の内容について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定している「厚生労働大臣が定める指針」を「内閣総理大臣が定める指針」に改めるものでございます。

議案に戻りまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第52号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5 番、村田徹也君。

○5 番（村田徹也君） 度々申し訳ありません。これは、多分当町ではそういう該当がないということは、家庭的保育というふうな事業所と言ったらいいのかな、に関わるものだと思うのですが、もしもそういうものが、これからできないと思うけれども、関係はしてくると思うのですが、まず一番最初の特定教育とポツがあって保育施設ってあるのだけれども、これは特定教育・保育施設って関連しているわけですか、それとも特定教育というのは別個になっているのか、そこがちょっと分からないところです。

それで、ということは保育ということで考えると、普通保育だと、今までどおり当課で扱うのだと思う

のですが、同じ保育でも、これは厚生労働大臣ではなくて内閣総理大臣になると、認定こども園とかそういうのは文科省ではないですか、そうすると保育とかそういう就学前の子供たちが、3つのところに別々になっているということになるのですか、すみません、お願いします。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 村田議員のご質問にお答えします。

初めの特定教育・保育施設という内容でございますが、これは認定こども園、保育園を含めた表現になっております。

4月からこども家庭庁が開設しまして、認定こども園、保育園に関しては、町のほうでは健康こども課、そしてこども家庭庁のほうに事務のほうに移管しています。認定こども園は保育施設の一つということで、認定こども園と保育園については、厚生労働省からこども家庭庁のほうに事務のほうに移管しております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第52号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号～議案第56号の説明

○議長（岩田 務君） 日程第9、議案第53号 令和4年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第54号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第55号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第56号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、関連がありますので、一括議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第53号から議案第56号までの令和4年度における一般会計及び各特別会計の

歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和5年7月20日付で監査委員に決算審査の依頼をしたところ、令和5年8月18日付で監査委員から令和4年度決算審査に関する意見書が提出されたので、同法同条第3項の規定により議会の認定を賜りたく提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要について、会計管理者の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（朽原秀樹君） それでは、お手元に配付してございます令和4年度長瀬町一般会計・特別会計歳入歳出決算書により、各会計の決算概要につきまして順次ご説明いたします。

決算書の表紙を1枚おめくりいただきまして、目次の次のクリーム色のページを御覧ください。まず初めに、一般会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。一般会計の歳入決算額は38億5,879万9,302円、歳出決算額は36億7,423万9,799円、歳入歳出差引算残額は1億8,455万9,503円で行いました。

次に、1ページ、2ページを御覧ください。主な歳入でございますが、第1款の町税、調定額は8億7,397万4,195円、これに対する収入済額は8億4,298万6,028円で、歳入全体の21.8%を占めております。また、不納欠損額は362万4,434円、収入未済額は2,736万3,733円で行いました。

第11款地方交付税、調定額は15億2,735万1,000円、これに対する収入済額は同額の15億2,735万1,000円で、歳入全体の39.6%を占めております。

3ページ、4ページに移りまして、第15款国庫支出金、調定額は4億8,243万6,016円、これに対する収入済額は同額の4億8,243万6,016円で、歳入全体の12.5%を占めております。

第16款県支出金、調定額は1億9,373万3,943円、これに対する収入済額は同額の1億9,373万3,943円で、歳入全体の5%を占めております。

第19款繰越金、調定額は2億6,689万2,632円、これに対する収入済額は同額の2億6,689万2,632円で、歳入全体の6.9%を占めております。

第21款町債、調定額は1億7,886万4,000円、これに対する収入済額は同額の1億7,886万4,000円で、歳入全体の4.6%を占めております。

5ページ、6ページに移りまして、歳入合計でございますが、調定額は38億9,169万9,753円、収入済額は38億5,879万9,302円、不納欠損額は362万4,434円、収入未済額は2,927万6,017円で行いました。

次に、7ページ、8ページを御覧ください。主な歳出でございますが、第2款総務費、予算現額は13億3,223万2,000円、これに対する支出済額は12億4,173万7,287円で、歳出全体の33.8%を占めております。また、翌年度繰越額は6,809万5,360円で行いました。

第3款の民生費、予算現額は10億1,868万4,134円、これに対する支出額は9億3,114万1,440円で、歳出全体の25.4%を占めております。

第4款衛生費、予算現額は5億4,297万1,974円、これに対する支出済額は5億1,495万8,764円で、歳出全体の14.0%を占めております。

9ページ、10ページに移りまして、第9款の消防費、予算現額は2億45万2,000円、これに対する支出済額は1億9,461万6,121円で、歳出全体の5.3%を占めております。

第10款教育費、予算現額は2億7,585万5,000円、これに対する支出済額は2億4,948万6,366円で、歳出

全体の6.8%を占めております。また、翌年度繰越額は1,326万1,000円でございます。

第12款公債費、予算現額は3億2,062万8,000円、これに対する支出済額は3億2,025万8,043円で、歳出全体の8.7%を占めております。

表の一番下、歳出合計でございますが、予算現額は39億2,452万5,189円、支出済額は36億7,423万9,799円、翌年度繰越額は8,214万2,360円でございます。

次に、116ページを御覧ください。一般会計の実質収支に関する調書でございますが、1の歳入総額38億5,879万9,302円から2の歳出総額36億7,423万9,799円を差し引いた3の歳入歳出差引額は1億8,455万9,503円で、さらに4の翌年度へ繰り越すべき財源の(2)、繰越明許費繰越額1,881万6,360円を差し引き、5の実質収支額は1億6,574万3,143円となりました。

一般会計の決算概要につきましては以上でございます。

続きまして、右側のクリーム色のページを御覧ください。国民健康保険特別会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。国民健康保険特別会計の歳入決算額は8億3,059万3,450円、歳出決算額は7億8,782万1,063円、歳入歳出差引残額は4,277万2,387円でございます。

次に、117ページ、118ページを御覧ください。主な歳入でございますが、第1款国民健康保険税、調定額は1億4,021万4,087円、これに対する収入済額は1億2,161万6,729円で、歳入全体の14.6%を占めております。また、不納欠損額は141万1,453円、収入未済額は1,718万5,905円でございます。

第6款の県支出金、調定額は6億48万5,916円、これに対する収入済額は同額の6億48万5,916円で、歳入全体の72.3%を占めております。

第8款繰入金、調定額は5,550万53円、これに対する収入済額は同額の5,550万53円で、歳入全体の6.7%を占めております。

第9款繰越金、調定額は5,074万4,553円、これに対する収入済額は同額の5,074万4,553円で、歳入全体の6.1%を占めております。

表の一番下、歳入合計でございますが、調定額は8億4,919万808円、収入済額は8億3,059万3,450円、不納欠損額は141万1,453円、収入未済額は1,718万5,905円でございます。

次に、119ページ、120ページを御覧ください。主な歳出でございますが、第2款保険給付費、予算現額は6億597万8,000円、これに対する支出済額は5億4,815万7,656円で、歳出全体の69.6%を占めております。

第3款国民健康保険事業費納付金、予算現額は1億8,444万7,000円、これに対する支出済額は1億8,444万5,202円で、歳出全体の23.4%を占めております。

表の一番下、歳出合計でございますが、予算現額は8億4,769万8,000円、支出済額は7億8,782万1,063円、翌年度繰越額はございませんでした。

次に、142ページを御覧ください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございますが、1の歳入総額8億3,059万3,450円から2の歳出総額7億8,782万1,063円を差し引いた3の歳入歳出差引額は4,277万2,387円で、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は3と同額の4,277万2,387円となりました。

国民健康保険特別会計の決算概要につきましては以上でございます。

続きまして、右側のクリーム色のページを御覧ください。介護保険特別会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。介護保険特別会計の歳入決算額は8億1,586万7,569円、歳出決算額は7億7,376万

3,701円、歳入歳出差引残額は4,210万3,868円でした。

次に、143ページ、144ページを御覧ください。主な歳入でございますが、第1款保険料、調定額は1億5,622万7,330円、これに対する収入済額は1億5,202万8,400円で、歳入全体の18.6%を占めております。また、収入未済額は419万8,930円でした。

第2款国庫支出金、調定額は1億7,867万7,115円、これに対する収入済額は同額の1億7,867万7,115円で、歳入全体の21.9%を占めております。

第3款支払基金交付金、調定額は1億9,983万6,000円、これに対する収入済額は同額の1億9,983万6,000円で、歳入全体の24.5%を占めております。

第4款県支出金、調定額は1億2,006万5,950円、これに対する収入済額は同額の1億2,006万5,950円で、歳入全体の14.7%を占めております。

第6款繰入金、調定額は1億3,414万7,000円、これに対する収入済額は同額の1億3,414万7,000円で、歳入全体の16.4%を占めております。

表の一番下、歳入合計でございますが、調定額は8億2,006万6,499円、収入済額は8億1,586万7,569円、収入未歳額は419万8,930円でした。

次に、145ページ、146ページを御覧ください。主な歳出でございますが、第2款の保険給付費、予算現額は7億3,949万1,000円、これに対する支出済額は7億1,517万3,886円で、歳出全体の92.4%を占めております。

表の一番下、歳出合計でございますが、予算現額は8億562万3,000円、支出済額は7億7,376万3,701円、翌年度繰越額はございませんでした。

次に、170ページを御覧ください。介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございますが、1の歳入総額8億1,586万7,569円から2の歳出総額7億7,376万3,701円を差し引いた3の歳入歳出差引額は4,210万3,868円で、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は3と同額の4,210万3,868円となりました。

介護保険特別会計の決算概要につきましては以上でございます。

続きまして、右側のクリーム色のページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は1億8,896万362円、歳出決算額は1億1,777万7,795円、歳入歳出差引残額は118万2,567円でした。

次に、171ページ、172ページを御覧ください。主な歳入でございますが、第1款の後期高齢者医療保険料、調定額は9,242万6,200円、これに対する収入済額は同額の9,242万6,200円で、歳入全体の77.7%を占めております。

第3款の繰入金、調定額は2,507万6,228円、これに対する収入済額は同額の2,507万6,228円で、歳入全体の21.1%を占めております。

表の一番下、歳入合計でございますが、調定額は1億1,896万362円、収入済額は同額の1億1,896万362円、収入未済額はございませんでした。

次に、173ページ、174ページを御覧ください。主な歳出でございますが、第2款の後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額は1億1,783万5,000円、これに対する支出済額は1億1,697万9,628円で、歳出全体の99.3%を占めております。

表の一番下、歳出合計でございますが、予算現額は1億1,979万8,000円、支出済額は1億1,777万

7,795円、翌年度繰越額はございませんでした。

次に、184ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書でございますが、1の歳入総額1億1,896万362円から2の歳出総額1億1,777万7,795円を差し引いた3の歳入歳出差引額は118万2,567円で、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は3と同額の118万2,567円となりました。

後期高齢者医療特別会計の決算概要につきましては以上でございます。

以上で、令和4年度一般会計及び特別会計の決算概要の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） 続いて、歳入歳出決算の内容について、各所属長の説明を求めます。

最初に、総務課長、お願いします。

○総務課長（福島賢一君） それでは、総務課の令和4年度歳出決算概要につきましてご説明いたします。

お手元の決算書の40、41ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は予算現額4億8,121万8,000円で、歳出済額は4億7,862万9,043円でございます。主な支出としては、第1節報酬は障害者の雇用促進を図るために雇用したパートタイムの会計年度任用職員1名の報酬になります。

第2節の給料と第3節の職員手当等、次のページの42、43ページの第4節共済費は、町長、副町長ほか再任用職員を含めた町長部局職員63名分の給与や共済費関係のほか、会計年度任用職員1名の期末手当などの人件費でございます。

なお、特別会計の国保会計職員3名、介護会計職員2名と、教育長ほか再任用職員を含めた教育委員会部局職員11名の給与や共済費関係の人件費は含まれておりません。

第10節需用費は、日刊紙の新聞購読料や加除式図書追録代のほか、公用車17台の管理費としてタイヤ購入代、また令和4年4月の道路交通法改正により、自動車を5台以上保有する事業所は、運行前、運行後に運転者のアルコールチェックが義務づけられたため、アルコール検知機の購入代、公用車の燃料費、修理費などがございます。

第11節の役務費は、行政文書の郵送料、職員のストレスチェック診断や公用車の車検及び12か月点検の手数料のほか、自賠責保険や任意保険代、また町が所有、管理する施設の瑕疵及び業務執行上の過失に起因する事故について、法律上の損害賠償責任を負う場合の損害金などを支払う際の総合賠償補償保険料や、非常勤職員の公務災害補償の保険料などがございます。

第12節委託料は、例規システムの運用経費としてのデータ更新委託料、職員採用試験適性検査業務委託料及び作文採点業務委託料や人事評価研修業務委託料、職員健康診査業務委託料のほか、新個人情報保護法の施行により作成及び公表が義務化された個人情報ファイル簿の整備支援業務委託料、また個人情報保護法等の改正に伴い町の例規も多数改正が必要となったことに伴う例規の整備支援業務委託料などがございます。

第13節使用料及び賃借料は、例規システム、個人情報取扱業務ウェブシステム、人事給与システムのソフトウェア使用料などのほか、公用車の有料道路通行料でございます。

第17節備品購入費は、新たに公用車として8人乗りワンボックス車を購入したものでございます。

第18節負担金補助及び交付金は、次のページの44、45ページにかけてになります。一部事務組合の負担金として特別職、一般職の退職手当負担金や、秩父広域市町村圏組合の一般管理費分の負担金のほか、加盟団体への負担金、会費や補助金を交付したものでございます。

次に、46、47ページの中段を御覧ください。第7目公平委員会費は、予算現額9,000円ですが、委員会開催はありませんでした。

次に、第8目交通安全対策費でございますが、予算現額85万8,000円で、交通指導員5名の災害補償保険料や委託料のほか、交通関係団体への会費補助金など61万2,258円を支出いたしました。

続いて、9目自治振興対策費でございますが、予算現額528万2,000円で、支出済額は479万7,480円でございます。主な支出としては、第10節需用費のうち光熱水費は防犯灯936基分の電気料でございます。

第18節負担金補助及び交付金でございますが、コミュニティ協議会の運営費補助金及び地域振興対策事業補助金として、4行政区に対しごみボックスの新設、修繕及び集会所への給水管引込工事に対して補助金を交付いたしました。また、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金の一般コミュニティ助成事業を活用して辻区が整備した締太鼓、篠笛等に対して助成金230万円を交付したものでございます。そのほか、井戸風布地区コミュニティ集会所で使用していた井戸水の管理組合が解散になったことから、新たに上水道に接続するための給水装置加入負担金を支出したものでございます。

次に、第10目諸費でございますが、予算現額819万円で、支出済額は784万8,877円でございます。

次のページの48、49ページを御覧ください。主な支出としては、第10節需用費の消耗品費は、人権同和団体が開催する研修会の参加資料代や人権啓発用品代などでございます。

第11節役務費は、正副区長73名への委託業務に対する災害補償保険料でございます。

次に、第12節委託料は、円滑な行政事務を推進するため正副区長への行政事務委託料及び区長回覧による行政区広報紙等配布業務委託料のほか、町民を対象として無料法律相談の弁護士への相談料、秩父郡市人権フェスティバルの正幹事町であったため、講演会の講演企画業務委託料及び手話通訳業務委託料を支出いたしました。なお、人権フェスティバル事業に当たっては、県からの委託金を充てております。

第13節使用料及び賃借料は、同じく人権フェスティバルの会場として副幹事町の皆野町文化会館を使用したため、その借上料と長瀬町の参加者の送迎のためのバス借上料を支出いたしました。

第18節負担金補助及び交付金は、防犯や人権同和対策に係る各種構成団体や協議会への負担金でございます。

次に、少しページが飛びますが、58、59ページを御覧ください。第5項選挙費、第1目選挙管理委員会費でございますが、選挙管理委員会の管理経費で委員報酬や選挙関係の図書、法規追録代のほか、選挙人名簿管理のための電算処理委託料や選挙管理システムソフトウェアレンタル料など45万3,788円を支出いたしました。

第2目参議院議員選挙費は、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙に際しての経費で、600万9,543円を支出いたしました。

第3目県議会議員選挙費は、次のページの60、61ページにかけてになりますが、令和5年4月9日執行の県議会議員一般選挙で、令和4年度の準備段階で必要な経費として151万1,789円を支出いたしました。

なお、参議院議員通常選挙及び県議会議員選挙につきましては、県からの委託金合わせて750万5,732円を充当して執行いたしました。これらの選挙費の主な支出として、選挙管理委員、投票管理者、投開票立会人、会計年度任用職員の報酬、事務従事者への手当、ポスター掲示板、投開票に関わる事務用品や投票用紙の計数機・読み取り機の点検手数料、入場券の郵送料、ポスター掲示板の設置・撤去作業委託料、備品といたしまして参議院議員通常選挙においては、矢那瀬地区の投票所が矢那瀬地区コミュニティ消防センターに変更になったため、室内を仕切る3連のパーティションを購入、また県議会議員選挙費において

は投票用紙自動交付機 1 台を購入したものでございます。

次に、ページが飛びますが、92、93ページを御覧ください。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費でございますが、秩父広域市町村圏組合への負担金と、秩父消防署北分署の敷地負担金、合わせて1億5,572万59円を支出いたしました。

次に、第2目非常備消防費でございますが、予算現額1,453万3,000円で、消防団の円滑な運営を図るための経費で、1,339万497円を支出いたしました。主な支出としては、第1節報酬と第8節旅費は、消防団員78名への報酬及び費用弁償の出動手当で、第7節報償費は、退職消防団員6名への退職報償金や記念品代などでございます。

第10節需用費は、消防団活動に際しての消耗品や水槽車のタイヤ代、燃料費のほか、消防車や可搬ポンプの修理費、新入団員への被服費などでございます。

第11節役務費は、消防車の車検及び12か月点検手数料のほか、自賠責保険や任意保険代、また団員の福祉共済掛金でございます。

第17節備品購入費は、水槽車及び可搬ポンプのバッテリー及び消防団に配備している山林火災などに使用するジェットシューターが経年劣化で動作に不備が出始めていたため、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金の消防団活動備品整備事業を活用して、ジェットシューター23基を購入したものでございます。

第18節負担金補助及び交付金は、消防団員の公務災害補償等共済基金負担金のほか、消防関係団体への負担金及び消防団へ運営費交付金を支出いたしました。

次に、第3目消防施設費は、予算現額1,684万5,000円で、消防団詰所及びコミュニティ消防センター、防火水槽、消火栓などの消防施設の維持管理に伴う費用で1,640万4,283円を支出いたしました。主な支出としては、第10節需用費は、消防団詰所の電気・水道代などの光熱水費や詰所のトイレ及び漏水修理費などでございます。

次のページの94、95ページを御覧ください。第11節役務費は、矢那瀬地区コミュニティ消防センターの契約電力の容量変更及びカーペット清掃手数料でございます。

第14節工事請負費及び第16節公有財産購入費は、老朽化した消防団第2分団第3部詰所について、矢那瀬地区で介護事業所として営業していた民間施設の土地建物を購入し、地域コミュニティの拠点を兼ねた矢那瀬地区コミュニティ消防センターとして整備に要した費用でございます。

第18節負担金補助及び交付金は、消火栓の維持管理負担金を秩父広域市町村圏組合へ支払ったものでございます。

次に、第4目防災対策費は、予算現額1,335万3,000円で、防災行政無線設備の維持管理や保守委託、地域防災計画等改定業務委託のほか、災害時備蓄品の購入などの経費で909万5,773円を支出いたしました。主な支出としては、第10節需用費は、防災備蓄品としてのアルファ米や乳児用ミルク、保存水、紙おむつなどを購入しました。また、防災行政無線の基地局及び放送塔27局の電気料などでございます。

第11節役務費の通信運搬費は、県防災行政無線のほか、町と秩父消防本部との放送連動設備及び災害時優先電話などの通信料、また防災行政無線の放送内容が確認できるフリーアクセスの通話料でございます。

第12節委託料は、防災行政無線の保守点検業務委託料及び屋外拡声子局27局の蓄電池が経年劣化により消耗していることから、令和4年度から3年をかけて計画的に交換を行うため、9局の蓄電池交換を実施しました。また、全国瞬時警報システム（Jアラート）の無停電電源装置につきましても、経年劣化によ

り消耗していたことから、今後の運用に支障を及ぼすことのないよう交換を実施しました。地域防災計画等改定業務委託料は、令和4年3月改定の埼玉県地域防災計画その他関連法案との整合性を図るとともに、新型コロナウイルス対策や令和元年東日本台風の災害対応の教訓等の観点からも見直しを行い、併せて職員初動マニュアルについても、より実効性のある計画に改定いたしました。

第18節の負担金補助及び交付金は、自主防災組織で安否確認訓練を実施した上長瀬区に対して補助金を交付したものでございます。

以上で総務課関係の決算概要の説明を終わらせていただきます。

○議長（岩田 務君） 次に、企画財政課長、お願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 続きまして、企画財政課の歳出決算概要につきまして、令和4年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書に基づき、主なものをご説明いたします。

決算書の44、45ページを御覧ください。上段になりますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目広報広聴費、予算現額300万7,000円に対しまして、「広報ながとろ」の発行に係る経費として281万7,870円を支出いたしました。

第3目財政管理費、予算現額123万7,000円に対しまして、連結財務書類作成システムや固定資産管理システムなどに関わる経費として108万9,689円を支出いたしました。

第4目財政調整基金費は、財政調整基金に50万円を積み立てました。

1つ飛びまして、第6目財産管理費についてご説明いたします。予算現額3,641万3,000円に対しまして、公有財産の管理や庁舎の維持管理などに係る経費として3,190万229円を支出いたしました。

続きまして、48、49ページを御覧ください。中段下になりますが、第11目減債基金費は、減債基金に4億73万7,000円を積み立てました。

第12目ふるさと長瀬応援基金費についてでございます。ふるさと納税につきまして、積極的な広報活動や返礼品の充実化など、これまでの取組の結果、令和4年度には811件、2,484万9,000円の寄附金が寄せられました。寄附金と基金利子の1万1,250円を合わせた歳入の総額から返礼品の諸経費等に係る費用を除き、1,405万5,068円をふるさと長瀬応援基金に積み立てました。なお、令和4年度の残額は9月補正予算に計上し、積み立てさせていただく予定でございます。

続きまして、第13目公共施設整備基金費は、公共施設整備基金に5,000万円を積み立てました。

次に、第2項企画費、第1目企画総務費でございますが、予算現額9,462万円に対しまして8,439万4,150円を支出いたしました。当該目で計上している予算は、総合行政ネットワークなどの内部情報系システムの運用に関わる経費、住民、税務、財務等の基幹系システムの運用に関わる経費、移住定住促進事業の経費、住宅取得奨励補助金や、ちちぶ定住自立圏の負担金をはじめとした各種負担金などの経費でございます。この中で、第7節報償費754万5,200円のうち736万9,235円は、ふるさと納税の返礼品の代金等として支出しております。

50、51ページを御覧ください。第11節役務費のうち手数料414万6,325円についてでございますが、このうち285万3,825円は、ふるさと納税の手数料としてさとふるなどの中間事業者へ支出しているものでございます。

第12節委託料1,712万8,375円のうち主なものをご説明いたします。備考欄の下から5つ目の地域おこし協力隊員委託料780万867円は、暮林隊員、清水隊員、2名の地域おこし協力隊員に対する委託料等ござ

います。暮林隊員については、令和元年11月から令和4年10月まで地元食材を生かしたお土産品の開発に取り組んでいただきました。清水隊員については、令和2年10月から町の魅力発信に取り組んでいただいております。なお、隊員1人当たり年間480万円を上限に特別交付税が交付されております。

また、下段のほうになりますが、第18節負担金補助及び交付金3,006万3,791円でございますが、備考欄のうち上から4行目、ちちぶ定住自立圏包括支援負担金1,476万6,000円は、共生ビジョンに基づき協定を締結している医療、教育、産業振興などの分野で政策を実現するため、中心市である秩父市へ支払う負担金でございます。なお、当該負担金の8割については特別交付税が交付されております。

備考欄の下から2つ目の定住促進事業住宅取得奨励補助金910万円は、引き続き定住人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、新たな住宅を取得する費用の一部を助成するものでございます。令和4年度は、13世帯38名の方を対象に補助金を交付いたしました。

52、53ページを御覧ください。次に、第2目新型コロナウイルス感染症対策費でございますが、予算現額には3月補正予算で編成した新型コロナウイルス感染症対策事業も含まれていること、繰越しとなった事業も含まれていることから、予算現額1億5,658万7,000円のうち5,731万3,000円は令和5年度に繰り越しております。

令和4年度に実施した主な事業をご説明いたします。中段下、第14節工事請負費1,562万2,090円です。備考欄の上から3つ目の観光トイレ改修工事704万7,700円は、ウィズコロナに対応するため町内3か所の観光トイレの便器の洋式化や、非接触型の手洗いの導入などの改修工事を行ったものです。

続きまして、第17節備品購入費1,151万182円です。備考欄の下から2つ目の機械器具購入費1,032万640円のうち303万6,000円は、コロナ禍の中、密集を避けた学習環境を確保するため、長瀬第一小学校にプロジェクターや書画カメラなどを整備したものです。

次に、第18節負担金補助及び交付金5,249万7,226円です。備考欄の上から2つ目、誘客促進支援事業費補助金700万円は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている観光事業者を支援するため、ふかや花園プレミアム・アウトレットの利用者を対象に、町内登録店舗で利用できるながとろウェルカム商品券を発行したものです。

備考欄の下、次ページにまたがりませんが、原油価格・物価高騰対策生活者支援事業商品券1,935万9,500円は、新型コロナウイルス感染症の影響及び物価高騰で苦慮している町民へ支援するため、町民1人当たり3,000円の商品券を配布した事業に係る経費のうち、換金額に当たるものでございます。

備考欄下、原油価格・物価高騰対策事業者支援金1,366万円は、原油価格や物価高騰の影響を受けている町内の法人と個人事業主等を支援するため支援金を給付したものです。

60、61ページを御覧ください。中ほど、第6項統計調査費は、項全体の予算現額14万2,000円に對しまして7万9,033円を支出いたしました。主な内容でございますが、人口統計調査や経済統計調査に関わる統計調査員等の報酬として、項全体で6万3,138円を支出しております。なお、これらの費用は、全額県からの委託金で賄っております。

飛びまして、114、115ページを御覧ください。中ほど、第12款公債費は、予算現額3億2,062万8,000円でございますが、備考欄に記載の内訳のとおり、町債の元金及び利子を合計3億2,025万8,043円償還いたしました。

次に、第13款予備費は、当初予算額500万円のうち172万2,000円を充用いたしました。備考欄を御覧ください。まず、民生費、工事請負費128万5,000円は、空調が必要な冬の時期に長瀬一小の放課後児童クラ

ブ室のエアコンが故障したことを受け、緊急に予算を用意する必要性が生じたことから、予備費を充用したものでございます。

次に、土木費、工事請負費43万7,000円は、幹線8号線において道路照明灯の本柱に腐食が見られ倒壊する可能性が高かったため、緊急に撤去工事等を行う必要性が生じたことから、予備費を充用したものでございます。各事業とも補正予算では間に合わず、緊急に調整する必要性が生じたことから、予備費を充用したものでございます。

以上で企画財政関係の決算概要の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） 次に、税務会計課長、お願いいたします。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（朽原秀樹君） 続きまして、税務会計課関係の歳入歳出決算につきまして決算書によりご説明いたします。

決算書の12ページ、13ページを御覧ください。初めに、町税についてご説明いたします。第1款町税全体の調定額は8億7,397万4,195円で、前年度と比較して1,788万3,910円の増額となりました。これに対する収入済額は8億4,298万6,028円で、前年度と比較して2,025万8,466円の増額、収納率は96.45%で0.35ポイント上昇いたしました。

次に、各税目についてご説明いたします。第1款町税、第1項町民税、第1目個人、第1節現年課税分の調定額は3億1,154万3,931円で、労働人口が減少したこと等により、前年度と比較して1,786万2,041円の減額となりました。これに対する収入済額は3億1,016万4,810円で、前年度と比較して1,786万7,318円の減額、収納率は99.55%で0.03ポイント低下いたしました。

第2節滞納繰越分の調定額は517万8,890円で、前年度と比較して58万5,296円の減額となりました。これに対する収入済額は161万7,539円で、前年度と比較して17万3,082円の減額、収納率は31.23%で0.17ポイント上昇いたしました。

次に、第2目法人、第1節現年課税分の調定額は2,924万8,500円で、企業収入が減少したこと等により、前年度と比較して34万4,300円の減額となりました。これに対する収入済額は2,887万2,000円で、前年度と比較して41万800円の減額、収納率は98.71%で0.24ポイント低下いたしました。

第2節滞納繰越分の調定額は75万円で、前年度と比較して19万300円の増額となりました。これに対する収入済額は21万円で、前年度と比較して34万9,700円の減額、収納率は28%で27.99ポイント低下いたしました。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税、第1節現年課税分の調定額は4億3,256万3,400円で、地価が引き続き下落傾向にあるものの、大規模な太陽光発電設備の新規取得の影響が大きく、前年度と比較して5,065万800円の増額となりました。これに対する収入済額は4億2,800万9,090円で、前年度と比較して3,193万3,787円の増額、収納率は94.81%で0.94ポイント上昇いたしました。

第2節滞納繰越分の調定額は2,494万985円で、前年度と比較して1,506万5,732円の減額となりました。これに対する収入済額は574万8,100円で、前年度と比較して1,468万9,140円の減額、収納率は23.05%で28.03ポイント低下いたしました。

次に、第2目国有資産等所在市町村交納付金、第1節現年課税分の調定額は158万5,000円で、前年度と比較して12万5,600円の減額となりました。これに対する収入済額は、調定額と同額の158万5,000円で、収納率は100%でございました。

次に、第3項軽自動車税、第1目種別割、第1節現年課税分の調定額は2,803万4,800円で、重課税車両及び新税率車種の登録台数が増加したことにより、前年度と比較して70万9,900円の増額となりました。これに対する収入済額は2,778万2,700円で、前年度と比較して79万円の増額、収納率は99.10%で0.32ポイント上昇いたしました。

第2節滞納繰越分の調定額は137万3,200円で、前年度と比較して7万9,200円の増額となりました。これに対する収入済額は24万1,300円で、前年度と比較して3万6,400円の増額、収納率は17.57%で1.74ポイント上昇いたしました。

次に、第2目環境性能割でございますが、令和元年10月から、それ以前の自動車取得税に代わって購入する車両の燃費性能に応じて課される税目で、第1節現年課税分の調定額は219万900円で、前年度と比較して95万800円の増額となりました。これに対する収入済額は、調定額と同額の219万900円で、収納率は100%でございました。

次に、第4項たばこ税、第1目たばこ税、第1節現年課税分の調定額は3,656万4,589円で、健康志向による喫煙者の減少等により、前年度と比較して27万4,121円の減額となりました。これに対する収入済額は、調定額と同額の3,656万4,589円で、収納率は100%でございました。

続きまして、町税の不納欠損額につきましてご説明いたします。引き続き、13ページの不納欠損額の欄を御覧ください。町税の不納欠損額の総額でございますが、362万4,434円で、前年度と比較して250万8,549円の増額となりました。増額となった主な要因でございますが、多額の滞納額のあった法人1社におきまして、倒産し閉鎖となってしまったことから、滞納額220万9,100円を徴収することができなくなってしまったため、大幅に増額となったものでございます。

次に、税目ごとの不納欠損額、人数、期別件数でございますが、まず第1項町民税、第1目個人、第2節滞納繰越分の不納欠損額は51万2,194円、7人で52件、第2項固定資産税、第1目固定資産税、第1節現年課税分の不納欠損額は110万4,300円、1人で4件、第2節滞納繰越分の不納欠損額は182万7,140円、24人で130件、第3項軽自動車税、第1目種別割、第2節滞納繰越分の不納欠損額は18万800円、8人で24件となっております。町税全体の調定額8億7,397万4,195円から、収入済額8億4,298万6,028円と不納欠損額362万4,434円を差し引いた収入未済額2,736万3,733円が、翌年度、令和5年度に繰り越された町税全体の滞納額となりますが、前年度と比較して488万3,105円の減額となっております。

町税の説明につきましては以上でございます。

続きまして、税務会計課関係の町税以外の主な歳入につきましてご説明いたします。決算書の20ページ、21ページを御覧ください。上段の第2項手数料、第1目総務手数料、第1節税務手数料のうち、税務手数料の43万7,480円は、窓口で交付した各種証明書や土地台帳等の閲覧等に係る手数料でございます。

少し飛びまして、28ページ、29ページを御覧ください。中段の第3項県委託金、第1目総務費県委託金、第2節徴税費県委託金の個人県民税徴収県委託金の1,171万8,686円は、町が個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用等を県が補填するものでございます。

次に、32ページ、33ページを御覧ください。中段の第20款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料、第1目延滞金、第1節延滞金の271万3,684円は、税金を滞納した場合に、その納付遅延に対して課せられる徴収金でございます。

次に、34ページ、35ページを御覧ください。上段の第5項雑入、第2目雑入、第1節県収入証紙売りさばき手数料のうち、県収入証紙売りさばき収入の72万3,070円は、会計担当窓口において販売した県収入

証紙の代金でございます。

税務会計課関係の歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。決算書の44ページ、45ページをお開きください。中段の第5目会計管理費の予算現額は244万4,000円で、支出済額は165万469円でございます。業務内容ですが、公金の収入支出の手続、審査確認業務のほか、資金運用、決算の調製、収入証紙の売りさばきなどの業務を行うものでございます。主な支出といたしましては、第10節需用費のうち消耗品費の72万935円は、県収入証紙の買受けの代金70万円のほか、ゴム印や源泉徴収票の用紙などの事務用品代でございます。

第11節役務費のうち手数料79万8,534円は、口座振込手数料、E Bシステム利用サービスの取扱手数料や、役場の公共料金の支払いを口座振替で行う「公振くん」の使用手数料等でございます。

次に、54ページ、55ページをお開きください。上段の第3項徴税费、第1目税務総務費の予算現額は84万3,000円で、支出済額は81万7,247円でございます。業務内容でございますが、税務事務の管理的業務のほか、固定資産評価審査委員会や固定資産評価員の報酬、各種団体の負担金等でございます。主な支出といたしましては、第10節需用費の消耗品費の26万7,123円は、加除式例規の追録代や参考図書代でございます。

第18節負担金補助及び交付金の37万3,336円は、税務関係団体への負担金や会費、秩父法人会秩北支部への補助金でございます。

次に、中段の第2目賦課徴収費の予算現額は3,431万7,000円で、支出済額は3,335万8,782円でございます。主な内容でございますが、町税の公平かつ適正な賦課徴収を行い、安定した財源を確保するための経費でございます。主な支出といたしましては、第11節役務費のうち手数料の126万6,224円は、口座振替やコンビニ収納、軽自動車情報提供サービス、預貯金等照会電子化サービス等の手数料でございます。

第12節委託料の2,481万2,465円は、税目ごとの課税データを一括管理し、適正かつ迅速に処理するための電算業務委託料をはじめ、固定資産の正確な把握と適正な評価を行うための各種業務委託料等でございます。

第13節使用料及び賃借料の547万2,720円は、賦課徴収事務の効率化を図る上で必要不可欠な税目別のシステムのソフトウェア利用料や地方税電子申告サービス利用料等でございます。

第22節償還金、利子及び割引料の167万3,897円は、過年度に賦課徴収した町税に係る過誤納還付金及び還付加算金でございます。

税務会計課関係の説明につきましては以上でございます。

○議長（岩田 務君） 次に、町民課長、お願いします。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、町民課関係の決算につきまして、お手元の決算書に基づき主なものをご説明いたします。

決算書の56、57ページを御覧ください。第2款総務費、第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費は、予算現額3,034万7,000円、支出済額2,549万9,454円で、戸籍法に基づく業務、外国人登録、印鑑登録、住民基本台帳法に基づく業務等に係る費用でございます。

第12節委託料と第13節使用料及び賃借料は、戸籍総合システム、住民基本台帳ネットワークなどの各種システムに係る保守やシステム改修の委託料と、ソフトウェア使用料などでございます。個人番号カードの交付件数につきましては2,244件となっております。

続きまして、58、59ページを御覧ください。第18節負担金補助及び交付金の旅券発給事務負担金は、旅券事務を秩父地域パスポートセンターへ事務委任をしておりますことから、旅券事務交付金として歳入した39万円を負担金として秩父地域パスポートセンターへ支払いました。

続きまして、66、67ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費は、予算現額7,442万1,000円、支出済額7,310万6,431円で、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、国民健康保険特別会計へ繰り出しを行う国民健康保険事業、重度心身障害者やその家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る重度心身障害者医療費支給事業、独り親家庭に対して医療費の一部を支給するひとり親家庭等医療費支給事業となっております。

第19節扶助費は、重度心身障害者医療給付費及びひとり親家庭等医療給付費に要した費用でございます。

第27節繰出金は、国保特別会計への繰出金で、保険基盤安定事務費、出産育児一時金、財政安定化支援事業、未就学児均等割保険料に係る繰り出しを行いました。

次に、第4目老人保健費は、予算現額1億1,277万9,000円、支出済額1億1,268万3,789円で、健康保険法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、後期高齢者医療制度の一般会計分の経費の負担を行う後期高齢者医療事業となっております。

第18節負担金補助及び交付金は、後期高齢者医療制度を運営する埼玉県後期高齢者医療広域連合の事務費や、療養給付費に係る負担金の支払いを行ったものでございます。

第27節繰出金は、65歳以上で一定の障害のある方を含む75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度に必要な経費として、保険基盤安定分、事務費分について繰り出しを行いました。なお、事業実績につきましては後期高齢者医療特別会計でご説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

続きまして、70、71ページを御覧ください。下のほうになりますが、第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童扶助費は、予算現額1,722万7,000円、支出済額は1,636万2,698円で、ゼロ歳児から高校卒業までの子供に係る医療費について一部を支給することで、保護者の経済的負担の軽減及び福祉の増進を図るこども医療費支給事業となっております。

次の第3項国民年金費、第1目国民年金総務費は、予算現額が20万7,000円、支出済額が19万5,212円で、国民年金制度に係る事務のうち、厚生労働省から法定受託事務とされている事務を行っております。

次のページの72、73ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費は、予算現額257万6,000円、支出済額230万3,848円で、狂犬病予防法に基づく犬の登録管理や狂犬病予防注射、町内のごみの減量化、リサイクルの向上や生活環境の悪化を防止するためのパトロールや、散乱ごみの撤去などの環境美化の委託料及び廃棄物一般事業となっております。犬の登録と注射の実施状況でございますが、令和5年3月末現在の登録数は374頭で、うち289頭に狂犬病予防注射を接種しております。

第7節報償費でございますが、有価物を回収した団体へ、回収物1キロ当たり3.5円の報償金を交付しました。

第12節委託料の長瀨町環境美化業務委託料は、岩畳周辺や国県道、町道、林道等のごみの散乱が激しい箇所の清掃や不法投棄パトロールを長瀨町シルバー人材センターへ委託したものでございます。

次に、第2目環境衛生費は、予算現額1,242万5,000円、支出済額1,189万2,735円で、公害対策や河川の水質検査を行う環境衛生事業、自然歩道の適正な維持管理を行う首都圏自然歩道管理事業、埼玉県自然公園条例に基づき申請書受付業務や現地調査、巡視パトロール等を行っている県立自然公園特別地域保護管理事業、秩父広域市町村圏組合の火葬場の共同処理を行っている広域処理事業となっております。

第18節負担金補助及び交付金の主なものは、広域市町村圏組合で共同処理を行っている斎場費の負担金となっております。

次に、74ページ、75ページの中段を御覧ください。第2項清掃費、第1目じんかい処理費は、予算現額4,865万9,000円で、支出済額も同額となっております。この事業につきましては、秩父広域市町村圏組合で共同処理を行う広域処理清掃費事業として、構成市町のごみの排出量に基づきまして算出された費用を負担するものでございます。

次に、第2目し尿処理費は、予算現額が2億7,310万6,000円、支出済額も同額の2億7,310万6,000円で、一部事務組合の皆野・長瀬下水道組合に対する長瀬町分の負担金や補助金、出資金で、特定環境保全公共下水道事業の整備を推進する下水道事業や、し尿処理に係るし尿処理事業のほか、公共下水道の認可区域外において合併処理浄化槽の設置を進める浄化槽市町村整備型事業となっております。

次に、第3項上水道費、第1目上水道費は、予算現額1億478万1,000円、支出済額は9,016万6,000円で、秩父広域市町村圏組合で共同処理しております上水道事業について、簡易水道償還利息補助金、秩父広域水道高料金対策補助金、災害復旧事業償還利息補助金、簡易水道償還元金出資金、生活基盤施設耐震化出資金等の支払いを行ったものでございます。

以上で町民課の一般会計について説明を終わらせていただきます。

続きまして、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。初めに、令和5年3月末現在の被保険者数につきましては1,618人で、前年度末と比較して82人の減、全町民に対する加入率は24.5%となっております。

それでは、歳入についてご説明いたします。決算書の122、123ページを御覧ください。第1款第1項国民健康保険税は、税務会計課長の説明のとおりでございますので、説明は割愛させていただきますが、国保特会歳入の14.6%を国税保が占めております。

続きまして、124、125ページの中段を御覧ください。第6款県支出金、第1項県補助金でございますが、予算現額は6億1,955万2,000円、調定額と収入済額は同額の6億48万5,916円で、主なものは普通交付金と特別交付金でございます。普通交付金につきましては、市町村が行う保険給付の実績に応じて交付されるもので、特別交付金は糖尿病等の重症化予防事業や保険税収納率向上等に対して交付されるものでございます。

また、特別交付金の都道府県繰入金（2号分）は、地域の特殊な事情に応じたきめ細かい調整を行うことや、将来的に保険料水準の統一化を図るための取組の促進等、交付事由について交付要綱に定められているものでございます。

次に、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金の予算現額は5,550万1,000円、調定額と収入済額は同額の5,550万53円で、安定した国保運営を図るため一般会計から繰り入れたもので、詳細につきましては、次のページの127ページ、備考欄に記載されているとおりでございます。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。130、131ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の予算現額は2,231万6,000円、支出済額は2,163万7,858円でございます。主な内容でございますが、国民健康保険事業に従事する職員の給料、手当のほか、被保険者証の郵送料や国保連合会の電算処理に係る手数料や業務委託料、それから医療機関から請求されるレセプトの内容を点検するための業務委託料などでございます。

続きまして、132、133ページを御覧ください。第2款保険給付費、第1項療養諸費の予算現額は5億2,541万7,000円、支出済額は4億7,423万4,238円でございます。

第1目一般被保険者療養給付費は、被保険者の疾病や負傷の治療を目的とした一連の医療サービスに対する給付を行ったものでございます。

また、第3目一般被保険者療養費は、補装具を作成した場合や整骨院などを受診した際に給付を行ったものでございます。

次に、第2項高額療養費の予算現額は7,723万6,000円、支出済額は7,266万5,580円でございます。高額療養費は、医療技術の高度化や医療供給体制の整備に伴いまして、高額な医療費が発生した場合に被保険者の過重な負担を軽減するために設けられたもので、被保険者の1か月の一部負担金が自己限度額を超えた場合に、その超えた額を支給したものでございます。

次に、134、135ページを御覧ください。ページの中ほどでございますが、第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金の予算現額は210万円、支出済額は42万円でございます。出産育児一時金は、被保険者が出産したときに世帯主に対して支給されるもので、令和4年度は1件の支払いを行いました。

第5項葬祭諸費、第1目葬祭費の予算現額は100万円、支出済額は70万円でございます。葬祭費は、国保被保険者が死亡した際に、葬祭を行った者に葬祭費を支給するもので、14件の支払いを行いました。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金、第1項医療給付費分の予算現額は1億2,386万9,000円、支出済額は1億2,386万8,815円でございます。こちらの給付費分は、医療給付費の費用に充てるため、埼玉県に支払いを行いました。

次に、136、137ページを御覧ください。第2項後期高齢者支援金等分は、予算現額4,549万6,000円、支出済額は4,549万5,363円でございます。この支援金分につきましても、後期高齢者支援金の費用に充てるため、埼玉県に支払いを行いました。

次に、第3項介護納付金分は、予算現額1,058万2,000円、支出済額は1,508万1,024円でございます。この納付金につきましても、介護保険の財源として埼玉県に支払いを行ったものでございます。国民健康保険につきましても、制度改革により平成30年4月から財政運営の責任主体が市町村から県へ移行しまして、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保と制度の安定化が図られ、このような支出となっております。

次に、第5款保健事業費は、予算現額945万円、支出済額は915万1,634円でございます。生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制することを目的に実施する健康診査、保健指導に要した費用や健康マイレージ事業の費用でございます。

次に、138、139ページを御覧ください。第1目特定健康診査等事業費の第12節委託料の主なものにつきましては、委託契約を締結している医療機関で人間ドックを受診した場合に支払う生活習慣病予防健診委託料となっております。

第18節負担金補助及び交付金は、委託契約を締結していない医療機関で人間ドックを受診した際に支払う生活習慣病予防健診補助金となっております。

次に、第6款基金積立金は、予算現額1,669万7,000円、支出済額は同額でございます。

なお、国保特会の実質収支に関する調書につきましては会計管理者が説明しておりますので、ここでは割愛させていただきます。

続きまして、ページは飛びますが、決算書の最後のページの189ページを御覧ください。5の国民健康保険の基金の運用状況でございますが、(1)、国民健康保険財政調整基金の前年度末現在高は1億3,358万

4,000円で、1,669万7,000円を積み立てた結果、決算年度末現在高は1億5,028万1,000円となりました。

次に、(2)、高額療養費支払資金貸付基金は、前年度末現在高は100万円で、増減はございません。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。初めに、後期高齢者医療保険の令和5年度3月末の被保険者数でございますが、1,467人で、前年度末と比較して63人の増となっております。保険料額は広域連合議会において決定し、令和4年度の均等割額は4万4,170円で、所得割は8.38%となっております。

それでは、歳入についてご説明いたします。決算書の176、177ページを御覧ください。第1款第1項第1目後期高齢者医療保険料でございますが、予算現額は9,318万9,000円、調定額は9,242万6,200円、収入済額も同額の9,242万6,200円でございます。収納率でございますが、現年課税分100%で、特別徴収、普通徴収ともに100%でございます。現年度収納率は、前年比プラス0.2ポイントとなっております。滞納繰越分は、前年度からの繰越しが12万5,600円ございましたが、全額収納しております。保険料は、後期高齢者医療保険歳入全体の77.7%を占めております。保険料の均等割軽減措置につきましては1,019人、69.5%の方が受けております。

続きまして、第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金の予算現額は2,507万7,000円、調定額及び収入済額は、同額の2,507万6,228円でございます。主な繰入金の保険基盤安定繰入金は、高齢者の医療の確保に関する法律第99条第1項で、保険料の減額賦課に基づき、減額した額の総額を基礎として算出した額を後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならないと定められている繰入金でございます。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、180、181ページを御覧ください。第1款総務費の予算現額は75万8,000円、支出済額は63万4,767円でございます。主な内容としましては、広域連合事業運営に係る共同事務経費及び保険料徴収事務に係る経費でございます。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金の予算現額は1億1,783万5,000円、支出済額は1億1,697万9,628円でございます。この納付金は、保険料や保険基盤安定負担金を県広域連合へ納めたもので、支出額全体の99.3%を占めております。

なお、実質収支に関する調書につきましては会計管理者が説明しておりますので、ここでは割愛させていただきます。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上でございます。

町民課関係の説明を終わります。



◎延会について

○議長（岩田 務君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで延会することに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（岩田 務君） 次会の日程をご報告いたします。

明日14日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷して配付いたしますので、ご了承願います。

◇

◎延会の宣告

○議長（岩田 務君） これをもちまして本日の会議を閉じ、延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後4時44分

第 2 日 9 月 1 4 日（木曜日） 本 会 議

令和 5 年第 5 回長瀬町議会定例会 第 2 日

令和 5 年 9 月 1 4 日（木曜日）

議 事 日 程 （第 2 号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第 5 3 号～議案第 5 6 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 7 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 8 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 9 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6 0 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6 1 号の説明、採決

1、議案第 6 2 号の説明、採決

1、議案第 6 3 号の説明、採決

1、議員派遣の件

1、議会運営委員会、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（9名）

1番	鈴木	日出男	君	2番	板谷	定美	君
3番	野原	隆男	君	4番	岩田	務	君
5番	村田	徹也	君	6番	野口	健二	君
7番	関口	雅敬	君	8番	大島	瑠美子	君
9番	新井	利朗	君				

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤	タキ	江君	副町長	飯塚	寛	君
教育長	井深	道子	君	総務課長	福島	賢一	君
企画財政課長	若林	健太郎	君	会管理者兼計 会務会計長	朽原	秀樹	君
町民課長	福島	俊晴	君	福祉介護課長	内田	千栄子	君
健康こども課長	福島	陽子	君	産業観光課長	相馬	孝好	君
建設課長	若林	智	君	教育次長	中畝	康雄	君
代表監査委員	齊藤	英夫	君				

事務局職員出席者

事務局長	玉川	真	書記	若林	実
------	----	---	----	----	---

◎開議の宣告

(午前 9 時)

○議長（岩田 務君） 皆さん、おはようございます。

今日は、前日に引き続きご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 9 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内での水分補給を許可いたします。水分の容器は机の下に置くようにしてください。

議会において不穏当な発言があった場合は、後刻記録を調査の上、措置いたします。



◎議案等説明のため出席した者の紹介

○議長（岩田 務君） 本日の会議において、地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（岩田 務君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承をお願いします。



◎議案第 5 3 号～議案第 5 6 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第 1、議案第53号 令和 4 年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 2、議案第54号 令和 4 年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 3、議案第55号 令和 4 年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 4、議案第56号 令和 4 年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

歳入歳出決算の内容について、前日に引き続き各所属長の説明を求めます。

初めに、福祉介護課長、お願いします。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） それでは、福祉介護課関係につきまして、決算書に基づき説明をさせていただきます。

詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により、主なものについて説明をさせていただきます。

歳出でございますが、決算書60から61ページの一番下、また続きまして62、63ページにかけて御覧ください。第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 1 目社会福祉総務費でございますが、予算現額 3 億4,323万

7,633円で、支出済額は2億7,860万9,213円でした。不用額6,462万8,420円の主なものとしましては、子育て世帯等臨時特別支援事業、住民税非課税世帯等給付金に関連する予算で、令和3年度予算措置をしまして4年度に繰り越した事業費で、補正予算で減額できないもの、また子育て世帯等臨時特別支援事業、価格高騰緊急支援給付金に関する予算で、全額国庫補助事業のため不足の生じないよう事業費を計上し、支払額が確定するまで補正予算で減額できないもの、また障害サービスに関わる負担金や扶助費で、年度末まで支払額が確定しないため補正予算で減額できないものが主なものでございます。

第3節職員手当等18万1,056円でございますが、非課税世帯への臨時特別支援等給付金の支払い事務に従事した職員の時間外勤務手当でございます。

第7節報償費4万1,000円でございますが、知的及び身体障害者相談員2名への謝礼でございます。

第10節需用費の消耗品費46万4,546円でございますが、給付金関連の事務用品や100歳祝いの花代など、光熱水費19万9,419円は、ひのくち館の電気水道料、施設修繕費1万6,500円は、ひのくち館の浄化槽修繕費でございます。

第11節役務費の通信運搬費23万2,229円は、給付金関連の通知発送等の郵便料金など、手数料37万3,169円は、障害者自立支援給付に関わる主治医意見書の作成や給付金の振込手数料などでございます。

第12節委託料952万2,221円でございますが、高齢者障がい者いきいきセンター指定管理委託料、聴覚障害者のために手話通訳者を派遣する手話通訳及び要約筆記者委託料、避難行動要支援者名簿システム改修や保守等の委託料、介護保険事業計画策定のためのアンケート調査業務委託料のほか、給付金等のシステム改修や電算処理などに伴う委託料などでございます。

第13節使用料及び賃借料114万3,120円ですが、障害者総合支援システムなどのソフトウェア使用料及びひのくち館のAEDリース料でございます。

第17節備品購入費37万2,570円は、避難行動要支援者名簿システムのパソコンの老朽化による買換え、第18節負担金補助及び交付金2億5,795万2,611円でございますが、障害者自立支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費負担金1億3,359万5,660円、障害児通所給付費等負担金1億1,231万3,639円など障害者サービスに係る負担金のほか、64、65ページにかけて御覧ください。地域活動支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業など、秩父郡市1市4町で設置している事業所への負担金、民生・児童委員協議会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、元気と安心お助け隊など関係団体への補助金、価格高騰緊急支援給付金、住民税非課税世帯等給付金のほか、障害者等への各種補助金や協議会等への負担金などでございます。

第19節扶助費439万3,892円でございますが、障害者の自立支援のための補装具費に対する給付をはじめ、日常生活用具給付費、在宅重度心身障害手当の支給などでございます。

次に、第2目老人福祉費でございますが、予算現額941万4,000円で、支出済額は746万6,463円でした。

第12節委託料305万1,650円でございますが、老人保護措置委託料や緊急通報システム管理委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料360万1,660円でございますが、特別養護老人ホームながとろ苑敷地に係る土地借上料及び緊急通報システム機器借上料でございます。

第18節負担金補助及び交付金69万8,000円でございますが、老人クラブ連合会及び単位老人クラブ8団体への補助金や、包括支援センター主任ケアマネ研修負担金でございます。

第19節扶助費8万円でございますが、寝たきり老人及びその介護者への手当でございます。

66、67ページを御覧ください。下段になりますが、第5目介護給付費でございますが、予算現額は1億1,584万8,000円で、支出済額は1億1,534万5,957円でございます。

第27節繰出金1億1,510万3,000円は、法定負担分の繰出金や事業運営に要する事務費等の介護保険特別会計への繰出金でございます。

以上で一般会計分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和4年度長瀬町介護保険特別会計について説明をいたします。148、149ページをお開きください。なお、実質収支につきましては税務会計課長の説明のとおりでございますので、省略いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料でございますが、調定額は1億5,622万7,330円で、内訳は第1節現年賦課分1億5,235万8,600円、第2節滞納繰越分386万8,730円でございます。収入済額は1億5,202万8,400円で、内訳は第1節現年賦課分1億5,178万4,900円、第2節滞納繰越分24万3,500円で、収納率は97.3%でございました。この数値は、昨年度の収納率と比較して0.2%減となっております。不納欠損はゼロ件、収入未済額は419万8,930円で、昨年度と比べまして33万200円の増となっております。

次に、第2款国庫支出金は、調定額、収入済額ともに1億7,867万7,115円で、保険給付費、介護予防や任意事業に係る地域支援事業、また包括支援センターの運営事業費等の事業費として、それぞれ法定割合分に応じ交付されたものでございます。

第3款支払基金交付金は、150、151ページにかけて御覧ください。調定額、収入済額ともに1億9,983万6,000円で、第2号被保険者負担分として、社会保険診療報酬支払基金から保険給付費や地域支援事業費の財源として法定割合分が交付されたものでございます。

第4款県支出金は、調定額、収入済額ともに1億2,006万5,950円で、保険給付費、介護予防や任意事業に係る地域支援事業の財源として法定割合分に応じて県から交付されたものでございます。

次に、第6款繰入金は、152、153ページにかけてになりますが、調定額、収入済額ともに1億3,414万7,000円で、保険給付費や地域支援事業の各種介護予防、任意事業等の実施に係るための財源として、町の法定割合分及び事務費に係る費用を一般会計から繰り入れたほか、介護保険給付費支払基金からの繰入れてございます。

続きまして、歳出でございますが、156、157ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算現額109万6,000円、支出済額102万7,259円で、介護報酬改定に伴うシステム改修業務委託料や介護保険システムソフトウェア利用料などでございます。

第2項徴収費、第1目賦課徴収費は、予算現額59万8,000円、支出済額が55万4,296円でございますが、保険料賦課徴収のための郵送料や電算処理業務委託料などでございます。

第3項介護認定審査会費、第1目認定調査費は、予算現額556万6,000円、支出済額が507万1,271円で、認定調査員の報酬や介護保険サービスを受けるために必要な主治医意見書の手数料などでございます。

158、159ページにかけて御覧ください。第2目認定審査会共同設置負担金は、予算現額462万6,000円で、支出済額は同額でございます。秩父広域市町村圏組合に共同設置しています介護認定審査会の負担金でございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は、要介護認定を受けた方が介護保険制度の基準による

介護サービスを受けた場合に係る介護給付費となっております。主な内容について説明いたします。第1目居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護などの居宅で受けた給付費で、予算現額2億564万6,000円で、支出済額が1億9,507万5,994円でございます。

第2目地域密着型介護サービス給付費は、認知症高齢者などができる限り住み慣れた地域で生活が続けられるように、町が指定する事業所が地域住民に提供する給付費で、予算現額9,887万6,000円で、支出済額が9,474万1,506円でございます。

第3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設等に要した給付費で、予算現額3億4,141万3,000円で、支出済額が3億3,526万9,430円でございます。

第6目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護支援事業者がケアプランを立てた場合に給付する費用で、予算現額2,906万9,000円で、支出済額が2,899万4,763円でございます。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は、要支援認定を受けた方が介護保険制度の基準による介護予防サービスを受けた場合に係る費用となっております。

第1目介護予防サービス給付費は、通所介護などを利用した場合の費用で、予算現額1,218万2,000円、支出済額が1,123万3,023円でございます。

160、161ページを御覧ください。第5目介護予防サービス計画給付費は、地域包括支援センターや委託を受けた民間介護支援事業者がケアプランを立てた場合に係る費用で、予算現額298万円、支出済額が209万1,720円でございます。

第4項高額介護サービス等費、第1目高額介護サービス等費は、要介護者や要支援者が支払った自己負担額が一定額を超えた場合、超えた分が払い戻される費用で、予算現額1,534万7,000円、支出済額が1,468万4,811円でございます。

第5項高額医療合算介護サービス等費、第1目高額医療合算介護サービス等費は、高額医療と高額介護サービスとして支払った自己負担額が一定額を超えた場合、超えた分が払い戻される費用で、予算現額230万円、支出済額が218万836円でございます。

次に、第6項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス等費は、低所得者の認定者が施設サービスまたは短期入所サービスを利用した際の食費、居住費について、国が定めた基準費用額から利用者の所得段階などに応じた負担限度額の差額に係る費用で、予算額2,526万2,000円、支出済額が2,498万7,342円でございます。

162、163ページを御覧ください。第4款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援及び事業対象者として認定された方が、町の指定する事業所等の訪問や通所サービスを受けた場合に係る費用となっております。

第1目介護予防・生活支援サービス事業費は、サービス提供事業所を訪れてサービスを受けた場合や、居宅を訪問してサービスを受けた場合に係る費用で、予算現額1,267万3,000円、支出済額が1,092万9,851円でございます。

第2項一般介護予防事業費、第1目一般介護予防事業費は、65歳以上の高齢者を対象に、元気モリモリ体操、足腰らくらく教室及び歌の教室などの介護予防事業の実施に要した費用や、行政区で集会所等を通いの場として整備した場合に補助対象となる介護予防通いの場整備事業補助金などで、予算現額284万9,000円、支出済額254万6,137円でございます。

次に、第3項包括的支援事業・任意事業費でございますが、地域包括支援センター、高齢者配食サービ

スや生活支援体制整備事業などに係る費用となっております。

第1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、164、165ページにかけて御覧ください。地域包括支援センターに配置している職員の給料等で、予算現額1,592万7,000円、支出済額1,562万9,892円でございます。

第2目任意事業費は、紙おむつ支給事業や高齢者配食サービスに係る費用で、予算現額94万4,000円、支出済額26万8,592円でございます。

第4目生活支援体制整備事業費は、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるために、地域で支え合い、助け合いのできる町を目指し、高齢者の生活支援ニーズの把握や生活支援サービスの創出、地域での取組支援に関わる事業で、予算現額397万6,000円、支出済額396万6,000円でございます。

166、167ページにかけて御覧ください。第5目認知症総合支援事業費は、認知症カフェの開催や認知症ケア向上などに関する費用で、予算現額66万7,000円、支出済額27万166円でございます。

第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金は、介護保険事業に要する費用の不足額に充てるため設置している基金で、予算現額1万6,000円で、支出済額は同額、令和4年度末の基金現在高は1億13万円でございます。

以上で福祉介護課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（岩田 務君） 次に、健康こども課長、お願いします。

健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） それでは、健康こども課関係につきまして、決算書に基づき主なものについて説明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、決算書の18、19ページを御覧ください。第13款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目民生費負担金でございますが、健康こども課関係は、第3節児童保育費負担金と第4節放課後児童クラブ保護者負担金になりますが、調定額から収入済額を差し引いた収入未済額はありませんでした。

次に、30、31ページを御覧ください。第18款寄附金、第1項寄附金、第4目民生費寄附金でございますが、第1節児童福祉費寄附金26万1,998円、次ページ、32、33ページの第6目衛生費寄附金、第1節健康増進等推進費寄附金60万1,500円を採納したものでございます。

次に、民生費関係、歳出についてご説明いたします。68、69ページを御覧ください。第2項児童福祉費、第1目児童福祉費でございますが、予算現額3億6,277万7,501円で、支出済額は3億4,373万4,375円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬1,279万3,818円でございますが、放課後児童クラブ指導員、多世代ふれ愛ベース長瀬運営に伴うパートタイム子育て支援員の報酬及び要保護児童対策地域協議会委員報酬でございます。

第2節給料195万6,000円でございますが、多世代ふれ愛ベース長瀬運営に伴う会計年度任用職フルタイム職員の給料でございます。

第3節職員手当等214万8,636円でございますが、会計年度任用職員の期末手当や時間外手当、子育て世帯等臨時特別給付金の支払い事務等に従事した職員の時間外勤務手当でございます。

第7節報償費183万4,130円でございますが、子育て相談事業の臨床心理士や子育て支援事業に伴う協力員等に関わる費用でございます。

第10節需用費326万4,226円でございますが、多世代ふれ愛ベース長瀬の施設管理のための光熱水費や放課後児童クラブ室の消耗品費、施設修繕費などでございます。

第12節委託料1億9,918万3,829円でございますが、保育所施設型給付費1億5,288万2,470円、認定こども園施設型給付費3,835万8,950円、民間の放課後児童クラブへの委託料632万8,900円、子育て世帯等臨時特別支援給付金等の支給に伴うシステム改修業務委託料などでございます。

70、71ページを御覧ください。第14節工事請負費233万2,880円でございますが、第一小学校放課後児童クラブのエアコン工事費とふれ愛ベース長瀬の加温水栓化工事費でございます。

第17節備品購入費29万9,947円でございますが、児童福祉事業費寄附金を活用し、地域子育て支援事業拠点事業や放課後児童クラブ室の遊具などを購入いたしました。

第18節負担金補助及び交付金2,452万6,109円でございますが、新型コロナウイルス対策関連として、保育園への感染拡大防止対策に関わる保育対策総合支援事業費補助金や、子ども・子育て支援事業における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金ほか、令和4年度新たに原油価格、物価高騰等に直面している町内の保育施設等が質を落とさず継続して就学前の子供たちに教育・保育ができるよう、保育所等物価高騰対策補助金を交付しております。不用額749万9,063円でございますが、民間保育所等補助事業の延長保育事業や一時預かり事業の補助金が主になっておりますが、利用者数や利用時間に応じて交付する補助金であることから、年度末までの執行額を確定させることが困難であるため、補正予算で減額できなかったものでございます。

第19節扶助費7,343万850円でございますが、児童手当等に関わる費用でございます。

次に、衛生費関係についてご説明いたします。72、73ページ下の欄を御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費でございますが、予算現額1,879万9,000円で、支出済額は1,850万1,598円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第10節需用費127万9,294円でございますが、保健センターの電気、ガス、上下水道代や施設修繕等でございます。保健センターの修繕といたしまして、自動ドアの鍵の交換、漏水の対応、電気コンセントの工事などを実施いたしました。

第12節委託料53万615円は、保健センターの施設設備の保守警備委託料などでございます。

第13節使用料及び賃借料187万2,520円でございますが、保健センター敷地の借上料や健康管理システムソフトレンタル料、AEDリース料でございます。

第18節負担金補助及び交付金1,468万4,614円でございますが、秩父広域市町村圏組合の救急医療施設費453万1,000円や、秩父医療協議会負担金1,000万円などでございます。

次に、76、77ページを御覧ください。第4項公衆衛生費、第1目予防費でございますが、予算現額8,262万5,974円で、支出済額は7,032万9,583円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬217万8,321円でございますが、高齢者の保健事業と介護予防一体的実施に関わる保健師の報酬や、新型コロナウイルスワクチン接種に係るパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。

第3節職員手当等69万966円でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種業務に関わる職員の時間外勤務に関わる手当と会計年度任用職員期末手当でございます。

第7節報償費600万6,800円でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる医師、看護師や、がん検診事業など検診に関わる医師、歯科医師、看護師などに係る費用でございます。

第10節需用費115万1,802円でございますが、乳幼児健診や健康マイレージ歩数計など事業実施のための消耗品費、印刷製本費に加え、新型コロナウイルスワクチン接種の際の感染対策用アルコール消毒液やアルコール綿等でございます。

第11節役務費173万1,366円でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる郵送料や各種がん検診、後期高齢者健診に係る郵送料、後期高齢者健診受診券作成などに関わる国民健康保険団体連合会への手数料でございます。

第12節委託料4,132万9,154円でございますが、後期高齢者健診や後期高齢者の人間ドック委託料、妊婦健診委託料、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる業務の委託料、各種がん検診や各種予防接種の委託料などでございます。不用額684万8,908円でございますが、予防接種事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、各医療機関における個別接種に関わる委託料になりますが、年度末まで接種が実施されるため支出額の確定が困難であることから、補正予算で減額できなかったものでございます。

第17節備品購入費168万5,200円でございますが、3歳児健診時に使用する目の屈折検査用の機器、スポットビジョンスクリーナーを購入したものでございます。

第18節負担金補助及び交付金1,269万3,150円でございますが、秩父広域市町村圏組合への結核予防費負担金やコバトン健康マイレージ事業費負担金のほか、秩父地域1市4町で共同で設置した新型コロナウイルスワクチン接種に関わるコールセンター及び予約システムの共同事業負担金895万8,400円ほか、令和4年度2月から開始いたしました伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の経済的支援である出産・子育て応援給付金165万円などでございます。

以上で健康こども課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（岩田 務君） 次に、産業観光課長、お願いします。

産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、産業観光課関係の歳出決算概要につきまして、お手元の決算書に基づきご説明申し上げます。

初めに、農林水産業費関係につきましてご説明いたします。決算書の80、81ページを御覧ください。上段の第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費の予算現額358万8,000円に対しまして、支出済額は283万7,224円でございます。

主な支出といたしましては、第1節報酬の244万8,040円のうち、農業委員報酬の181万7,440円は農業委員13名分、農地利用最適化推進委員報酬の63万600円は推進委員4名分の報酬でございます。

第13節使用料及び賃借料のタブレット端末MDM利用料9,394円と、第17節備品購入費のタブレット端末購入費6万1,996円は、農業委員等の業務の効率化及び円滑化を目的に、全国の農業委員会で導入が進んでおりますタブレット端末2台分の購入費とシステム利用料でございます。

下段の第3目農業振興費の予算現額271万8,000円に対しまして、支出済額は255万5,936円でございます。

主な支出といたしましては、第12節委託料の有害鳥獣捕獲事業委託料の40万円は、有害鳥獣から農作物を守るため北秩父猟友会長瀬支部に有害鳥獣の捕獲及び駆除を委託したものでございます。

第18節負担金補助及び交付金の193万2,477円のうち、備考欄の新規就農者等支援事業補助金150万円は、新規就農者1名と作付面積の拡大を行った認定農業者1名に助成を行ったものでございます。

次の82、83ページ上段を御覧ください。備考欄の有害鳥獣防護柵等設置費補助金の13万8,000円は、農作物を有害鳥獣から守るため、畑に電気柵や防護柵等を設置した4名に資材購入費の一部を助成したものでございます。その下の有害鳥獣捕獲事業従事者補助金の18万6,000円は、町が実施する有害鳥獣捕獲事業の従事者14名に、狩猟者登録等に必要な経費を助成したものでございます。

第4目録の村管理費の予算現額417万8,000円に対しまして、支出済額は405万5,502円でございます。

主な支出といたしましては、第12節委託料の宝登山地域周辺維持管理業務委託料167万7,960円は、宝登山地域周辺の環境を保全するため、除草作業等をシルバー人材センターに委託したものでございます。

第13節使用料及び賃借料の土地借上料177万7,542円は、主に緑の村の用地として賃貸借しております郷土資料館や駐車場等の敷地の借上料でございます。

第18節負担金補助及び交付金の花の里づくり実行委員会補助金60万円は、住民参加型の花づくり活動を推進するため、各種団体や地域住民で組織される花の里づくり実行委員会に対し運営費を助成したものでございます。

中段の第2項林業費、第1目林業総務費の予算現額135万5,000円に対しまして、支出済額は133万9,906円でございます。

主な支出といたしましては、第12節委託料の園地四季の丘管理業務委託料40万円は、宝登山園地四季の丘周辺の環境を保全するため、園内のロウバイ植栽地及び遊歩道沿いの除草作業等を宝登興業に委託したものでございます。

第13節使用料及び賃借料の土地借上料18万1,000円は、宝登山四季の丘用地として賃貸借しております30.76ヘクタールの共有地の借上料でございます。

第15節原材料費の工事原材料費17万3,939円は、緑の募金緑化事業交付金を活用し宝登山園地四季の丘に補植した9本のロウバイの苗木代14万3,000円とくいやひも代でございます。

第18節負担金補助及び交付金の57万5,000円のうち、緑の少年団活動費補助金の20万円は、児童の森林環境に対する意識の向上や郷土愛の醸成を図るため、校内の緑化を推進した緑の少年団2団に対し、それぞれ10万円の補助金を交付したものでございます。

第2目林業振興費の予算現額775万5,000円に対しまして、支出済額は666万3,835円でございます。

主な支出といたしましては、第11節役務費の松くい虫被害立木伐採処分作業手数料25万3,000円は、松くい虫の被害により立ち枯れた不動寺横の松林の松1本を伐採処分したものでございます。

第12節委託料の444万4,220円のうち、松くい虫予防薬剤注入業務委託料の37万4,220円は、松くい虫から松を守るため、蓬萊島公園内に自生する松28本に松くい虫の予防薬剤を108本注入したものでございます。その下の里山・平地林整備事業業務委託料の407万円は、県の補助事業を活用し、森林の持つ公益的機能を回復させるため、長瀬及び井戸地内の山林の下草刈りや竹林整備をはじめ、矢那瀬地内の山林の枯損木等の除伐を秩父広域森林組合に委託したものでございます。

第13節使用料及び賃借料の森林クラウドシステム利用料13万2,000円は、各市町で保有している森林情報の一元化と共有を図るために導入している森林クラウドシステムのシステム利用料でございます。

第14節工事請負費の宝登山四季の丘遊歩道改修工事89万6,500円は、森林環境譲与税を活用し、園地内の遊歩道沿いにある腐食した木製土留めを埼玉県産の間伐材を使用し改修したものでございます。

第18節負担金補助及び交付金の秩父地域森林林業活性化協議会特別会計負担金83万4,000円は、秩父管内の各市町の森林集積計画の策定に必要な森林所有者への意向調査等を行っている秩父地域森林林業活性化

化協議会集約化分科会への負担金でございます。

次の84、85ページを御覧ください。上段の第3目林道費の予算現額92万4,000円に対しまして、支出済額は91万5,605円でございます。

主な支出といたしましては、第10節需用費の52万5,605円のうち、施設修繕費の49万1,700円は、経年劣化により傷みがひどくなっていた林道本山根線の舗装と注意看板の修繕を行ったものでございます。

第4目森林環境整備基金費の予算現額22万4,000円に対しまして、支出済額は同額の22万4,000円でございます。

主な支出といたしましては、第24節積立金の森林環境整備基金積立金22万4,000円は、当該年度の森林環境譲与税については森林環境整備促進事業に充当いたしますが、令和3年度に22万4,000円の執行残が生じたため、令和4年度に基金として積み立てたものでございます。これにより、令和4年度末の基金残高は379万7,637円となっております。

次に、商工費関係についてご説明いたします。同じページの中段を御覧ください。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費の予算現額1,113万1,000円に対しまして、支出済額は1,011万6,955円でございます。

主な支出といたしましては、第8節報償費の報償金25万円は、経営革新計画を作成し県知事の承認を受けた中小企業5社に1件当たり5万円の奨励金を交付したものでございます。

第12節委託料の消費生活相談業務委託料の16万9,000円は、消費生活被害の改善向上を図るため、消費生活相談業務を秩父市に委託したものでございます。相談件数は16件ございました。

第18節負担金補助及び交付金の969万6,591円のうち、小規模事業指導費補助金の500万円は、町内の中小企業の経営指導を行っている商工会に補助金を交付したものでございます。その下の中小企業融資制度資金借入利子補給金の199万3,591円は、町内の中小企業者が日本政策金融公庫から資金を借り入れた利子の一部を町が補給金として給付したものでございます。その下の住宅リフォーム等資金助成事業補助金の7万7,000円は、町内事業者が利用して20万円以上の住宅のリフォーム等を行った2名に補助金を交付したものでございます。その下の企業誘致条例奨励金の262万6,000円は、新たに事業所を町内に設置した企業及び設備投資を行った企業のうち、一定の要件を満たした2つの企業に対し施設奨励金を交付したものでございます。なお、この施設奨励金につきましては3年間交付することになっておりまして、令和4年度がこの2つの会社とも最後になります。

第2目観光費の予算現額3,273万3,000円に対しまして、支出済額は3,155万5,605円でございます。

主な支出といたしましては、第10節需用費の380万3,104円のうち、消耗品費の61万6,600円は、花いっぱい運動を推進するための花の苗や資材代の60万4,433円と、観光施設の維持管理に必要な消耗品代でございます。その下の光熱水費の253万7,922円は、観光施設に係る電気料の121万5,135円と、上下水道料の132万2,787円でございます。その下の施設修繕費の64万8,582円は、観光トイレ5か所の設備の修理代58万6,542円と、観光情報館の照明の修理代6万2,040円でございます。

第11節役務費の手数料の48万7,392円は、宝登山並木参道桜並木危険木処理手数料の39万3,800円をはじめ、公衆トイレの浄化槽の保守点検料6万2,700円、それとあとくみ取り料等でございます。

第12施設委託料の1,604万3,589円のうち、観光用公衆トイレ清掃等業務委託料の216万1,000円は、観光用公衆トイレ7か所を観光協会に、長瀬アルプス観光トイレ1か所を清心会に委託したものでございます。その下の観光情報館指定管理業務委託料の390万円は、令和2年4月1日に締結した長瀬町観光情報館の

管理運営に関する基本協定に基づき、観光案内やロケーションサービス等の業務を観光協会に委託したものでございます。その下の桜管理業務委託料の90万円は、南・北桜通り、宝登山並木参道、町道井戸25号線、野土山、通り抜けの桜の5か所の桜の管理を観光協会に委託したものでございます。その下の地域おこし協力隊員委託料の479万5,889円は、観光振興を目的とした観光PR動画の配信や新たなグルメメニューの開発など、地域の活性化に資する事業を地域おこし協力隊員1名に委託したものでございます。その下の観光アドバイザー業務委託料の130万円は、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用いたしまして、観光に特化した外部専門家を招聘し、観光協会が実施している着地型旅行の仕組みづくりや観光事業者向けの研修会などの事業を観光アドバイザー1名に委託したものでございます。その下の長瀬駅前モニュメント除却工事設計業務委託料206万8,000円は、老朽化した長瀬駅前モニュメントの除却工事に係る設計業務を委託したものでございます。備考欄の上長瀬駅前観光看板板面貼り替え業務委託料78万8,700円は、平成24年に上長瀬駅前に設置した観光案内看板の板面が経年劣化により変色し見づらくなっていたため、板面の貼り替え作業を委託したものでございます。

第13節使用料及び賃借料の土地借上料49万1,520円は、長瀬駅構内にある観光情報館及びサイクルステーションの駅構内営業料31万1,520円と、大型観光誘導看板3基分の敷地借上料18万円でございます。

次の86、87ページに移りまして、第18節負担金補助及び交付金1,069万円のうち、備考欄の中段にございますテレビ埼玉「マチコミちちぶだより」放送負担金の30万円は、秩父地域の様々な魅力を配信し、よりよい番組を継続していくための負担金でございます。その下の船玉まつり実行委員会補助金の400万円は、令和4年度の船玉まつりは新型コロナウイルス感染症拡大や物価高などの影響により、祭典以外は中止となりましたが、一日も早い感染症の収束祈願と事業者や住民の皆様に元気と笑顔を届けられるよう、令和3年度に引き続き、ながとろエール花火を井戸の蓬莱島公園と岩田の総合グラウンドの2会場から打ち上げたものでございます。備考欄の最後の地域おこし協力隊起業支援補助金の100万円は、町への定住及び地域の活性化を図ることを目的として、地域おこし協力隊員の起業に必要な経費の一部を助成したものでございます。

以上で産業課関係の歳出決算概要の説明を終わります。

○議長（岩田 務君） 次に、建設課長、お願いします。

建設課長。

○建設課長（若林 智君） 続きまして、建設課関係につきまして、一般会計歳入歳出決算事項別明細書に基づきご説明させていただきます。

86、87ページの中段を御覧ください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費でございますが、予算現額が575万9,000円で、支出済額が534万9,423円となっております。主な事業でございますが、測量設計積算システム等の保守業務や各種システムのリースを行う道路橋梁総務事業や、町内各所に設置してあります道路照明灯140基の維持管理を行う道路照明灯事業でございます。

主な支出といたしましては、第10節需用費320万5,047円のうち、光熱水費256万5,071円は、町内の町で管理する道路照明灯140基分の電気料でございます。また、施設修繕費52万9,100円は、道路照明灯8か所の修繕を行ったものでございます。

第13節使用料及び賃借料100万9,800円のうち、土木積算システムリース料52万5,360円は、道路工事測量設計委託業務等の設計書作成に必要な積算システムの賃借料でございます。

次に、第2目道路維持費でございますが、予算現額が4,163万8,000円、支出済額が4,128万493円で、主

な事業でございますが、道路の維持管理、維持補修事業、行政区からの申請による砕石等の原材料等支給事業、町道の未舗装部分の簡易舗装を行う生活関連道路整備事業、区画線の設置や道路反射鏡の設置、道路照明灯の設置を行う交通安全施設整備事業、道路台帳補正事業、道路愛護保全管理事業、通学路安全対策事業、橋梁定期点検及び修繕事業など、町道を維持していくための事業でございます。

主な支出といたしましては、第10節需用費182万6,551円のうち、施設修繕費142万6,700円につきましては、大字本野上地内ふれ愛ベース脇の町道本中53号線ほか4か所の修繕を行ったものでございます。

次に、第12節委託料2,390万1,952円のうち、1枚おめくりいただきまして、88、89ページを御覧いただきたいと存じます。道路台帳補正業務委託料503万9,100円は、令和3年度に実施した道路改良工事箇所及び道路境界確定箇所の道路台帳補正を行い、道路改良箇所の境界点を再現し、境界標柱の設置を行いました。橋梁修繕設計業務委託料814万円は、道路法の改正によりおおむね5年に1度道路橋の定期点検が義務づけられたため、橋梁長寿命化修繕計画により道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態と判断された2橋の修繕設計を業務委託により行い、また通学路測量設計業務委託料512万8,200円は、通学路総点検において小中学校から対策を要望された箇所について、通学児童生徒の安全を確保するため、町道本中7号線の測量設計を業務委託により行ったものでございます。

第14節工事請負費1,331万1,100円のうち、生活関連道路整備工事143万5,500円は、町道の未舗装部分の簡易舗装を行ったもので、2行政区2路線の舗装工事を行い、橋梁修繕工事798万500円でございますが、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町で管理する橋梁のうち健全度が低く早急な対応を要する大字本野上下宿区内にあります無名55橋の橋梁修繕工事を行いました。また、町道補修工事99万6,600円でございますが、大字野上下郷唐沢地内の町道野上下郷130号線道路補修工事を行い、交通安全施設整備工事185万3,500円は、区画線の設置、道路反射鏡の設置、道路照明灯の設置工事費等として、通学路安全対策推進整備工事104万5,000円は、通学路総点検において小中学校から対策を要望された箇所、大字本野上地内幹線25号線にグリーンベルトの整備工事を行ったものでございます。

第15節原材料費119万2,290円のうち47万3,000円でございますが、7行政区から砕石等の支給申請が9件あり、申請に基づき支給を行いました。

次に、第3目道路新設改良費でございますが、予算現額が3,982万9,081円、支出済額が3,943万732円で、主な事業といたしましては、町道の新設改良、測量設計等の事業を行いました。

主な支出といたしまして、第12節委託料538万7,298円は、本中117号線道路改良工事に伴います物件調査業務委託料及び分筆登記業務委託料でございます。

第14節工事請負費2,695万8,800円は、町道新設改良工事4路線で、岩田6号線、幹線1号線、本中117号線、長瀬21号線の改良工事、歩道整備工事、のり面改修工事でございます。

第16節公有財産購入費295万2,528円、次の第21節補償補填及び賠償金413万2,106円は、岩田6号線道路改良工事、本中117号線道路改良工事に伴います土地購入費及び物件移転補償費でございます。

次に、第4目まちづくり推進費でございますが、予算現額が488万2,000円、支出済額が446万5,006円となっております。主な事業でございますが、建築確認申請の受付事務、埼玉県条例に基づく接道規定による道路後退部分の用地測量、用地買収、分筆登記等整備事業、宅地耐震化推進事業を行いました。

主な支出といたしまして、第12節委託料395万9,958円のうち93万4,958円は、道路後退用地測量業務委託4件分の業務委託料として、また302万5,000円は、大規模盛土造成地第2次スクリーニング計画策定業務委託は、町内7か所の盛土造成地の危険性や対策の優先度を評価する計画の策定を業務委託により行い

ました。

第16節公有財産購入費47万298円は、道路後退用地8件分の土地購入費として支出いたしました。

次に、1枚おめくりいただきまして、90、91ページを御覧いただきたいと思います。第2項河川費、第1目河川総務費でございますが、予算現額が1,743万9,000円、支出済額が1,682万2,050円となっております。主な事業でございますが、災害の危険性のある河川、沢の護岸整備工事や河川内の堆積土砂の撤去等を行いました。

主な支出といたしましては、第11節役務費の手数料29万9,200円は、大字井戸地内銅ノ入沢並びに仙根沢の堆積土砂の撤去を実施し、第14節工事請負費1,593万2,400円は、河川改修工事といたしまして、大字野上下郷地内長瀬第二小学校裏にあります堂坂沢の水路整備工事、大字井戸地内げんきプラザ脇にあります銅ノ入沢護岸整備工事として支出いたしました。

次に、第18節負担金補助及び交付金59万459円のうち53万6,450円は、埼玉県が実施する急傾斜地崩壊対策事業実施に伴い、事業費の一部を負担いたしました。なお、負担率につきましては、事業費の5%でございます。

次に、第3項住宅費、第1目住宅管理費でございますが、予算現額が1,258万7,000円、支出済額が1,180万3,198円となっております。主な事業でございますが、町が管理しております町内4か所の町営住宅84戸の維持管理、運営、町営住宅長寿命化改善事業を行いました。

主な支出といたしまして、第10節需用費285万3,671円のうち、施設修繕費204万536円は、建築後年数が経過しております袋団地、また塚越団地の給排水設備の修繕や退去後の各部屋の床の張替え、壁紙の張替え修繕等を行いました。

また、第12節委託料300万2,000円のうち203万5,000円でございますが、町営住宅のさらなる長期活用を目指すため、町営住宅袋団地外壁等改修工事を実施するための設計業務を業務委託により行ったものでございます。

次に、第4項公園費、第1目公園管理費でございますが、予算現額が543万1,000円、支出済額が525万9,933円で、主な事業でございますが、町内にございます長瀬地区公園、岩田地区公園、井戸地区公園、蓬萊島公園の維持管理業務を行いました。

主な支出といたしまして、1枚おめくりいただきまして、92、93ページを御覧ください。第12節委託料144万6,416円でございますが、各公園の除草業務やトイレの清掃業務委託料となっております。

次に、第14節工事請負費257万4,000円でございますが、長瀬地区公園の近隣住民からの要望で、個人所有の擁壁との間に防球ネットを設置する工事を行いました。

以上で建設課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 次に、教育次長、お願いします。

教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、教育委員会関係につきまして、決算書に基づき説明させていただきます。

詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により主なものについて説明させていただきます。初めに、歳出でございます。94、95ページの下を御覧ください。第10款教育費でございますが、全体で2億7,585万5,000円の予算現額で、支出済額は2億4,948万6,366円、5.35%の増となっております。なお、不用額は1,310万7,634円でございます。

次に、目別にご説明いたします。第1項教育総務費、第1目教育委員会費でございますが、教育委員会を運営するために必要な経費で、予算現額は53万5,000円で、支出済額は53万529円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬44万6,400円でございますが、教育委員4名の報酬でございます。

96、97ページを御覧ください。次に、第2目事務局費でございますが、教育委員会事務局の運営、学校教育の円滑な運営と推進のために必要な経費で、予算現額は1億3,131万3,000円で、支出済額は1億1,937万4,152円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬948万8,287円でございますが、学校運営協議会や学校統合準備委員会などの委員報酬と会計年度任用職員として雇用した学校教育指導員、中学校配置相談員、特別支援教育学校支援員、放課後子供教室指導員などの報酬でございます。

第2節給料4,645万9,396円、第3節職員手当等2,303万6,545円、第4節共済費1,587万4,199円は、教育長のほか再任用職員を含めた教育部局職員の給料、職員手当、共済組合負担金と会計年度任用職員の期末手当、社会保険料及び共済組合負担金でございます。

第7節報償費42万1,000円でございますが、中学生学力アップ教室事業講師謝金や秩北建設業組合が行う学校施設の補修作業謝金などでございます。

第8節旅費34万2,485円は、会計年度任用職員の通勤手当などでございます。

第10節需用費22万1,784円でございますが、放課後子供教室用の物品、中学生学力アップ教室テキスト代や矢那瀬地区児童送迎車の燃料費などでございます。

第11節役務費14万6,495円でございますが、各校養護教諭のB型肝炎抗体検査手数料、放課後子供教室、中学生学力アップ教室参加者保険料などでございます。

第12節委託料847万1,354円でございますが、学校職員の健康診査委託料、小中学校への英語指導助手派遣業務委託料、ICT支援員配置業務委託料などでございます。

98、99ページを御覧ください。第13節使用料及び賃借料528万6,859円でございますが、小中学校のコンピュータウイルス対策ソフト使用料、コピー機借上料、AEDリース料、校務支援システムソフトウェアリース料などでございます。

第14節工事請負費49万3,900円でございますが、長瀬中学校グラウンド散水施設整備工事でございます。

第18節負担金補助及び交付金438万1,131円でございますが、秩父広域市町村圏組合への循環器検診費や加盟団体への負担金及び小中学校修学旅行補助金、小中学生対象の英検、数検受験料補助金、中学生、高校生電車通学費補助金、小中学校入学祝金などでございます。

第19節扶助費453万9,255円でございますが、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者への要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援学級に就学している児童生徒の保護者への就学奨励費でございます。

次に、第3目育英費でございますが、大学等への入学準備金と育英奨学資金の貸与などに必要な経費で、予算現額は310万円で、支出済額は205万8,076円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第18節負担金補助及び交付金1万8,076円でございますが、奨学金利子支援給付金は、長瀬町に在住し就業している利子付奨学金の返済者に対し、奨学金返済に係る利子について助成するもので、令和4年度新規事業でございます。

第20節貸付金204万円でございますが、育英奨学資金7名分でございます。

次に、100、101ページを御覧ください。第2項第一小学校費、第1目学校管理費でございますが、学校を運営するために必要な経費で、予算現額は1,362万円、支出済額は1,179万7,030円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬45万6,850円でございますが、校医の報酬でございます。

第10節需用費677万2,146円でございますが、学校運営に必要な物品の購入や、電気、ガス、上下水道代、施設修繕費等でございます。

第12節委託料239万2,081円でございますが、第一小学校の設備の保守点検、警備委託料などのほか、校務員派遣委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料60万937円でございますが、校門前の駐車場土地借上料やコピー機借上料などでございます。

第17節備品購入費78万9,008円でございますが、ワンタッチテントやジェットヒーターなどを購入したものでございます。

次に、第2目教育振興費でございますが、教育課程実施のため必要となる教材備品等を購入するために必要な経費で、予算現額は38万9,000円で、支出済額は38万7,618円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第17節備品購入費38万7,618円でございますが、児童用図書や指導上必要な教員用指導書、スクールミシン等を購入したものでございます。

第3項第二小学校費、第1目学校管理費でございますが、学校を運営するために必要な経費で、予算現額は976万5,000円で、支出済額は809万2,353円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬16万3,623円でございますが、校医の報酬でございます。

次に、102ページ、103ページを御覧ください。第10節需用費404万661円でございますが、学校運営に必要な物品の購入や、電気、ガス、上水道代、施設修繕費等でございます。

第12節委託料259万9,766円でございますが、第二小学校の設備の保守点検、警備委託料などのほか、校務員派遣委託料でございます。なお、職員の退職に伴いまして、令和4年度から第一小学校、中学校と同様に、校務員の派遣を行っております。

第17節備品購入費44万1,980円でございますが、石油ファンヒーター、アルコール消毒スタンド、まな板包丁収納庫などを購入したものでございます。

次に、第2目教育振興費でございますが、教育課程実施のため必要となる教材備品等を購入するために必要な経費で、予算現額は307万7,000円で、支出済額は270万7,644円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬124万8,437円、第3節職員手当等15万6,153円、第4節共済費49万912円及び第8節旅費26万8,400円は、令和4年度から長瀬第二小学校の2、3年生が複式学級となったことに伴う複式学級指導員の雇用に関するものでございます。

第17節備品購入費54万3,742円でございますが、ワンタッチテントや児童用図書、指導上必要な教員用指導書などを購入したものでございます。

104、105ページを御覧ください。第4項中学校費、第1目学校管理費でございますが、学校を運営するために必要な経費で、予算現額は1,456万円、支出済額は1,228万8,787円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬27万7,043円でございますが、校医の報酬でございます。

第10節需用費706万2,959円でございますが、学校運営に必要な物品の購入、電気、ガス、上下水道代、施設修繕費等でございます。

第12節委託料218万3,587円でございますが、中学校の設備の保守点検、警備委託料、校務員派遣委託料などでございます。

第13節使用料及び賃借料113万8,020円でございますが、テニスコート部分の土地借上料やコピー機借上料などでございます。

第17節備品購入費14万1,460円でございますが、サーキュレーターや非接触体温計を購入したものでございます。

次に、第2目教育振興費でございますが、教育課程実施のため必要となる教材備品等を購入するために必要な経費で、予算現額は52万円で、支出済額は51万9,661円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第7節備品購入費51万9,661円でございますが、まな板スタンドや生徒用図書を購入したものでございます。

次に、106、107ページを御覧ください。第6項社会教育費、第1目社会教育総務費でございますが、社会教育活動や人権教育推進に必要な経費で、予算現額は98万9,000円で、支出済額は77万4,579円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬3万2,600円でございますが、社会教育委員の報酬でございます。

第7節報償費11万5,400円でございますが、二十歳の集いの写真代、家庭教育学級講師謝金などがございます。

第10節需用費28万7,800円でございますが、二十歳の集いなどの実施に伴う消耗品費や人権作文冊子印刷代でございます。

第18節負担金補助及び交付金28万2,600円でございますが、人権教育研修会参加負担金や文化団体連合会への補助金などがございます。

第2目公民館費でございますが、中央公民館勤、労青少年ホーム及びコミュニティセンターの運営や施設の維持管理に必要な経費で、予算現額は3,388万9,000円で、支出済額は3,092万2,467円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬262万1,236円、第3節職員手当49万5,966円、第4節共済費80万8,229円、第8節旅費のうち費用弁償4万8,000円は、中央公民館勤務の会計年度職員の雇用に関するものでございます。

第10節需用費265万3,107円でございますが、電気、ガス、水道代、施設及び物品修繕費等でございます。

108、109ページにまたがっております第12節委託料508万2,829円でございますが、施設の設備保守点検、警備委託料及び施設管理業務委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料285万9,169円でございますが、中央公民館敷地土地借上料やコピー機借上料などでございます。

第14節工事請負費1,507万8,800円でございますが、空調設備更新に係る工事でございます。

第17節備品購入費63万9,458円でございますが、うち図書購入59万9,800円は、48万3円の寄附をいただき、多くの図書を購入することができたものでございます。

次に、第3目文化財費でございますが、文化財の保全管理、旧新井家住宅及び郷土資料館の運営や施設の維持管理に必要な経費で、予算現額は536万8,000円で、支出済額は521万224円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第10節需用費88万7,706円でございますが、郷土資料館の光熱水費や施設修繕費等でございます。

第12節委託料260万5,508円でございますが、施設の消防用設備保守点検、警備委託料、施設管理業務委託料のほか、旧新井家住宅の耐震予備診断業務委託料でございます。

第14節工事請負費123万2,000円でございますが、旧新井家住宅便所の屋根のふき替え工事でございます。

次に、第4目青少年健全育成費でございますが、青少年健全育成に係る経費で、予算現額は39万4,000円で、支出済額は34万849円ございました。

主な内容についてご説明いたします。110、111ページを御覧ください。第7節報償費1万円でございますが、青少年育成推進員4名への謝金でございます。

第18節負担金補助及び交付金33万849円でございますが、青少年健全育成長瀬町民会議及び青少年育成会連絡協議会への補助金でございます。

次に、第7項保健体育費、第1目保健体育総務費でございますが、スポーツ推進に関わる事業に必要な経費で、予算現額は220万3,000円で、支出済額は131万9,058円ございました。

主な内容についてご説明いたします。第1節報酬18万8,300円でございますが、スポーツ推進審議会委員及びスポーツ推進委員の報酬でございます。

第7節報酬費6万7,677円でございますが、スポーツ賞の記念品及び走り方教室講師の謝金でございます。

第18節負担金補助及び交付金98万9,334円でございますが、スポーツ協会及びスポーツ少年団への補助金などがございます。

第2目体育施設費でございますが、スポーツ施設の整備、維持管理に必要な経費で、予算現額は67万円で、支出済額は51万4,194円ございました。

主な内容についてご説明いたします。第10節需用費20万5,190円でございますが、施設の水道代などでございます。

第12節委託料22万2,000円でございますが、総合グラウンドの除草などの業務委託料でございます。

次に、第3目学校給食費でございますが、学校給食提供のための食材費、人件費や施設維持管理に必要な経費で、予算現額は5,521万円で、支出済額は5,255万1,445円ございました。

主な内容についてご説明いたします。第2節給料1,192万194円、第3節職員手当等244万7,343円及び第4節共済費246万5,801円は、会計年度技能労務職の雇用に関するものでございます。

次に、112ページ、113ページを御覧ください。第10節需用費3,181万784円でございますが、学校給食センター光熱水費や施設及び物品修繕費、また学校給食の食材購入費として、児童生徒及び教職員495人に対し、年間9万1,853食を提供しております。

第11節役務費118万3,030円でございますが、給食従事者の保菌検査や給食費口座振替手数料などがございます。

第12節73万8,060円でございますが、施設設備の保守点検、調理室内の害虫駆除、消毒や警備委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料57万5,970円でございますが、献立作成に必要な給食情報システム使用料などがございます。

第17節備品購入費81万6,200円でございますが、まな板殺菌庫や検食用保存冷凍庫などを購入したもの

でございます。

次に、第4目プール管理費でございますが、予算現額は9万8,000円で、支出済額は9万7,700円ございました。

主な内容についてご説明いたします。第13節使用料及び賃借料9万7,700円でございますが、保健センター隣接の町民プール土地借上料でございます。

以上で教育委員会関係の説明を終わりといたします。ありがとうございます。

○議長（岩田 務君） 以上で、各所属長の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、決算審査に関する報告について、代表監査委員の齊藤英夫君にお願いいたします。

監査委員。

○代表監査委員（齊藤英夫君） 本年度より、代表監査委員をお世話になっております齊藤でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、令和4年度における長瀬町一般会計・特別会計の歳入歳出決算の審査結果、審査意見につきまして、監査委員を代表し報告をさせていただきます。なお、審査結果、審査意見につきましては、長瀬町監査委員に関する条例第7条の規定に基づき、審査意見書として令和5年8月18日付で町長に提出しておりますので、この審査意見書に沿って報告をさせていただきます。

それでは、審査意見書の1ページを御覧ください。1の審査対象についてでございますが、対象につきましては記載してあるとおりでございます。

2の審査期間につきましては、令和5年8月3日及び8月10日の2日間でございます。鈴木監査委員とともに審査を行いました。

3の審査方法ですが、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書における事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきまして、関係書類により決算計数の正確性を確認するとともに、関係職員に説明を求める方法で審査を行いました。

4の審査結果ですが、いずれも関係法令に準拠して作成されており、決算における計数も正確ございました。また、財政運営、財産管理及び予算の執行状況につきましても適正でありました。

一般会計と特別会計を合わせた決算の総括につきましては、表の右の合計欄を御覧ください。まず、Bの歳入総額は56億2,422万683円に対し、Cの歳出総額は53億5,360万2,358円で、Dの歳入歳出差引額は2億7,061万8,325円ございました。この歳入歳出差引額からEの翌年度に繰り越すべき財源であります1,881万6,360円を差し引いた実質収支額は、Fの2億5,180万1,965円の黒字となっており、おおむね健全に堅持されたものと認められます。

続きまして、一般会計における歳入歳出決算でございますが、3ページ、(3)、歳入の比較の表を御覧ください。3段目の決算額は38億5,879万9,302円で、対前年度比2億7,352万2,080円減少しております。

これは、主に町税が2,025万8,466円、繰越金が9,509万5,504円それぞれ増加したものの、国庫支出金が2億4,628万2,647円、町債が7,402万2,000円それぞれ減少したことによるものでございます。

次に、歳出でございますが、4ページを御覧ください。(4)の歳出の比較の表ですが、2段目の決算額は36億7,423万9,799円で、対前年度比1億9,118万8,951円減少しております。これは、主に土木費が3,399万6,911円及び消防費が3,221万2,570円それぞれ増加したものの、総務費が1億1,391万7,809円及び農林水産費が5,415万6,922円それぞれ減少したことによるものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計における決算につきましては、5ページ、(3)の歳入の比較の表を御覧ください。3段目の決算額は8億3,059万3,450円で、対前年度比509万5,881円の増加となっております。これは、主に繰入金533万7,460円、繰越金576万2,132円がそれぞれ増加したものでございます。

次に、歳出ですが、6ページ、(4)、歳出の比較の表、2段目を御覧ください。歳出決算額は7億8,782万1,063円で、対前年度比1,306万8,047円増加しております。これは、主に保険給付費が709万3,363円、国民健康保険事業費納付金が1,128万135円それぞれ増加したことによるものでございます。

続きまして、介護保険特別会計における決算につきましては、7ページ、(3)、歳入の比較の表を御覧ください。3段目の決算額は8億1,586万7,569円で、対前年度比3,446万6,921円の増加となっております。これは、主に繰入金1,916万1,000円及び繰越金823万5,926円がそれぞれ増加したことによるものでございます。

次に、歳出ですが、8ページ、(4)、歳出の比較の表を御覧ください。2段目の決算額ですが、7億7,376万3,701円で、対前年度比2,297万1,212円増加しております。これは、主に保険給付費が1,718万1,090円増加したことによるものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計における決算につきましては、9ページを御覧ください。3段目の決算額は1億1,896万362円で、対前年度比1,201万2,823円増加しております。これは、主に保険料1,008万9,200円及び繰入金145万4,538円それぞれ増加したことによるものでございます。

次に、歳出でございますが、10ページ、(4)、歳出の比較の表を御覧ください。2段目の決算額は1億1,777万7,795円で、対前年度比1,212万2,590円の増加となっております。これは、主に後期高齢者医療広域連合納付金が1,237万6,638円増加したことによるものでございます。

審査結果については以上でございます。

最後に、審査の意見のまとめといたしまして、14ページの4、まとめを御覧ください。歳入の柱である町税収入は前年度を上回っており、大いに評価できるものでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が収束していない状況を鑑みると、経済活動の継続と感染拡大の防止を両立し、景気低迷による個人所得や消費の落ち込みなどを解消できるか、楽観視できない状況が続いております。

歳出に当たっては、老朽化した公共施設の維持管理、更新や統合を検討するアセットマネジメントの推進、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、さらには予期せぬ災害への備えなど、今後ますます拡大する行政需要も懸念され、極めて厳しい財政運営が見込まれるものでございます。

こうした状況を踏まえ、事業の実施に当たっては、職員一人一人が現在の財政状況を十分に認識し、業務の手法を抜本的に見直すとともに、企業版ふるさと納税の推進等、新たな財源の確保を積極的に行うなど、引き続き行政改革に取り組み、一層の効率化と費用対効果を重視した事業の実施を推進し、持続可能な財政構造の構築を望むものでございます。

また、公金管理につきましては、近年行政に対する信頼を失墜させかねない事例が全国で発生しており、

法令等の遵守は当然のこと、当町からこのような事案が発生しないよう内部チェック機能の徹底を図り、引き続き業務の厳正かつ適正な執行に努めていただきたいと思います。

以上で、令和4年度における長瀬町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算における審査結果、審査意見に関する報告とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより各議案に対する一括質疑に入ります。質疑はございますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、各課に質問をいたします。

初めに、総務課にお尋ねをいたします。ページは、ちょっとこれそっちで確認してもらいたいだけでも、防犯灯の点検ということで、以前私も総務課長に何点かお願いして、昼間ずっと電気がつきっ放しのLEDがあると。それ町民の方からも、ここもそうだ、あそこもそうだという声を大きく聞くので、この防犯灯の点検の仕方、電気代が無駄になるというお話を多くいただきますので、このところをちょっと説明してください。

あと、次に95ページの行政無線のところ、まだハウリングを起こす地域が多く見られ、何とか直してもらわないと、うるさくて困るというお話も聞き、これ総務課でいいのかどうか分からないけれども、毎日3時になるとラジオ体操を流していただく。私も3時の時点で、学校の子供を迎えに行ったり散歩がてらやっていると、ラジオ体操があっちから聞こえ、こっちから聞こえ、ずれているのです。そうすると、立ち止まってラジオ体操をしていると、もう違うほうの音は先に進んでいてというような状況になっているので、これもそろそろ考えたほうがいいと思うので、ここでお話をしておきます。

それから、災害時の備蓄品の管理についてお伺いをいたします。私は、ずっと分散備蓄がいいという話をしましたが、今でも役場庁舎のどこに備蓄品があるか、私まだ見たことないのです。備蓄品を購入というのがありましたから、どんな備蓄品をどう入れ替えて配備しているのか、聞かせてください。

続いて企画財政課。地域おこし協力隊員委託というのがあるのだけれども、2名分。どんな活動をしているのか、広報にはたまに地域おこし協力隊というのが載っているのだけれども、私がこれだけ町中あちこちで歩いていても、まだ誰一人として行き会ったことがないのです。町内でどんな活動をして、どんな成果が上がっているのか、ちょっと聞かせてください。

続いて町民課。水道管の破裂の修理の仕方が、もうこう言うのと課長分かると思うのだけれども、仮補修をしていくと。そうすると、その仮補修というのはいつ本修理するのか。これ私、町民の方から言われて、早く本修理してくれというのをやりましたけれども、水道であれだけの多額な支出をしているので、こういう小さなことをすぐやらなくてはまずいと思うので、ちょっとその点お聞きをいたします。

続いて、これは健康こども課でいいのかな、いろいろな検診があるのだけれども、特に私が聞いたのは大腸がんの検診の件で、あるお年寄りが大腸がんの検診を受けたいと役場に申し込むと、役場に検便の容器を取りに来て、それを持ち帰って、その中に中身を入れてまた役場へ持っていく。2回役場に行かなくては受付をしてもらえない。そうすると、車を準備したり、お助け隊に予約しても、いつというのが自分で都合が悪いから、まあ、いいかという話をするお年寄りがいました。ある方は、私は行かないよ、郵送してくれって役場に電話したのだけれども、それは駄目だと。お金は自分で持つから郵送してくれと言っても駄目なのだから、こういう検診は受けないよという方もいました。ここにずらっと載っているの、そういう町民が受けやすい検診方法に変えられるかどうかお聞きをいたします。

それから、79ページですか、健康マイレージ、2つぐらいどこかで項目で出ているのだけれども、健康

マイレージ、来年3月で終了になって、私は本当に残念でしょうがないのだけれども、今これだけお金が出た、そういう検証をすると、私が思うのは、誰に歩数計を預けてあるか、そういう管理はできているのかどうか。例えばスマホを持っている方は歩数計をもらう必要ないのであって、私は散歩で、本当に足を引きずってようやく歩くような方と話しするのだけれども、今日は蓬莱島のところまで行ってきて、どのくらい歩いたかどうか分からないなんていう年寄りもいるのです。そういう方にこそ、そういう歩数計を預けて、1歩でも2歩でも歩いて元気を取り戻してもらったほうがいいと思うので、この健康マイレージのお金の使い方、ちょっと検討をしてもらいたいということで質問をさせていただきました。

続いて、観光課にお伺いをいたします。行政報告で、観光業の振興ということで観光客のニーズに云々というのが行政報告書の総論のところを書いてあります。私が2年休んでいる間に、どういう変化になったか分からないので、この件は予算のお金がどうこうではなくて、観光利用税を町長が検討するという話をしたのを私は覚えているのです、はっきり。その観光利用税を使って、こういう観光客のニーズに合わせてどうこうに使っているのかどうか検討して、進捗状況をこれお聞きをいたします。

続いて、83ページの里山・平地林事業、これは毎年1か所ずつだと思うのだけれども、やってももう何年たっているのか。私が感じるのは、里山・平地林事業で直していただいたうちはいいと思いますよ、地権者は。その後、管理しているのを私は見たことないのです。竹林がきれいになったな、切りたてはすごくよかったです。もうすぐ草が生えてきている。私も、本当にすぐ山のところで、多分あれも里山・平地林事業で下草を刈ったのだと思うのだけれども、全然管理しないから、みんな協会の方が、人のうちのところだけれども、せっかく刈ってもらってきれいになったのだから、引き続ききれいにしていくのだということで、自前で草刈りをしているのも承知しています。だから、この里山・平地林事業の検証がどうなっているのかをお知らせください。

それから、83ページの有害鳥獣対策、これは畑や農業をやっている方にはお金が出ると。そういうのを対処するから、畑ではないところに、庭に入ってきてしまって、庭にイノシシが来るのだけれどもって役場へ言っても、農産物とかの被害がないと駄目だと言われるという話を聞きました。何とかこの有害鳥獣対策、ちょっと守備範囲を広げて対策が取れるようにしてもらいたいということで、この質問をしました。

続いて、85ページの長瀬駅前のモニュメントの事業、委託料って書いてあるから、多分二百何万使って工事、壊す計画を立てているのだと思うのだけれども、私は二百何万使ったから、もうあそこに鉄パイプを周りに置いて、あれが完了なのかなと思って朝散歩で見ているのだけれども、作業の流れをもう一度ここで聞かせてください。

それから、観光のほうも地域おこし協力隊の予算が使われました。この使った地域おこし協力隊員の成果なりを発表していただきたいと思います。

続いて、建設課にお伺いをいたします。89ページの盛土の件なのですけれども、これ場所がどこなのかをちょっと教えてください。

それから、教育委員会には97ページ、いじめ問題の早期発見という対策が載っています。教育委員会では、中学校のいじめの問題は私も何かの冊子で読んだ覚えがあるのです。第一小と第二小学校についてはどうなのだろうなというのがあるので、このいじめ早期発見、あるいは先生方の人権の教育の観点から、子供たちの人権守られているかどうか。私がこういう発言するのは、ちょっといろいろお話を聞いていますから、先生が子供の人権をしっかり守ってくれているかどうかを心配しているので、この発言をしていますので、教育長、ぜひお願いをしたいと思うのです。

前の教育長にいじめの問題をしたところ、答弁は、教育委員会に出している冊子にいじめ問題の何か書いてあるのをそのまま答えてもらったので、そういうのではなく、実際にいじめ問題、小さなところで消さないと、大きくなって学校へ行かなくなる、そういう子が出ないように私はしたいと思っているのです。

このいじめ問題に関わるかどうか分からないのだけれども、今度学校が統合になるから余計心配しているのだけれども、ある子供は水筒を持って学校へ行って、どこに水筒を置くのだから、買った日に学校へ持って行って、帰ってきたらペションこになっていると。父兄が、このペションこになった原因はと言ったら、友達が通路を歩いたら引っかかって床に落ちたと。そのぐらいで潰れる水筒ではないような感じがしているので、これいじめにつながるかどうか分からないけれども、2個目を買ってあげたという話があるので、学校のスペースも含めて答弁をいただきたいと思います。

それから最後に、これは出納室長でいいのだと思うのだけれども、この長瀬町の規模からすると、1億6,800万不用額が出るというのは、私はちょっと甘過ぎるのではないかなという感じがするのです。本当に全部広げてみれば、さっき健康福祉課ではなくて……で聞いていると、これはこうだ、こうだという説明もありました。だけれども、全部集めると1億6,800万、ちょっと多過ぎないかなということで、説明をいただければと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、関口議員の総務課関係についての質問にお答えいたします。3点あったかと思います。

まず初めに、防犯灯の点検でございます。関口議員も言われましたけれども、先日関口議員からも、つきっ放しというお話はいただきました。936基防犯灯があるわけですので、やはり区長さん、町民の方から、球切れ、あとはつきっ放し等、そういった連絡があって、それから総務課職員で確認に行かせてもらっています。また、行った際に自動点滅器がクモの巣とか、そういった関係で汚れているということで、軽トラの上に乗りまして水で掃除をしたりして管理をしているところでございます。

2点目の防災無線でございますが、ハウリングを起こしているということですが、ここのところ、個別受信機を昨年度、希望者または65歳以上の方に配付してから、そういったハウリングが起こっているという苦情等は寄せられておりませんでした。以前時差放送をしたときには何件かありましたけれども、ただ、関口議員のほうですと、井戸ですと例えば皆野の役場が同じ時間帯に同じラジオ体操を流している関係で、そちらが聞こえてくるのかなというような感じもしております。このラジオ体操は、コロナ禍で外出制限があったときに、体を動かすということで始めたわけでございます。制限が解除になったときに一度やめたのですが、町民から3時の時間の目安になるということもあるし、やっぱり体を動かすということで再度要望があった関係で、現在も続けているところでございます。

最後に、備蓄品の管理の関係ですが、役場で食料品については一括管理を行っております。保管場所は、3階の旧検査室と、4階から5階に上がります階段の踊り場に備蓄品を管理しているわけですが、主にパスタ、あと缶入りパン、アルファ米、ワカメとか五目、そういった6種類のアルファ米を管理して、あと飲料水と乳児用ミルクを管理しているところでございます。

以上で終わります。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の関係でございます。令和3年度につきましては、2名の地域おこし協力隊員に対して委託をしました。1人目なのですが、まず清水隊員でございます。清水隊員につきましては、令和2年10月から町の魅力発信に取り組んでいただいているところでございます。どのような活動と成果というところでございますが、清水隊員におかれましては、昨年度ラフティングと清掃活動を絡めたものを長瀬町内の子供に、その体験ツアーをプレゼントするなどの事業を行っております。清水隊員におかれましては、長瀬の象徴である荒川を軸としまして、それに環境問題を絡めて町をPRができればと考えているところで、特にやられているのは川の清掃活動等をやられているような状況でございます。

今年度の話になりますが、9月に一旦ちょっと台風の関係で延期となりましたが、明治安田生命とも協力しまして、また県とも協力して、またラフティングとリバークリーンを絡めた活動もイベントも開始するようですので、一定の成果は上げられているものだと思っております。

2人目の暮林隊員におかれましては、令和元年11月から令和4年10月まで、地元食材を生かしたお土産品の開発に取り組んでいただいたところでございます。暮林隊員の代表的なものとしめると、長瀬のカリンを使ったカレー、そのようなものを作っていただいて、お土産開発をしていただいたところでございます。暮林隊員の活動につきましては、総務省のほうでも優良事例として動画を作成していただくなど、地域に根づいた活動をしていただけているものだと思っております。

今後につきましては、今月で産業観光課の地域おこし協力隊員も含めて任期が終了する予定でございます。今後どのように地域おこし協力隊を活用していくかについては、よく中で慎重に検討しまして、今後については取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、関口議員の大規模盛土造成地のスクリーニング計画の件につきましてお答えをさせていただきます。

こちらは、令和4年度中に大規模盛土造成地と思われる町内7か所の危険性や対策の優先度を評価する計画の策定を業務委託により実施しております。この場所につきましては、大字野上下郷でカミタルク付近、それから塚越団地、それから清水屋付近、大字井戸の天神山城の下辺り、それから大字長瀬に行きまして宝登山山道の両側、それからみどりのプールの跡地、それから長生館の駐車場の反対側の荒川沿いが大規模盛土と思われる箇所として、スクリーニングの計画の策定業務で見いただきました。

その中で、策定結果といたしましては、塚越団地におきましては擁壁に変状が発生しておりまして、優先度は高いという結果で第2次のスクリーニング調査を実施すべき。そのスクリーニング調査というのはボーリングですか、そういった調査を実施すべきという計画で策定のほうには回答が来ております。

それから、天神山城の下とプールの跡地につきましては危険度はそんなに高くないということで、経過観察でいいでしょうという結果になっております。

今後につきましては、この計画策定の結果を踏まえまして、塚越団地付近をスクリーニング調査、いわゆるボーリング調査を実施することになります。令和6年度には国の補助が受けられますので、補助申請をする予定、それで令和7年度に調査を実施する予定になっております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

上水道の関係のお尋ねでございますが、水道につきましては広域のほうで対応しておりまして、漏水についても秩父広域のほうで行っていただいております。町に漏水の関係で連絡等がありました場合は、広域のほうへ連絡しまして、早急に対応していただくように依頼をしているところでございます。

また、工事等につきましても、その工程等は広域のほうで組んで行っておりますので、なるべく早くお願いしますということは、町のほうからお願いはしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、関口議員のご質問にお答えをいたします。5つあったかと思えます。

まず1つ目が、観光客のニーズに合わせた観光振興を観光税を検討しながら進めているのかというようなご質問だったかと思えます。観光税につきましては、私が税務課長だった頃です。令和元年と2年ですか、2年間にわたって検討させていただきました。その後、コロナという思いもよらない大きな出来事が起きまして、税をこれで上げて観光地としていいのかというところが一番の問題となりまして、その後の観光税についての検討はしておりません。観光税については、全国各地でいろいろ検討されていますが、やはり宿泊税、それだけが成功しておりまして、そのほかの税については取りやめたり、そういったことも起きているようでございます。ですので、今後もう一度観光税については検討したいとは思っていますが、導入については慎重に検討していきたいと考えております。

それから、2つ目の里山・平地林の管理ができていないではないかというようなご質問だったかと思えます。関口議員がおっしゃるとおり、維持管理がしっかりできている場所というのは本当に少ないです。ただ、私どもも5年間、維持管理をしていただくという協定を地主の方と結んでおりまして、毎年現地調査を行っております。写真を撮ったり、あと現地を歩いてみたり、実際に現場に行って調査を行いまして、県のほうへ書類を提出しております。行ったときに、あまりひどい場合には地権者のところに行って、維持管理をしてくれという指導を行っておりますが、なかなか動いていただける方は少ないというのが現状でございます。

この里山・平地林につきましては、今年度、今補正予算で上げさせていただいているのですが、来年度以降は、今全国的にナラ枯れの被害が多くなっておりまして、ナラ枯れ対策のほうに予算を回すという説明が県のほうから今来ておりますので、今年度の事業が最後になるということでございます。

それから3番目、有害鳥獣対策、この範囲をもう少し広げてほしいというようなご質問だったかと思えます。現在も、先ほど畑の被害でなければ対応しないというようなお言葉いただきましたけれども、そのようなことはございませんので、役場のほうに電話をした際には、すぐに担当者が現場に向かいまして、畑でない場合には町民課の職員も同行していただいて、2名体制で現場のほうに向かっております。そこで鳥獣害がいた場合には、すぐに猟友会のほうに連絡をして対応するようにしております。ただ、私の敷地の中で動物が死んでいるという、そういう連絡を受けた場合には、私どもも少しご自分で対処してくださいというお答えはしている場合がございます。

それと、4つ目のモニユメントの撤去作業の工程ですか、モニユメントにつきましては、これから紅葉の時期になりますので、月の石もみじ公園のライトアップ、これが終了して観光客が少なくなる12月には工事会社を決めまして、作業に取りかかりたいと思っています。終わりの時期につきましても、2月から3月の上旬ぐらいまでには、春の観光シーズン前には撤去作業を終了して、春の観光シーズンに向けて準

備を進めたいと思っております。

それと、あと地域おこし協力隊ですか、こちらの活動実績ということでございます。観光課のほうでお願いしておりますのは、北崎史子氏でございます。この方には、先ほど企財課長からも話ありましたが、令和2年の10月1日からお願いをしております、今年の9月30日で契約の期間が切れます。

令和4年度の主な活動といたしましては、長瀬町への定住に向けてのコミュニティーの形成や、商品開発と販売できる場所づくりを主軸として活動を行いました。販売する場所につきましては、固定の店舗でなく柔軟な対応のできる移動式のキッチンカーを選択し、製作に向けて準備を進めました。コミュニティーの形成については、主に地域観光ラボの運営に尽くされ、交流会への参加や企画に16回、町内外活動協力等に32回出席して交流を深めるとともに、共同して商品開発を行っておりまして、長瀬クラフトポテトチップス、それから長瀬クラフトビールの販売を行いました。また、地元の農家ともつながりを深め、協力をいただきながら開発した長瀬フルーツソーダ、それから長瀬土産のマフィン、それと長瀬クッキーの販売についても開始いたしました。活動としては以上でございます。

産業観光課からは以上でございます。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） それでは、関口議員のご質問にお答えしたいと思います。健康こども課関係では2点あったと思います。

まずは大腸がん検診についてでございますが、受けやすい検診にしていっていただきたいというお話があったかと思います。大腸がん検診、昨日、本日と今行っているところでございます。お話があったように、検体をまず役場のほうに取りに来ていただいて、その後、保健センターのほうにまた検診の当日に持っていただくということで、2回来所していただく受診の方法になっております。受けたい方も、遠慮してしまう方もいらっしゃるということでした。今がん検診については、受診率が大変低いということで、受診率の向上を目指しましょうということで国のほうから、県のほうから、医師会のほうからお話があるところでございます。まず、受けやすいためにどのようにしていったらということは、担当のほうとも話をしているところでございます。まず、検体を取りに来ていただくのは、必ずご本人ではなくて、ご家族の方でも可能でございます。もしご近所の方で、その方の通知等をお預かりしていただければ、ご近所の方が検体を取りに来ていただくことは可能ですので、もし車等の足のない方がいた場合には、そういう方法も可能でございます。

受診、検体を持ってきていただく当日につきましても、今あるケースとしましては、ご家族の方が持ってきていただいて、問診の聞き取りがあるので、ご本人のお通じの状態ですとか、現在の今の体調について把握している方が検体を持ってきていただければ、その問診票を記入していただいて検体を提出していただくということで受診はできるという形になっております。ですが、それだけではなかなか、これから高齢者の方皆さんが受診するためには足りない部分もあるかと思いますので、このご意見を受けまして、また受けやすい検診については検討してまいりたいと考えております。

続きまして、健康マイレージの事業についてでございますが、これは3月終了ということになりまして、大変残念には思っております。関口議員におかれましても、歩数は県内でも上位にあるということはこちらも把握しておりまして、この事業を終了するということは、とても残念なことではあるのですが、この後も健康アプリのほうは、新たなものはまたご紹介していきたいと考えております。

現在の歩数計の配布の状況について、ちょっとお話ししたいと思うのですが、行政報告書の61ペ

ージを御覧ください。(4)のコバトン健康マイレージ事業、これは令和元年から、平成31年からになりますけれども、県のほうの事業に参加をしております。累計で、歩数計は387名の方にお渡ししていただき、アプリの参加の方は73人になっています。この内訳といたしますと、国民健康保険の方が187人、後期高齢者の方が137人、その他社会保険の方63人、合計387人の方に、今まで歩数計のほうをお渡ししています。

歩数計については、お渡しした後は自己管理になっておりますので、この後、例えば洗濯してしまっちょっと駄目にしてしまったという場合にも、自己管理なので、そこは申し訳ございませんということでお話をさせていただいています。渡した人が全く分からないのかということでございますが、こちらはお渡しした方は分かる状況ではありますが、そういう方たちに向けての、またその後の状況の確認ですとか、継続のための支援などは現在のところ行ってはいません。

次に、マイレージの関係、支出の状況ということでしたけれども、決算書の何か所かに健康マイレージのものが載っています。まず、後期高齢者の方と社会保険の方に歩数計を購入している分については決算書の77ページになりますが、77ページの需用費の消耗品のところで社会保険の方、後期高齢者の方の歩数計を購入しています。国保の方の分については決算書137ページになりますけれども、137ページの下段の健康マイレージ事業費の需用費の消耗品費、この5万160円が国保の方の分の歩数計の購入の費用になっております。

以上でございます。

○議長(岩田 務君) 教育長。

○教育長(井深道子君) 関口議員のご質問にお答えいたします。

いじめにつきましては、あってはならないことであります。絶対に許さないという強い決意の下、いじめを起こさない風土を大切にしていくように、私どもはそう考え捉えております。特にいじめの未然防止や早期発見、早期対応の取組を各校長会、教頭会ともに毎月のように指示をしているところでございます。教育委員会には、各学期、必ずいじめ、暴力行為等につきましては報告を受けております。

現在いじめの定義は、いじめを受けた子供が心身ともに苦痛を感じているものとされておりまして、以前よりはかなり数値は高くなっております。小学校でも50件近く報告がされております。第一小学校、第二小学校を合わせました数ですが、第二小学校のほうはやはり人数も少ないので、数的には少ない数となっております。中学校のほうも、むしろ小学校よりもやや数としては少なくなっているのが実態でございます。このような数は報告されておりますので、各学校には、校長会、教頭、特に校長にはいじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒等を最後まで守り抜くことを必ずお願いしています。そして、いじめに対しては担任一人ではなく必ず組織的に取り組むこと、そして再発防止、特にごめんなさいをお互いに言えた後の状況を必ずよく見取るように、つい9月にも、教頭会が先にございましたので、各教頭に指示をしたところでございます。

また、相談窓口についても分かりやすく、なるべく数多く学校だより等にでもお知らせしていただいたり、教育委員会の相談窓口もございますので、何かこちらの学校に言いにくい場合には、こちらのほうにご相談いただけるようにもお話をしております。

次に、各学校の人権教育につきましてですが、各学校3校とも人権教育には力を入れて取り組んでおります。昨年度は、3校とも人権教育につきましての発表をしていただきました。皆野のセンターでみんなの前で発表していただき、指導者の方からもよい評価を得ております。それが実際に今後も進められてい

くよう、その場限りではないように、きちんとこちらとしてもお話をしているところでございます。

また、本年度、長瀬第一小学校では統合を来年度に控えまして、人権教育について学校全体で研究主題にして取り組んでいこうとして今進めております。細かいところについては、今一生懸命取り組んでいるところですが、やはり豊かな心、そして思いやりのある心、そういった面も大事にし、来年統合を控え第二小学校のお友達と今度は1つの学校として、子供たちが豊かに成長できるように考えているところでございます。

最後に、水筒を置くスペースの問題でございますが、現在の学校が建てられた時点には、多分水筒を持っていくというようなことの考えが及ばなかった建築でございました。私も各学校でいる中で、水筒を持ってこさせる中で、置く場所というところは非常に難儀をしたものでございます。多分どちらの学校でもロッカーの上に置いておくのですが、ロッカーの上では置き切らない場合もございますし、置き方によっては落ちてしまったりすることもあるかと思います。または、すぐに飲みたい場合等もございますので、机の横に置いておいたり、机の横にかけておいたりするために、落ちやすくなることなども考えられますので、またそういった面も含めまして、校長会がございまして、各学校でよく検討できるように、また子供たちにそういうことが起きないようなお話をさせていただいて、事故が起きないように進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（朽原秀樹君） それでは、関口議員の不用額が多いのではないかとというご質問にお答えさせていただきます。

決算書の9ページ、10ページを御覧いただきたいと思います。令和4年度の不用額になりますが、1億6,814万3,030円ということで、令和3年度が1億1,024万2,187円ですので、5,790万843円増加となっておりますが、この不用額につきましては、予算現額から支出済額を引いて、さらに翌年度繰越額を引いたものが不用額というふうに算出されております。予算現額におきましては、どうしても減額できない予算というものもありまして、例えば前年度からの繰越額につきましては予算は減額できないこともありますし、また支出におきまして、出納整理期間、5月31日まで支出するものにつきましては、3月の議会ではどうしても減額できない事業もございまして、そこで予算現額がどうしても減額できないものもございまして。

そこで、支出済額のほうなのですけれども、実際に支払った金額ですので、そこで差額が大きく生じるという、それで不用額が出てしまうということもあろうかと思います。支出済額におきましては、職員も鋭意努力して経費節減に努めておりますので、そこら辺の不用額につきましては、不用額が多いから悪いということではなくて、不用額が多かったから一部よかったということも考えられますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番、関口雅敬君。

○7 番（関口雅敬君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、総務課に再質問をいたします。防犯灯の点検の件で、各区長さんが見るとかなんとかという答弁をいただきました。自分もいろいろ、自分ちの周りがあるやつは私が見ていますけれども、まだあちらこちらで防犯灯が一日中ついているなどと思われる場もあります。電気代の無駄になると思うので、総務課長には、私が自分ちのところについているやつは話をしました。あと、町民の方から言われた場所は町にバトンタッチしているので、町でその点検方法を変えないと、あれ一日中つきっ放しで、いろんな行政区の区長が見ているかどうか点検したほうがいいです。それをもう一度聞きます。

行政無線についても、反射はしないって言い切っています。うるさいと、まだあっちでこっちで聞こえてしまうという人もいますので、一概にそういうのではないと言わないように、もう一度点検をしたほうがいいと思います。ラジオ体操についても、総務課長はやったほうが良いと言う人がいたからやっているという答弁ですが、私が広報紙を配って意見聞いていると、もうラジオ体操はいいよね、あれは50周年記念でやったのだからという人もいますから、もう一度しっかりこの検証をしたほうがいいと思います。

それから、災害時の備蓄品の管理について、私は分散備蓄がいいという話で、備蓄品みんなが心配していますからこの質問をしたところ、乾パンが幾つ、そういうのも細かく広報なり何だりで発表をして、今の体制で大丈夫かどうか、本当に災害が起こったときにこの備蓄品、誰が鍵を開けて持ち出すのか。私、準備できていると思っていないのです。今まで台風19号ですか、あれが来るときに、前の日に予想はできているから避難所開設も前の日にやった。当日になって避難所をつくったケース、私が見ていて今までも一回もありません。だから、この備蓄品管理ももう一度検証したほうがいいということで、再質問をいたします。

それから、企画財政課の地域おこし協力隊の委託事業、PRが不足しているのではないかと、いろんな方から私も意見聞いて、地域おこし協力隊、同じように私も知らない、町民の方もよく分からないというので、このPR不足、もっとPRをして、期限が来たらその後どうするのだ、いるのか、また帰ってしまうのか、そういうのも皆さん心配していますので、もう一度お願いいたします。

それから、74ページの上水道の仮修理の問題、これは町民の方から困って私のところに連絡が来て、私が町民課に取り次いでやった結果、答弁は建設課長が答弁をしていますけれども、仮舗装のまんま何年も放っておかれたのでは困るのです。仮舗装だけしておきますよといって帰ったまんま、もう2年、3年たっていて、今年はここがはねているのだから仮修理をした僅か2メートル先に、もう今年は水道管がはねていました。町内でも、水道管が結構はねている場、私も見えています。そういうことからして、役場に取り次いだのだけれども、これしっかり上水道は秩父の広域にやってもらうのであればやってもらうで結構ですけれども、町民の方が不自由しないように。ある方は、塀に水がどさっと流れていて、仮修理をしてもらったのだけれども、その塀はそのままだと。もう3年もたって、例えば本修理しますといっても、この塀は関係ありませんというようになると思うのです。その水道の工事の仕方、お聞きをします。

それから、健康こども課ですか、大腸がん検診の問題、検討してくれるような話だったのだけれども、結論は本人が家族や知り合いに頼んで、2回往復するという事で受診になる。これは本当に考えないと、これから老人がどんどん増えていって、検査しなくなりますよ、みんな。課長、昨日マイナンバーカードの話で、町民課はマイナンバーカードを作るために、カメラを持って年寄りのうちに出向いて写真撮って

きて、出来上がったらまた届けるような話ししていました。同じようにできるような気がするので、もう一度この大腸がんのキットですか、この受け取り方法をお答えをお願いしたいと思います。

健康マイレージについては、その歩数計の管理、よく分かります。歩数計を、例えば決まって、議会でこういうのを何個買いますとって事業をスタートするときに、まずここで情報を知った議員が、先に窓口に行って申し込んで議員が先に手に入れる、このやり方を私は変えていただきたい。隣の方はそうではないって言っていますけれども、インサイダー取引に当たります。ここで情報を聞いて、すぐ窓口行って申し込んでおいて歩数計を借りているのですか、やっている。そういうのではなく、本当に使ったほうが良いような住民を皆さんがピックアップして、それを使っていただいて健康管理につなげていただく。3月になったら、埼玉県のように健康マイレージ、こんなのいいやとってやらないかもしれませんけれども、引き続きもしやるようだったら、そういう検討をお願いいたします。

それから、観光課にお聞きをいたします。里山・平地林事業、これ検証していて、5年間管理をしたというのがないような答弁だったと思います。やっぱり始めるときには地権者も約束して、きれいにしたら、もうそのまんま地権者は手を出さない、多分そういうやり取りなのだと思うのです。うちが関係しているところも、里山・平地林でやったのを今みんな土地の隣接した家庭の人が、自分ちでもないのに急傾斜地の山をロープを使って、救助用のロープかけたりしながら草刈り機で刈っている姿、私も見ていますから、もう一度この里山・平地林事業やるときに厳しく審査をして、埼玉県からお金来るからといったって、その埼玉県のお金、我々の税金ですから、ぜひ課長、お願いいたします。

有害鳥獣対策は、農産物関係者以外でも、あればやってくれるということだったので、特に私が意見を聞くのが総合グラウンド、あの下辺りの関係者、かなり悲鳴を上げていますので、少しアンテナを張り巡らせてこういう対策を手助けしてやってください。

モニュメントについても分かりました。観光客が少なくなってからやるということです。観光課には、企画財政と同じように地域おこし協力隊の期限が切れた後に、そのままいなくなってしまうのか、居着くのか、居着いてもらうためにこういうのをやるのだろうかから、そのところの検証をもう一度教えていただきたいと思います。

それから、盛土の7か所、私盛土というから、今問題になっている勝手に泥を埋めてしまった盛土のイメージがあったのだけれども、そうではなく急傾斜地の縮小版みたいなのだと思うのです。これも危ないようなら、第二小学校の裏の沢は本当に何年も前から騒いでいるので、危険なところはやってもらえるということなので、しっかり対処してください。

最後には、教育委員会のいじめ問題、私がなぜこういういじめ問題を取り上げるかといいますと、実は僕が小さい頃よくいじめられました、みんなに。僕、僕と言うのは、この町でも俺だけだから。僕もいじめられた経験があるので、今の子供たちに、そういう小さいいじめから大きないじめになっていけないように、先ほどの答弁でも本当に涙が出るようでした。僕が小さいときに井深教育長が秩父の教育長であって助けてもらえれば、こういう僕ではなく育ったのだらうと思われるようなので、今の子供を本当に助けてやってください。

ではもう一度、これで質問が終わるように、ぜひ皆さん気を利かせて、大した質問ではないけれども、いい答えをお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 関口議員に申し上げます。決算認定の質疑は、議案に対する自己の意見や提案、見解を述べる時間ではございません。あくまでも疑義をたずねる時間でありますので、ご了承ください。

それと、先ほどの水道の関係の質問が、町の町民課の所管ではなくて広域のほうの関係になるので、お答えがちょっとできかねるということですが、よろしいですか。

○7番（関口雅敬君） 議長、水道管がはねて役場に言ったときに、町民課は見に行っているのだよ。

〔何事か言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時14分

再開 午後1時17分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、関口議員の質問にお答えします。

まず、防犯灯でございますが、こちらのほうは先ほども答弁しましたけれども、区長さん、あとは町民の方から連絡があった場合に確認させてもらっています。やっぱり今のLEDの防犯灯は自動点滅器と一体型ですので、まず先ほども言いましたけれども、点滅器のところを掃除しまして、それでもつきっ放しですと交換になります。

電気料のことなのですが、裏話というか、一日中つきっ放しでも定額ですので、金額は今現在は電気料が上がって10ワットですと206円です。令和4年ですと190円台だったと思います。町民の方が見れば、つきっ放しで電気料がもったいないというのは分かるのですけれども、裏話で、定額で一日ついていても電気料金は同じとなっています。これからも連絡がありましたら、総務課のほうで点検して随時対応したいと思っています。

続いて、無線なのですが、ハウリングがないとは私は言っていないくて、時差放送を終了した後に、その前はやっぱり何件か町民の方から、時差放送していました関係であったのですけれども、その時差放送をやめてからは、総務課のほうにはそういった苦情等はありません。あと、やっぱり山に囲まれていますので、山びこ現象でそういった跳ね返ってくるというのがあるかと思っています。

あと、ラジオ体操なのですが、やはりうちの役場のほうには、ラジオ体操は体を動かすということで非常にいいことだということの意見が多くて、あと外仕事をしている人が、やっぱり3時の時間の目安になるということですので、こちらのほうは健康こども課のほうと相談しながら、その辺はまた対処したいと思っています。

最後に、備蓄品の関係なのですが、関口さんが言っているのは、考えられるのは急な地震だと思えますけれども、保管場所の問題がございまして、やっぱり食料品ですので、役場の3階、4階から5階にかけて、浸水等で備蓄品がつかってしまうと使い物にならなくなってしまいますので、そういった保管場所の関係もありまして、前から言っていますけれども、役場で一括管理をさせていただいております。今後もしそのようにしたいと思えますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊のPRについてでございますが、今現在活動している方については、月替わりで広報紙で載せております。また、今後ホームページで、その活動内容を載せられるよう調整させていただければと思っております。

また、任期後どうなのかというところなのですが、まず1人目の暮林隊員につきましては、昨年度10月で活動が終了したのですが、現在でも長瀬町で暮らしております。また、清水隊員におかれましても、今後も長瀬町で定住していく予定となっております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（福島俊晴君） それでは、上水道の漏水関係でございますけれども、お答えさせていただきます。

漏水関係で先ほど説明させていただきましたが、町に連絡をいただいた場合につきましては、上水道事業、現在は秩父広域で行っておりますが、そういったことを説明しました上で、それでは広域へ直接連絡しますという方と、町が聞き取りをした上で広域へ内容を説明する場合がございます。町がお取次ぎをする場合につきましては、職員が現地を確認しました上で広域のほうへ連絡を行っております。

漏水の対応につきましては、広域の考え方があるかと思いますが、1か所漏水が発生しますと、また近くで漏水が起こる可能性があるかと存じます。すぐに本舗装のほうをした場合は、またそれを剥がすといったことも考えられますので、その本舗装するタイミングにつきましては、広域のほうで考え方、基準等があるかと思いますが、そのタイミングについてはちょっとこちらのほうでは承知をしておりませんが、舗装の傷みがひどい場合、そういった場合につきましては、町のほうから広域のほうに連絡をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 関口議員の再質問にお答えをいたします。

まず、大腸がんの検診の受診方法でございますが、お話ししていただいたように、町民課のマイナンバーの例をご提示いただきましたので、そういったことを考慮しながら、また来年度に向けて考えていきたいと思っております。

歩数計につきましては、歩数計の配布日は広報、または広報に載らない場合には回覧で歩数計の開始の配布日についてはご案内をしております。来ていただいた方順に配布をしている状況でございます。まだ令和5年度分の残りの台数がございますので、この後につきましては、またこの後の健康づくりの事業やモリモリ体操のときなどに、もらいたかったけれども、まだもらっていない方がいるとか、欲しい方についてのご要望を聞きながら、3月までは実施をしておりますので、配布のほうしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

まず1つ目が、里山・平地林の検証をもっと厳しくということでございますので、実は里山・平地林につきましては、令和2年から河川敷の竹林を中心に整備を行っておりますので、竹林に関しましては、2年も放っておけば元よりもひどいような状況になることが考えられますので、そうした意味からも厳しく検証のほうさせていただきたいと思っております。

それから、総合グラウンドの下のところでは有害鳥獣がかなり出ているというお話でございますが、有害鳥獣の捕獲につきましては、区長さんを通じて捕獲要望書を産業観光課のほうにお出しいただければすぐに対応いたしますので、その旨対象者の住民の方にお話しいただければありがたいです。よろしくお願いします。

それから、地域おこし協力隊が今後長瀬に住むのかというようなお話でございますが、地域おこし協力隊を対象に、町への定住及び地域の活性化を図ることを目的に補助金がございます、それを北崎氏も昨年いただきまして、キッチンカーのほうを準備させていただいております。その100万円でキッチンカーを造って、これから町外のほうへも長瀬のPRに出かけたいということで張り切っておりますので、定住のほうも大丈夫かと思います。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

盛土の関係なのですが、盛土の定義といたしましては、宅地造成をしたところに関しましてのスクリーニングということでうちのほうは捉えておりまして、一応急傾斜地のほうに関しましては、今回のところには入っておりません。

阪神・淡路大震災ですとか東日本大震災後に、その地震によって造成地の部分が地滑り等を起こしている箇所が目立つということがありましたので、国、県のほうで補助を出していただいて、その場所を何とかしてくださいということで事業のほうが展開されておりますので、今回のスクリーニング調査に関しましては、その宅地造成地と思われる部分を7か所やらせていただいたということになっております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

いじめにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、いじめは絶対に許さないという強い意思を持ち、いじめられている子を最後まで守り抜くこと、そして担任任せにせず学校全体で取り組むこと、さらに子供たちの様子をよく見、ささいなことにも気をつけ、いじめの未然防止や万が一いじめが起きた場合には丁寧な対応につきまして、改めてまた学校、学校長、それから教頭のほうにも継続して指導してまいりますと存じます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 大体分かってきました。再々質問は、総務課の行政無線は分かりました。ラジオ体操についても、後でよく検証をしていただく。うるさいという人もいれば、やってほしいというのもあるから、総務課でしっかり検証をし、皆さんのいいようにやっていただくということで。

防犯灯については、電気が一日中ついていても定額料金だから、電気代、町は関係ないと。これこの話といたって、ここの話が一番大事で、長瀬町の最高会議なのだから。ここでそういう発言すると、今一般住民は電気代が高くて、エアコンあと1時間少なくするか、そういう方かなりいるのだと思います、電気代が高くなっているから。やっぱりこういうのを言われたら、しっかり町民の方、あるいは区長からって言われる、私だって返せば町民ですから、総務課長に自分ちのところの横断歩道のところにつけてもらったから、それは毎朝毎晩見ているから通報しているのであって、つきっ放しです。町は、電気代がか

からないで定額だからいいのではなくて、やっぱり町中それだけの箇所をつけたのであれば、しっかり全灯検査しないと、昼間は分かりませんよ、あれはついているかついていないか。しっかりそれ検証してください。町でそういう発言すると本当によくない発言なので、しっかりお願いします。

備蓄品についても、隣町でも何でも備蓄品の倉庫、あちこちに置いてあります。本当に困らないように、想定外が起きないように、ひとつよろしく願いをいたします。

最後に、町長に水道管の話で一言だけコメントをもらいましょう。町民課がこういう答弁してきました。問題のスタートの地点は、3年前に起こった漏水、仮舗装のまんま置いてある。それが、今度二、三メートル離れた場所が漏れ始めた。そこで、住民の方がSOSを出したと、その水道の話は広域だって言えば、広域に持っていけば広域は3年前の話では受け付けられないでしょう。3年前といたら、やっぱり皆野・長瀬水道企業団です。だから町長、そういう3年前のところであっても、本当にその民家のうちのブロック塀に水が流れたのです。その塀はもう関係なしになってしまう、ぐずぐずでも。もう水は止まっているのだから。だから町長、そういう助けやるのに、仮舗装をして何年も放っておくのではなく、道路がどうかこうかって言ったけれども、水が吹き出てしまって仮舗装で押さえてあるのであれば、ある程度の期間でそこはやっぱり直していかないと、水漏れした周りのうち、乾いてしまえば終わりがいってなってしまう。町長、最後に、3年前に起こったことから次のがまた吹き出たから問題になっているのであって、町民課長も答弁が大変だろうから、町長から町民の方を助けるコメントをお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 関口議員、議案に対する質疑とは異なっておりますので、仮に町長がお答えするのであれば許可いたしますが、よろしいですか。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 水道のことに关しまして、私のほうにというお話でございます。

課長のほうから先ほど答弁していただいたとおりでございますけれども、3年前の本復旧をされていなかったということ、これが一番の関口議員のお話をしたいところなのかなという思いの中で、ここに立たせていただいたわけでございます。

3年前であっても、全ての財産を広域のほうに引き継いだわけでございますので、これは広域のほうでやっていただかなければならない事業だと私は思っております。また、広域のほうにその旨を伝えまして、どういうことになるか分かりませんが、ぜひ広域のほうで対応していただくようにお話をさせていただきたいと思っております。

今、実は水道管が大分古くなってもろくなっているものですから、あちらこちらでともかく水道管が破裂したという報告が来ているわけでございます。これからまたそうした案件が出てくるかもしれませんけれども、いずれにいたしましても、町でやる所と広域でやる所、そのところのすみ分けはできているわけでございますので、今回の件に関しては、お話を聞く限りでは広域のほうでやっていただくことになるのかなと思いますので、こちらからもまた、そちらの働きかけをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、量が多いので、なるべく簡単にしたいと思います。

まず全体的なところで、補助金について、かなり補助金の総額が多いのですが、補助金を地方公共団体が支出するに当たっては、規則、要綱等、規定を作成し手続を明確にすることによって、公金の支出の適

正化を図るべきという文言があります。いろいろ補助金出ているから細かいところは言わないのだけれども、要するにこの補助金支出に関する規則と要綱というのはどのようになっているのかと、またはない、それでも結構です。

続きまして、今度はページで行きます。51ページに、P F I 可能性調査業務委託料275万円というのがあります。51ページです。これは、多分町のボルトネット、住居や仕事や新たな観光コンテンツを開発するというようなことだと思うのです。この町で住居、仕事といっても、何かどうにもならないような気がするのです、これまた観光への予算になっているのではないかなと、これは憶測なのですけども、これどういうものなのかと。

それから、53ページ、ブランディング支援業務委託料329万7,800円、これは多分緑の村のところかなという想定しているのですけれども、町ではお金出さないというわけだったように私は受け止めているので、これ業者が何かやったら、そこから町にまた戻すのかどうかということ。

それから、ちょっと51ページにまた難しいのがあったので、スカウトというのが出ています。これスカウト、別名S M O U T（スマウト）とも言えることらしいのですけれども、これ66万円です。これは、移住したい人と地域を結ぶマッチングサービスで地域活性化を云々とかいうことらしいのです。これ日本の中で、750を超える自治体が移住関連の情報をされているものだと。そんな細かい話はいいと思うのですけれども、では令和3年度までJ T Bに移住政策委託していましたよね。それが載っていないので、今度はそっちへ入れ替わったのか、それともJ T Bがこれでやっているのかどうかということです。あまり移住の効果が現れていないような気がするのですが、自分の意見はなしということなので。

あと63ページ、これはほかにも共通するのだけれども、1つだけ挙げて、第9期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査業務委託料135万3,000円。ほかにもこういうのが、何か計画立てると必ず調査のアンケート業者委託というのが出てくるのですけれども、こんなことしなくてもいいのではないかなと、これは余分なのではない、これは意見になってしまいますけれども、これなければならないのかどうかということについて、ほかの課もあるので、代表してここで答えてもらいたいと思います。

それから、行政報告書にもあるのですが、特定障害者特別給付費というのが 있습니다。この特定障害者というのはこれでいいのでしょうか、身体障害者手帳1級、2級を保持している人、療育手帳㊤、Aを保有している人、精神障害者保健福祉手帳1級を保持されている方、並びに重度の知的障害者の方で、これが229件ということは、229人長瀬町にいらっしゃるということなのかどうか、そこについて。

このところ、障害者についてはたくさんあるので、いっぱいあった中でこれが7人とか、これが10人とかあるのですが、1つだけ、放課後デイサービスというのがあります。放課後デイサービス、これ行政報告書だと41ページです。放課後デイサービスに10人行っていると、トータル1,382日と、これが額が1,435万204円なのです。1,000万を超えていると。そうすると、1人当たりいくと約100万円なのです。放課後デイサービス、私は非常にいいことだと思います。いいことやっているのですが、これ多分委託しているのだと思うのですが、結構お金がかかっているなと。1,000万ぐらいかかっているということは、これは仕方ない、やるなとかいうのではなくて、これだけかかるのかなということ、これぜひやったほうがいいということですけども、もっとかかってもやってもいいと思うのですが、理由はちょっと。

それから、障害者とか扶助費はよして、これページがちょっと私打っていなかったの、意志疎通支援ということで、視聴覚障害者に対して手話通訳者派遣というのがあるのですが、56万4,000円なのです。こういうのは、当然何か講演会とかあったとき手話通訳の方が入るのだと思うのですが、何回程度派遣さ

れてきているのかということが分かれば。

あと、行政報告書になるのですが、これクールオアシスは、役場とふれ愛ベースと公民館で利用していただいているということで行政報告書に書いているのですが、果たしてそのクールオアシスの機能をちゃんと果たしているのかどうか。例えばクールオアシス、今年みたいな暑いときなので、ふれ愛ベースに行って、あそこはエアコンがついているから、7月、8月で100人来ましたよとか、中央公民館のフロアでは暑くてしょうがないから、どこかエアコンの効いたところを借りてと、役場のエアコンが効くところで休んでと、そういう実績人数というのが取れているのかどうか。

あと65ページ、福祉タクシーの利用助成なのですが、7万4,520円で104人、これは延べ人数だと思うのです。かなり少ないなと。長瀬町では、これ高齢化が進むと公共交通整備は今のところなしで、お助けとシルバーさんでもやっているのかな、こんなふうなことでやっていくのだと思うのですが、この福祉タクシーの利用のほうは、本当にみんなが分かっている活用しているのかなということが、重度障害のある方とかいうようになっていたような気がするのですが、ちょっともっとたくさん利用してもらってと、こういうお金ならもっと額を多くすべきということですか。

あと同じページだと思うのですが、新婚生活支援事業、これ3世帯で、該当は、要するに外から来た人でなければいけないのか、それとも町内に住んでいて、それで結婚するというのもいいのかどうか、ここが分からないので、ちょっと町内も含めていけるとすると3世帯では少ないような気がするのですが、結婚した人3組しかいないのかなという、そういう感じを持ってしまうのですが、結婚してももらわない人がいるとかいうと、これちょっと不公平になるので、そのことについて。

あと79ページ、これは不妊について3つあるのですが、1人、1人、2人ということで、これダブっているか分からないのですが、4人と見ていいか分からないので、4件とします。これも少子化対策にとって、町では重要な課題ではないかと思います。この不妊ということの解消について、ちょっと1回広報で私見しました。広報に載っていました。だけれども、これ少子高齢化の少子化をなるべく止めたいという町の重要施策にしてはあまりにも人数が少ないので、不妊で悩んでいる人もいると思うので、もう少し拡充できなかったのかと。

あと、今度は81ページ、新規就農者支援事業補助金とかばあつとあるのですが、これ農業経営改善計画出すとか云々はありますけれども、先ほど町長が答えた全町観光地で、矢那瀬にもブルーベリーを摘み取るところができましたよというふうなことを先ほど言われたのです。多分この100万円は、そこに行っているのではないかなと私は思うのですが、これ認定農業者の方なのですか。あと、規模拡大というのでお一人の2件ということなのですが、これ農業振興にちょっとつながるのか分からないのですが、とにかく認定農業者になっているのかどうか。

あと、現在の長瀬町の農業認定者は、行政報告書と前回の6月議会で答えていただいた答弁と違うのです。行政報告書は26人となっています。6月議会では、課長のほうで31名というお話だったので、実際どっちが正確なのだろうと。

次、宝登山神社の周辺の維持管理業務委託料なのですが、ここは緑の村、コスモショア跡地ですか、土地を返却したということで非常に土地代が、借受代が安くなっているのです。177万7,542円だったのが13万9,000円になったと、これは分かるのです。ところが、ここら辺の維持管理業務が増えていると、167万幾らから180万になっていると。あれ、土地が少なくなったのに何で増えているのだろうと、ちょっと不思議に思いますので、そのことについて。

あと、この熊高の森づくりとか埼玉りそな銀行とか日本旅行業協会というふうな森林づくり協定ができているようですが、これについては歳入のほうにはどこにも入っていないので、この歳入には入っていない、支出にも入っていないのかなと。そうすると、何でそれがこの行政報告書なんかに出ているのだろうと。町のお金に関与していないのに、何でここに入っているのだろうという疑問を持ちますので、これはどうなっているのかということ。

あとは、かぶりますが、一言だけ。里山・平地林整備事業については、竹を中心にやっているというふうな課長の答弁で、そのとおりやっているとします。だけれども、自分の住んでいるところの近辺迎いだと、ちっともそれが回ってきていないし、これちゃんと募集してやっているのかどうか、それともある程度、県の事業ですから、県と今度はここをやろうというようなことで暫定的に決めてやってしまっているのかなというところがちょっと、まあ今年で終わりですけども。

それから、85ページ、18節小規模事業指導費補助金、これ例年言っているのですが、500万円商工会にやっているということなのですが、これは商工会にやっているのですが、商工業者の経営改善の指導事業と各種融資の取扱いとなっているのですが、実際に事業者には行っていないのかどうか、この500万円。商工会にそっくり行ってしまうている、商工会の費用になってしまっている、何か商工会の委託料とはまた別にこれ行っているのかなと。これちょっと納得できないところがあります。

あとは、85ページ、観光アドバイザーの業務委託料、これについては着地型旅行の仕組みづくりということなのですが、多分今年か来年で終わりだと思うのですが、はっきりして、私は観光に携わっていない、業者でないのだからわからないのですが、本当にどう進んでいるのだと、年間これだけのお金を3年間出して、これが長瀬町の観光にとって多分プラスになるのだと思うけれども、ちょっとそこわからないので。

あと、長瀬駅前のモニュメントについて先ほど出ましたが、除却工事設計業務委託料が206万8,000円なのです。これが本年度、令和5年度の除却費用というとな1,054万1,000円なのです。そうすると、この設計業務委託料が19.6%なのです。多くないですか、普通今まで見てみると15%程度までだったと思うのです。これによって特に多い。

それから、申し訳ないのですが、以前、大分前になりましたが、私がモニュメント、あれは何か観光看板を作るか撤去したほうがいいのかというふうな質問をしたときに、町長は、あれは1億円かかるのでとてもできませんという答弁だったのです。私もそのとき、ちょっとそういうプロの方に見てもらったら、2,000万円程度だろうと言われたのですが、こんなに安くできるのだけれども、これだけやるのでしょうけれども、どういういきさつなのかなと、そのことについて。

あと、たくさんあって申し訳ないですが、観光協会の指定管理390万円出していますが、それを上回る補助金を毎年500万円出していると。これが有効に使われているのかどうか。特に桜の管理については90万円だと。桜の管理だけなのか、それともほかを含んでいるのかどうか。南北桜通りと通り抜けの桜と井戸のところ、桜だけだとして90万円かかっているのかなってちょっと疑問に思いますので。

あとは、今度は89ページ、町道の除草作業で133万8,000円と、それからその下に道路愛護保全管理業務委託料って170万円あるのです。これちょっと2つの違いがわからない、道路愛護保全管理ってどこに委託しているのだろうと。それから、町道除草については、多分榎峠とか葉原とかいろいろあると思うのですが、そういうところも除草しているようですが、差し当たって通学路近辺を優先にしてやっているかどうか、できればそれがいいのではないかなと。

あと、同じく89ページ、交通安全施設整備工事が185万3,500円と、予算は81万2,000円だったのです。100万

円オーバーしたのですが、どうしてこんなに、どこをどういうふうにしたのだろうと。

次、91ページ、住宅管理費の12節委託料ですが、蔵宮、根岸、塚越、袋、合計で多分84戸だと思うのです、部屋数にすると。現在入戸がどのくらいになっているのかということをお聞きます。

あと、93ページなのですが、公園管理費の地区公園除草等云々というのが138万9,416円なのです。ところが、行政報告書の中では135万5,000円となっているのです。3万4,416円の誤差が出ています。これは、何で同じことが違うのだろうと、どこかあるのだと思うのですが。

あと、95ページに1個、矢那瀬の消防署の詰所とコミュニティセンターですか、あそこの土地購入費があります。現在の長瀬町の土地の公示価格、令和4年度1平米1万9,020円。幾つかポイント点があって、矢那瀬はないのです。同じような岩田を見たら1万800円です。これ平米は全体でどのくらいあるのか、そうすると概算1平米幾らが出ます。そこのことをお願いします。

あと97ページ、いじめについて。これは昨年も言いましたが、教育長替わりましたけれども、いじめ問題対策連絡協議会委員報酬とありますが、これ何回開催したのか。これ1回しか去年やっていないって、それでは少ないではないかと、いじめは、小さいいじめでも発生していると、もっとやらなければいけないのではないですかと。

あと、いじめ問題専門委員会があると、これはいじめの重大事件についてと、多分そのように勘違いしていると思うのです。これはいじめの一部であって、私も調べたのですが、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づいて云々ということが書いてあります。これ重大事態でなくても、いじめが発生した場合にということはあるのですが、多分このいじめ問題専門委員会開いていないと思うのです。だから、連絡協議会を何回、例えば昨年1回では少ないのではないかと、いじめに対しての教育委員会の取組が甘いのではないかなと。先ほども件数言っていただきましたけれども、その件数からいくと。

あとは、国民健康保険のほうで、保険給付費のほうが不用額が5,782万340円出ていると。これは、多分医療費が少なかったから、これが不用額になったのかなということで、そこのところちょっとお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、補助金の規則、要綱はどのようになっているのかということなのですが、まず長瀬町補助金等の交付手続等に関する規則というのがございます。これ何かといいますと、補助金等に係る事務の適正な運営を図るため、交付手続等の基本事項を定めているものの規則があります。また、例えば母乳ケア補助金であったり、あとは教育委員会でやっております漢検とか英検とかの検定料の受講料の補助等につきましては、そういうような補助金等は、また別途それ用に要綱を定めているような状況でございます。

2点目なのですが、PFIについてでございます。PFIにつきましては、令和3年度の3月補正予算で計上させていただいたものでございます。これ何かといいますと、民間資金を活用した複合型の若者定住促進住宅設置に向けた可能性調査でございます。PFIとは、そもそもどういうことかということなのですが、例えば住宅を造りますと、アパートみたいなものを造りますといったときに、まず民間側で資金を出してアパートを造りました。運営も民間側でやっていきますと。それに対して地方公共団体が、例えば20年でそれに係る運営費用と設置費用、建設費用を割賦払いで払っていくような制度でございます。こ

の調査やらせていただいたのですけれども、調査結果自体は可能だというようなことは出ているのですけれども、ただ、その前提条件が相当厳しいものになっておりますので、こちらとしますと実現はかなり厳しいのではないかとこのところ考えているところでございます。

続きまして、町ブランディング支援に関してなのですが、これにつきましてもPFIと同じように、令和3年度の3月補正で計上させていただいたものでございます。これ何かといいますと、令和3年度にりそな銀行からコンサルティング支援を受けてプール跡地の関係やっていたのですけれども、そのコンサルティング支援を、令和4年度でも引き続き受けようということでやらせていただいたものでございます。また、お金がかからないようにしているというところなのですが、基本的にはプール跡地に関しましては、町が間に入らず地権者と事業者の直接で契約するようなことで進めているところでございます。

あと4点目、移住スカウトの関係なのですが、議員がおっしゃるとおりSMOUTというサイトに払っているものでございます。JTBとの関係につきましては、このやっている法人についてはカヤックというところがやっております、JTBとこのカヤック自体がどういう関係性があるのかちょっと分からないのですけれども、今までやってきたJTBの関連の延長線上にあるものではありません。

今回、令和4年度でやらせていただいたのは、今まで無料でも使えるようなものだったのですけれども、有料になればやりたいことが増えるということで、地域おこし協力隊員を昨年度募集していた関係で、一旦このカヤックというのを有料サービスでやらせていただいたような状況でございます。

企画財政関係は以上でございます。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。福祉介護課関係、5項目あったと思います。

まず最初に、第9期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査業務について、これは委託をしてやらなければならないのかということなのですが、この計画策定全てについての回答ではなくて、この介護保険事業計画の策定のためのアンケートについての回答になりますが、こちらは例年、国のほうから調査をする年の8月ぐらいにアンケートの様式が示されまして、それに基づきまして、高齢者の日常生活圏域のニーズ調査ですとか、在宅介護実態調査というのをやることになっております。項目数も多くて、集計する件数も多いものですから、期間を区切ってその間に仕上げなければならないということと、あとは国のほうの見える化システムというシステムに登録する必要もありますので、それに合った集計表に一つ一つ項目を入れていく作業もございますので、そういったところに入れたり分析したりするという必要があるため、これは職員がやるということでは、通常業務にプラスしてやるのはちょっと難しいということで、委託が必要と考えて委託しております。

それから次に、特定障害者特別給付費とはということなのですが、こちらは障害者がグループホームに入った場合などの……

「内容ではない、内容は分かるので、人数」と言う人あり

○福祉介護課長（内田千栄子君） それを使っている人数ですか。

「229件あったのだけれども、特定障害者と認定されている人が長瀬町は229人なのかという質問」と言う人あり

○福祉介護課長（内田千栄子君） 229件なので、使った件数です。1人の方がグループホームに入って1

か月に使う件数が1件と数えますので、ちょっと実人数とは違ってきています。例えば一月に10人の方が使えば10件ということで、そういうふうにカウントして229件ということとなっております。

〔「では、後で人数を聞きます」と言う人あり〕

○福祉介護課長（内田千栄子君） 実人数ということですか。それを使っている、グループホームを使っている方の人数を知りたいということですか。

〔「そうじゃない、特定障害者と指定されている、指定した人」と言う人あり〕

○福祉介護課長（内田千栄子君） 特定障害者特別給付という、この給付費のことなのですけども、こちらがグループホームを使っている方ですとか、そういう障害者施設を利用している低所得者の方の食費や居住にかかった光熱水費の一部を支給するというものですので、特定障害者というわけではないのです。この給付費の名前が、特定障害者特別給付費ということになっています。

それから、放課後デイが10人なのですけども、単価が大分するというものなのですけども、実際単価のほうは、利用する事業所によりまして、その体制によって加算などありますので、単価は一律ではないのですけれども、大体1回1万円ぐらいかかるということになっております。そのうち自己負担分を除いた分を、ここの障害児通所等給付費というところの放課後等デイサービスというところで払っておりますので、町の負担が、計算しますと大体1回当たり7,500円になります。

それから、意志疎通支援について、事業費のほうは56万4,000円ということになっておりますけれども、これは埼玉聴覚障害者協会のほうに委託をしております、そのうち54万円が事務所の運営費ということで払っております。そのほかに手話通訳としまして、聴覚障害者協会、障害者の団体との懇談会とときに通訳者を2人お願いしております。また、今年度に入りまして、町内の聴覚障害者の方が通院などに使っているという状況ですので、今年のほうが大分利用の方が多くなってきている状況です。

それから、福祉タクシーの利用が金額的に大分少ないということなのですけども、この福祉タクシーの利用の対象者が、身体障害者手帳をお持ちの1、2級の方と、あと療育手帳の㊤とAをお持ちの方が対象になりまして、実際に使っている方が15人です。1回に使えるのが、タクシー券620円のものが1枚ということですので、金額が少なくなっておりますが、今年度からは初乗り料金なんかも上がってきているということで、初乗り料金が620円を超える場合は2枚まで使えるというふうに改善されております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 村田議員の質問にお答えします。健康こども課関係は3件あったかと思えます。

まず、行政報告書60ページのクールオアシスについてでございますが、クールオアシス施設は、熱中症予防の施設として、役場、中央公民館、ふれ愛ベースの3か所を指定しております。実際指定をしているのみで、この期間の利用者数等は把握はしておりません。指定をしていますということでポスターを貼ったり、シールを貼ったり、そういった指定をしていますという広報はしておりますが、利用者数のほうは把握はしておりません。

次になりますが、行政報告書49ページの結婚新生活支援事業についてでございますが、支給世帯数3世帯ということで、数としては少ないですけども、この結婚新生活支援事業は、支給対象の方が申請をしていただきまして、その対象経費であったり、所得の制限もございますので、その該当のご夫婦の方が

支給対象者になっているかどうかの確認をさせていただきます。昨年度も、3世帯以外にも申請のほうはございましたが、該当にならなかったということで、補助のほうは出せない状況となっています。婚姻数から見ると少ないということかと思いますが、少子化対策としても大事な事業かと思しますので、今後PRのほうにも努めていきたいと考えております。

3点目、行政報告書の63ページの不妊治療の関係でございますが、これに関しても4人ということで、人数少ないのではということではございましたが、こちらに関しても、少子化対策としては重要な施策であると考えております。ちなみに、令和3年度の申請はゼロ件でございました。令和4年度は4人ということで、こちらは検査費を助成する場合と治療費を助成する場合がありますので、同じ方である場合もありますし、治療のみの申請の方もございます。

こちらは数というよりも、こういった治療ができますという、やっぱりそれを広報することと、かなり精神的なというか、デリケートな部分でもあるかと思しますので、広報活動のほうは、もう少し行っていたほうがいいのかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

8個あったかと思うのですが、まず1つ目の行政報告書の69ページの認定農業者の関係で26人というお話ですが、これは下の新規就農者、認定新規就農者ということで、こちらも認定農業者でございますので、この3と、括弧がこれが法人になりますので、この括弧も足していただいて31ということでございます。

それと、2つ目の宝登山地域周辺維持管理業務委託料167万7,960円、これが増えているということなのですが、特に増えているということではないのです。まだ令和4年度はプールの維持管理のほうも行っておりまして、令和5年度からはここの費用がかかってはいないのですが、令和4年度までは花の里と野土山とプール跡地の管理を行ってまいりました。

それと、3つ目の企業の森の関係なのですが、予算が使われていないというお話なのですが、企業の森につきましては、ここの行政報告書の71ページにも書いてあるのですが、協定名というところに、埼玉県「しんりん」と読むのか「もり」と読むのか、森林づくり協定ということで、この3社協定を結んでおります。これは、企業と町と県、それぞれ役割がございまして、企業にしてみますと、労力と資金を提供するという役割になっております。町と県に関しましては、誠意を持って協力するというところで、要請があれば職員を出したりということはあるのですが、今もこちらにお見えになる場合は、職員が駐車場の準備をしたり、そういうお手伝いはしております。ですけれども、予算的にはございません。

それと、次が里山・平地林の予定地の選定の関係なのですが、こちらにつきましても里山・平地林事業の対象地につきましては規定がございまして、1か所当たりの森林の面積が最低0.3ヘクタール以上というのは3,000平米になりますか、3,000平米以上で地目が山林でなければなりません。そうした要件を基に、これまで実施した内容を精査しながら、次の年の実施場所を決めているところでございます。

それと、5つ目が小規模事業指導費補助金、これが会員等に渡っていないのかというお話なのですが、これにつきましては、先ほど村田議員もおっしゃっていたとおり補助要綱がございまして、長瀬町小規模事業指導費補助金交付要綱、これに基づきますと、「町は、小規模事業者の振興と安定を図るため、小規模事業者の経営又は技術の改善発達に資する事業を行う商工会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する」ということで、これは言うなれば観光協会の500万円と同じような意味合いの運営費でございます。

ので、会員の方に行くような補助金ではございません。

それと、次がアドバイザーの関係です。これが観光振興に役立っているのかということでございますが、観光アドバイザーにつきましては、長瀬町の観光振興を図るため、総務省の地域力創造アドバイザーの、これはJTBのOBでありまして、花田欣也さんという方を招聘しております。この方に、今観光協会で行き組んでおります着地型の旅行の仕組みづくり、これは全く観光協会のほうでは分かりませんので、JTBで経験のある方にご指導いただいているというところでございます。

それからDMO、こちらもこれからいろいろ取り組んでいかなければならない課題なのですが、これについても観光事業者も含めて助言、指導を行っていただいていると、研修会なんかもやっていただいて、成果を上げていただいております。ただ、この着地型の旅行、令和4年度実施しようと思ったのですが、コロナの影響で中止になってしまいました。それはとても残念なことではございました。今年度も、コロナは少し下火になりまして、着地型の旅行も2件ぐらいもう実施しまして、かなり埋まるのは早かったり、人数は25人ぐらいの少ない規模の旅行なのですが、一生懸命そういう企画もやっていますので、長瀬町の観光にプラスにならないことはないと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、モニュメントの設計料が高いということなのですが、モニュメントの設計料なのですが、積算の方法につきましては官庁施設の設計業務等積算要領、こちらの図面目録に基づく算定方法というのに基づきまして算定をさせていただいておりますので、設計額については適正であるというふうに考えております。もしほかの案件と違う点があるとする、このモニュメントの除去工事というのが全国でも珍しい、事例が少ない工事だということです。それは、モニュメントが宝くじの補助金をいただきまして、1億円をかけて造りました。ですので、鉄筋の入り方ですとか、かなりしっかりした造りになっていますので、壊すにもそれだけの労力もかかりますし、設計もそれだけ費用がかかったというところだと思います。

それから最後、桜の管理90万円が、内容はどのようなことをやっているのかということでよろしいでしょうか。桜の管理につきましては、先ほどの決算の説明でも申し上げたのですが、北南桜通り、それから宝登山並木山道、それと井戸25号線、それと野土山と通り抜けの桜の5か所をやっております。

内容といたしましては、各5か所の除草、消毒、枝切り等、作業を行っております。それが大体桜並木ですと年間6回、野土山ですと3回、通り抜けですと3回、町道井戸の25号線ですと3回程度を行っております。それから、台風等の暴風雨通過後の枝折れ等の除去及び処分、これも実施していただいております。それから、さっき言った以外に苦情などが来た場合に、すぐに現地に行って対応していただいております。

産業観光課からは以上でございます。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、町道の除草作業についてのご質問かと思われます。こちらにつきましては、次の道路愛護もそうなのですが、シルバー人材センターのほうにお願いをしております。除草作業のほうは、幹線1号線、幹線3号線、5号線、7号線、28号線、36号線、長瀬55号線、井戸25号線、それからその他町長が認める路線ということになっております。

場所はちょっと難しいと思うのですが、幹線1号線はご存じかと思うのですが、幹線3号線は宝登山の山道です。それから、5号線が北桜通り、7号線が射撃場への進入路、28号線が役場の裏の中学校の校庭

の脇を通っている幹線になります。それから、36号線が風布、長瀬55号線は秩父プラスチックさんのところから宝登山へ上っていく道路、井戸25号線は蓬莱島に通ずる道路ということとなっております。

通学路の付近もということなのですが、その他町長が認める路線ということもありますので、ひどいところはお願いをしてやっていただいております。それでも、シルバーさんのほうも人員のほうの確保が難しいということで、ちょっと日にちが空いてしまうような場合は、職員のほうで行って草刈り、除草のほうは実施しております。

それから、道路愛護の業務内容なのですけれども、道路愛護ということですので、道路に穴が空いているところの舗装ですか、穴埋めですとか、それから側溝の土砂上げ、それから河川のほうもありますので、沢の周りの除草なんかも一応お願いをしているところでございます。これも週2回、基本が火、木曜日をお願いをしております、今日も実際行っていただいているわけなのですが、住民のほうから、ここが穴が空いているよとか、それから側溝のがたつきがありますよとか、そういった情報もありますし、職員が巡回をしてここをお願いしたいという箇所がありましたら、道路愛護のシルバーさんのほうにお願いをして、直していただいているということになっております。

それから、交通安全施設の185万3,000円ですか、こちらにつきましては幹線26号線、村田議員のお宅のたけのこ保育園の前のグリーンベルトと外側線、区画線の設置をしております。それから、道路反射鏡の設置工事ということで、こちらのほうは60万5,000円ということとなっておりますが、実は令和4年度に町外にお住いの方から、交通安全施設に使ってくださいということで50万円の寄附をいただきました。それを使わせていただきまして、危険箇所を建設課のほうで判断させていただきまして、大字中野上地内の役場の裏のガソリンスタンドのところから出てくるところと、あと幹線28号線のところに電柱があるのですが、そこも通学路になっているということで、道路反射鏡を設置させていただきました。それから、大字本野上地内の幹線23号線、コメリさんの裏の幹線なのですが、そこにも道路反射鏡。それから、大字井戸地内なのですが、法善寺の北側にあります井戸7号線というところがあるのですが、そこにも道路反射鏡を設置させていただきました。全て電柱の共架で設置しております。

それから、道路照明灯の設置工事ということで、幹線4号線と先ほど除草作業をさせていただいております長瀬55号線の丁字路の電柱に、新しく道路照明灯を設置させていただいております。

それから、道路照明灯の幹線8号線、こちらは予備費のほうで対応させていただいたのですが、道路照明灯の支柱の部分が腐食が大分ひどくなりまして、風等によって倒壊の危険がありましたので、そこをまず撤去させていただいて、付近の電柱に移設をさせていただきました。その際に、道路反射鏡も一緒に電柱共架ということで設置させていただいております。

以上、この4つのほうで交通安全施設整備工事ということで支出のほうをさせていただいております。

それから、町営住宅の管理の関係で84戸ということですが、令和5年8月末現在なのですが、入居件数は、根岸住宅が建物が2件あって2件入っております。蔵宮は2件あって1件が入居している状況です。それから、袋団地が28件、入居率としては93%、塚越団地が33件、入居率といたしましては66%ということになっております。

それから最後に、公園管理の除草の金額がということなのですが、この3万4,000円の差というのが、本野上地区公園の除草作業の3万4,000円がこちらに含まれておりますので、決算書のほうは建設課の土木費のほうに入っているのですけれども、本野上地区公園の除草作業の3万4,000円は土木費のほうに入っているということで、誤差が出ているということになります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

矢那瀬地区コミュニティ消防センターの土地の代金なのですが、1平米当たり1万52.9円になります。この端数が出ますのは、5月30日契約でしたので、税金分を契約上残りの固定資産税を役場のほうで支払うということで、そちらを加えた額になっています。もともとこれ土地鑑定を入れまして、土地鑑定でいきますと平米当たり1万3,700円という金額が出ました。その後交渉しまして、社長さんのほうで公共用で使っていただけるのだったらということで、平米当たり1万円で購入させてもらっています。

以上です。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、村田議員のいじめ問題の会議の回数ということでのご質問だったと思いますが、昨年度の開催は1件でございます。令和3年度も1件でした。

町では、いじめにつきましては、いじめ防止基本方針を定めております。いじめを絶対に許さない、いじめを受けた児童等を最後まで守り抜く、組織的に取り組んでいくということを定めております。また、基本方針では専門委員会については、学校主体の調査では重大事態の発生防止等に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、または学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合に招集して調査に当たると定めておりますので、そのような事案がございませでしたので、開催はしておりません。ただし、会議の開催は1回でございますが、先ほどの関口議員の教育長答弁でも答えておりますとおり、本会議以外にも毎月の校長会議、教頭会議等により情報の把握に努め、指導に当たっております。

また、学校の多い市などとは違いまして、その辺のところは学校数が少ない関係もあり、学校と常に連携をして取り組んでおりますので、開催は1回で済んでいるという形になろうかと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

町民課関係でございますが、決算書の132ページの国保特会におきまして、保険給付費の不用額が、こちらが約5,782万円について、医療費が少なかったのかというご質問でございますが、村田議員のおっしゃるとおりでございます。保険給付費の予算管理につきましては、過去の支払い実績等を参考に行っておりますが、受診者の把握と月々の支払額の予想が大変難しいところでございます。令和4年度の国保特会の保険給付費に執行残が見込まれたため、3月の補正予算で療養給付費につきましては4,117万円の減額、それから高額療養費も768万1,000円の減額を行っておりますが、担当課で見込んだ額よりも、実際の給付費の支出が少なく済みましたため、執行残が生じたものでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、本当に幾つか。スカウトのところで、ではJTBに委託は4年度はなかったのですねということで、お願いします。

それから、第9期の介護保険の事業計画策定のためのアンケートというふうなことなのですが、国が8月に示して、それを毎年やらなければいけないというふうなことなので、そうですね、毎年ではないのかな、これ。3年に1回ね、うんうん。これは独り言になるかもしれませんが、要するにそういうふうな

策定調査業務を委託されたところにお金が行くシステムができているということで考えますが、いかがでしょうか。

それから、放課後デイサービスについては、大体1万円程度かかるというふうなことで、またこれ何年か前に始めたのですよね、3年ぐらい前だったかな。できれば、そういう時間確保というのですか、多くの人にしていければと、大切な予算だと思います。意見を言っては駄目なのか。

クールオアシス、これは、そうしましたらこういうふうに広報しているといっても、これ申し訳ないのだけれども、利用なしでは駄目でしょう。利用実績が分からないというのでは、事業、話にならないです。実際問題としては、来ている人に、そういうので来たのですかって聞いたりできないというふうなことがあろうかと思いますが、特に言いやすいのは、ふれ愛ベースだと思うのです。遠くの人には分からないけれども、だから方法を変えて、ふれ愛ベースならこういうところというふうなことでやったら、もっと本当に利用できるのではないかなと思います。

あと、新婚生活については、条件があるから厳しいと、これでPRしていただくと。町内に住んでいても、町外から来てもオーケーということだと思います。不妊の制度も広げていただけるとのことなので。

あと、産業観光のほうでは、認定農業者は31名でいいのだけれども、ただ新規就農者は認定者かどうかという回答はなかったの、そこについてお願いします。もし認定農業者でなくても、だったら空き畑に、私もやりたいなんて言ったら駄目か、冗談ではなく。

〔何事か言う人あり〕

○5番（村田徹也君） やりますよ、ブルーベリー植えますから。

あとは、余分な話はしては駄目だな。商工会のほうは分かった。あと、企業誘致も3年間ということですよ。

あと、飛んで悪いです。観光アドバイザーは、花田さんということは結構日本でも有名なのだけれども、トンネルの碓氷峠の廃線になったところとか、そんなふうなことを主に手がけたという人で、何か長瀬に向いているのかなと私は思っているのですが、あと1年どういうものが出てくるか、いいふうに回ればいいと思うのですが。

あと、いっぱいあったのですが、何か建設課のほうの除草作業と産業観光のほうの除草作業がかぶってしまって、先ほど例えば産業観光のほうで幹線1号線とか2号線とか何か除草作業やりますよと、確かにやっています。多分産業観光だと思うのです。要するに北南の桜通り、あれは違うのですか、産業観光ではないのですか。

〔「違う」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） あれが要するに、それがどこがどうにやっているのだから分からないから、例えば産業観光課長が桜の管理をやっているというのだけれども、こういうところ、こういうところと言ったのだけれども、どこまで管理やって、そこの除草も含めてという答弁だったから、では北南桜通りなんかの草刈りをやっているけれども、あれは私は産業観光課かなという判断したのだけれども、そうではないと。分からなくてもいいのだから、どこからお金が出ているのか、どうなっているのかというのが分からないので、ちょっと。

あと、いじめ問題のほうについては、一般的な答弁で納得できない。例えば長瀬町でいじめ防止何とかってありますよね。いじめ防止対策とか何か、ネット上でも出ているのです。納得できないというのは、やっていないというのではないのです。町民はいじめを見かけたり、何とかしたらどうのこうのとか、そ

ういう条文がいっぱいあるのです、企業はどうかのとか。そんなの町民は知らないではないですか、はっきり言って。でも、見かければ、昔は、ほら駄目だよと言うのに、今はなかなか見過ごしてしまうようなケースもあるのだけれども、そういうものに関して町民が分からないから。もう少しそういうので、実際問題としていじめかどうか分からないけれども、小学校でも学校に行けていないとか、なかなか行きづらいという子供たちもいるし、そのいじめ問題の対策連絡協議会、これメンバーが大体校長さんとか似たような形になっていると思うのですけれども、もう少し、少なくとももしもという仮定も含めて、ではこの場合はどうしたらいいのだろうか、重大問題が起きたところなんかがあるから、もしそういうことが起こった場合にも、当町についてはそういうことがないように合意しておこうとか、具体的な話し合いというのはぜひ必要ではないのかなと。だから、今年度まだ終わっていない、これは予算の中での、去年度は終わってしまったけれども、もう少し多く予算かかってもやるべきではないのかということと考えます。

それだけ簡単にお答え願いたいと思います。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時55分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

移住スカウトサービスはJTBに委託しているのかということなのですけれども、これはJTBに委託したものではありません。また、過去のJTBに委託した事業と関連しているものでもありません。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

新規就農者等支援事業補助金を交付した新規就農者は認定農業者かということなのですが、認定農業者でございます。

〔何事か言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） はい、認定農業者の認定を受けております。

それと、観光協会に委託しております桜の管理業務委託料、この中で除草作業というのは、園地になっている部分だけで野土と通り抜けの桜、この2か所が観光協会の業務委託料の中に入っています。それで、桜並木の3か所、北、南、それから井戸の25号線については建設課のほうで管理をしております。町道と一緒に管理をしていただいております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、村田議員の再質問についてお答えいたします。

いじめの関係の周知もちょっと不足しているのではないかと考えてございしましたが、毎年町では福祉のほうと連携をいたしまして、児童虐待、それからいじめ防止のリーフレットというのを毎戸に配布し

ておりますので、今年度も同じような形で周知してまいりたいと考えております。

また、協議会の開催の件でございますが、昨年度に引き続きまして今年度もご提言をいただきましたので、協議会の複数開催について、複数開催できるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5 番、村田徹也君。

○5 番（村田徹也君） では最後、ほんの少しだけ。南北桜通りの除草については分かりました。年 2 回ぐらいやっているのだけれども、もう追いつかないということですね、予算で。

〔何事か言う人あり〕

○5 番（村田徹也君） 3 回、よくはないのです。ある程度観光のメインのところなので、本当はもっときれいに維持できればいいのだけれども、やっぱりそれにはお金がかかってしまうから、多分 2 回でやむを得ないということをやっていると思うのです。これは致し方ないと思うのですが、それで南桜通りのほうについては、今道路拡張とか、また工事が始まるかもしれないのだけれども、名称を出して悪いのですが、トダ床屋さんの近辺の道路があまりにも凸凹になっているというのは、以前ちょっと言ったことあるのですけれども、あれ通るのに、やはり観光の通りだから、あの凸凹ぐらいは少なくとも直すのは優先順位では先ではないかと思っておりますので、そのこと。

あと最後、またいじめを言いますけれども、いじめの重大事案というのは、要するにそれで何か事故が起こったとか、自殺してしまったとか、それが重大ではないと思うのです、私は。個人にしてみれば、みんな重大だと思うのです。だから、そこのところをもう少し、教育委員会でも考えていないということはないのですけれども、自分も学校にいたから分かるのですけれども、なかなか目が届かなかったりとかいろいろな事象があるからだけれども、やはり個人にとって重大ということにも少し目を向けて、こういう協議会ですか、今次長の話で今年度はというお話がありましたので、ぜひそれで苦しむ子供がないようなことで教育委員会、行政やっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

幹線 1 号線の舗装が悪いということで、建設課のほうでも一応巡回のほうをさせていただいているのですけれども、悪い箇所につきましては、先ほども申し上げましたけれども、道路愛護のほうにもお願いをして、早急に修繕、穴埋めですとか、そういうことはしていきたいと思えます。

幹線 1 号線に限らず、ほかの町道につきましても悪い箇所がありましたら、建設課のほうに連絡いただければ、修繕のほうはできる限り早めに進めていきたいと思えますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、村田議員の再々質問についてお答えいたします。

教育委員会にとっても、いじめの大小というのはそれほど気にしていなくて、小さいことをやっぱり取り上げないと未然に防止ができませんし、大きくなるということもありますので、その辺については配慮してやっているつもりでございます。引き続き、いじめの防止につきまして進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

9 番、新井利朗君。

○9 番（新井利朗君） 建設課 1 件、それから町民課 1 件お願いします。

建設課では、決算書の89ページ、8 款 1 項 2 目14節ですか、その中で生活関連道路整備工事というのがあって、先ほどの報告では2 か所させていただいたということでありましたが、2 か所についてどこどこということをお教えいただきたいことと、あとこれは今年度の工事だったのですけれども、つい8 月に行われた工事が生活関連道路であったので、ちょっと気になったところがあって見に行ったらところが、大きな水たまりができてしまって、今までは小さな水たまりであったのが、今度道路ができたなら水はけが悪くて水たまりが大きくて、子供はかわいそうに、ズックでぬれながら越えていったというような状況でした。そういうふうなところがありますので、この検査ということについてもどういうふうになっているのか、また不具合があったときの修理というか、そういうことについてどういうふうにするのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、町民課では、今朝ほどこちょっとお願いもしておいたのですけれども、行政報告書で56、57ページにかけまして下水道関係があります。下水道処理の事業の処理人口というのが4,697人となっていて、し尿処理の人口が1,935人というふうになっているのですが、この6,609人から4,697人という数字を引きますと1,912人というふうになりまして、1,935人との差が出てきます。この23人につきまして、どういうふうな状態に落ち着くのか、もし分かったらお答えいただきたいと思うのですが、よろしく願いします。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

令和4年度の生活関連道路の工事箇所につきまして2行政区なのですが、まず長瀬上区の長瀬81号線、博物館の手前の観光トイレを鉄道のほうへ入って行って50メートルぐらいのところの、あそこを3年ぐらいかけてやったのですけれども、最後の残りの部分をやらせていただきました。

それから原区になります。本中51号線、野上駅の手押しの信号を50メートルぐらい入って、斜めに六地藏さんのほうに入っていく道があるのですけれども、その道をやらせていただきました。

〔「前にやったところの続きですか」と言う人あり〕

○建設課長（若林 智君） 前はコンクリート舗装だったのですけれども、今回はアスファルト舗装ということで工事のほうをさせていただきました。

それから、今年度ちょっとやったところなのですけれども、業者のほうにも確認をさせていただいて、今ちょっとどうにしようかということで、早急には解決はしたいと思いますので、申し訳ないですが、もうしばらくお待ちいただければと思います。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） では、新井議員のご質問にお答えいたします。

行政報告書で行きますと、先ほど56、57ページ辺りですか、こちらの人数についての関係でございますが、すみません、ちょっと今確認中でございまして、人数につきましては、ただ去年の行政報告書を見比べてみましたところ、この処理人口のほうが前年度と同じ、行政報告書と同じ人数になっておりますので、こちらの人数がちょっと上書きが漏れてしまった可能性もございますので、その辺も含めて調査してまい

りますので、申し訳ございません。ありがとうございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

8 番、大島瑠美子君。

○8 番（大島瑠美子君） 4 件ほど質問させていただきます。

まず、関口さんがしつこいほど言っていました、それなのですけれども、その続きです。行政報告書の 69 ページ、新規就農者等支援事業補助金、新規就農 1 人 100 万円、規模拡大が 50 万円ということで、農業のほうの補助金は、その後どうなったのだから追跡調査しないと、どうなってしまっているのかなと思っています。

次に、清水さんだとか、それから暮林さんだとか、北崎史子さんだとかというのがあるのですけれども、これがお金が出ている間は一生懸命できるのですけれども、2 年たつてできないと、その後ずっと続けるのには、また更新だとかなんとかということではなくて、2 年間やってお店だとか何かそういうことがやらなくなった場合には、もうからなかったら普通撤退するということで、それにもまた我慢してよ、補助金があるのだからやってくれないと、また企画財政あたりが言っているのかなと思ひまして、そのことを聞きたいと思います。

それから、92 ページの教育委員会です。文化財の指定解除、長瀬町指定無形文化財の唐沢獅子舞を指定解除したとあります。この唐沢獅子舞の道具は、唐沢の坂上秋彦さんのうちの 2 階の物置のところに置いてあるのです。それで、前にも 1 回か 2 回やったのですけれども、それを持ってきて新井家住宅あたりに飾っておいたらどうですかとか、こういうのがありましたよということがあるので、ここのところが、だから唐沢獅子舞を指定解除したというので、その後の対策をどう考えているのだから、ここでは言わなくてもいいのかもしれないのだけれども、心に置いておいてください。

それから、93 ページです。埋蔵文化財保存事業で、町内に存在する埋蔵文化財を保護するため、調査を実施したというのですけれども、埋蔵文化財試掘調査件数が 4 件ですけれども、その 4 件というのはどこどこどこと多分分かっていると思うので、そのところちょっと教えてほしいなと思います。

それから、93 ページの公民館事業・勤労青少年ホーム事業、講座、教室、事業とかいっぱいありますけれども、その中で事業費なのですけれども、昭和 57 年に中央公民館ができてから、町内の講師には 5,000 円、それから町外から 7,000 円ということでお金をずっと続けているのですけれども、昭和 57 年から同じ金額でずっと今までも来ているのですけれども、これについては上げるとかなんとかということとか、それからまず教室とかというのに講師になっていると先生の幅が利くから、信用問題だからいいですよ、安くてもいいですよとやっているのかどうか、そちらも聞きたいかなと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

新規就農者等支援事業補助金、これらの補助金の交付後の見守りといいますか、そういうようなことだと思うのですが、この補助金交付後に、例えば 5 年以内に事業をやめてしまった場合には、全額返還という措置がございます。ですので、5 年間は皆さん一生懸命やって……

〔何事か言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） はい。その後も、すぐに辞めてしまうような人はいません。5 年間一生懸命やった方というのは、その後も続けてどんどん規模を拡大していく方が多いです。

〔「そうなの」と言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） はい。井戸の方もそうですし、今度矢那瀬の方も今頑張っていますので、最低でも5年間は……

〔「ブルーベリー」と言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） はい、続くと思います。よろしいでしょうか。
以上です。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、大島議員の質問3つあったかと思えます。

指定解除の件でございますが、獅子舞の道具等のその後の状況をちょっと私把握しておりませんので、また後ほどお回答さしあげます。

それから、埋蔵文化財の試掘した箇所も、ちょっと手元に資料ございません。これも後ほどになりますが、申し訳ございません。

また、中央公民館の講座の事業費の関係、講師の謝金ですけれども、これたしか当初予算のときも私言われたと思ったのですが、去年も今年も同じ金額でやらせてもらっています。この辺につきましては、今後ほかの町なんかの講師の謝金等も考えながら、少し見直さなくてはいけないかなと、最低賃金なんか1,000円になるような時代ですから、昭和57年からもう40年もたっているのです、この辺のところは少し予算のほう等も、財政とも調整しながら検討する必要があるかなと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議がありますので、まず本案に対する反対討論を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） この監査報告をいろいろ説明を聞きました。自分は一般質問でも町に訴えました。自らの事業の監査を当事者が監査報告をする、私はこのような社会的ルールを無視すること、町民の代表として認めることができません。

○議長（岩田 務君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号 令和4年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岩田 務君） 起立多数。

よって、議案第53号は原案のとおり認定されました。

これより議案第54号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

これより議案第55号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

これより議案第56号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

————— ◇ —————

◎議案第57号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第5、議案第57号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第57号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,848万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を36億2,737万6,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 57号はないのだけれども。

〔何事か言う人あり〕

○5番（村田徹也君） では、いいです。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 議案第57号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回2億4,848万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を36億2,737万6,000円にしようとするものでございます。

第2条の地方債の補正でございますが、6、7ページを御覧ください。第2表、地方債補正は、令和5年度の普通交付税の額が決定し、臨時財政対策債の起債発行可能額が確定したことにより、限度額を3,700万円から2,229万1,000円を減額し、1,470万9,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の12、13ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第10款地方特例交付金、第1項地方特例交付金、第1目地方特例交付金、補正額141万2,000円及び第11款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税、補正額2億7,923万3,000円は、それぞれ交付額が確定したことに伴い増額するものでございます。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額148万2,000円は、障害者自立支援医療制度の対象である更生医療受給者の医療費が増加したことに伴う負担金の増に対応するものでございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、補正額400万4,000円は、住民基本台帳システム等をマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に対応させるための改修費用に対応するものでございます。

第3目衛生費国庫補助金、補正額866万2,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用のうち、ワクチン接種を実施した医療機関支援の費用に対応するものでございます。

第16款県支出金、第2項県補助金、第3目農林水産業費県補助金、補正額1,046万8,000円は、県のシャインと輝く果樹産地育成事業及び里山・平地林整備事業を活用して、各事業を実施することに伴い増額するものでございます。

14、15ページを御覧ください。第20款諸収入、第5項雑入、第2目雑入、補正額334万5,000円のうち324万5,000円は、令和4年度後期高齢者医療費給付費負担金の精算により返還金を受け入れるため、増額するものでございます。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額1億2,441万9,000円の減額及び第2目減債基金繰入金2,990万円の減額は、今回の補正において、地方特例交付金や地方交付税の増額等により歳入が歳出を上回ったことに伴い、各基金に繰り戻すものでございます。

16、17ページを御覧ください。続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてご説明いたします。まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第11目減債基金費、補正額1億8,157万4,000円は、令和4年度決算が確定したことによる繰越金の増額や地方交付税等の増額に伴い、積立金を増額するものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、補正額1,479万5,000円は、第一小学校と中学校の耐力度調査、第二小学校と保健センター、中央公民館の劣化状況調査を実施するため増額するものでございます。

第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、補正額400万4,000円は、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に対応するため、住民基本台帳システム等を改修することに伴い増額するものでございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額1,046万6,000円のうち296万

6,000円は、障害者自立支援医療制度の対象である更生医療受給者の医療費が増加したことに伴い、負担金を増額するものでございます。

第1項社会福祉費及び18、19ページ上段の第2項児童福祉費、中段の第4款衛生費、第4項公衆衛生費の各目の説明欄に返還金と記載させていただいているものは、令和4年度の決算が確定をいたしましたので、各事業における国及び県への補助金や負担金等を返還するものでございます。

また、繰出金と記載させていただいているものは、特別会計の令和4年度の決算が確定をいたしましたので、一般会計繰出金を減額するものでございます。

第4款衛生費、第4項公衆衛生費、第1目予防費、補正額1,605万6,000円のうち866万2,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用のうち、ワクチン接種を実施した医療機関支援費が当初の見込みを上回ったため、増額するものでございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、補正額627万5,000円は、県補助金を活用して長瀬観光ブドウ組合員が実施する雨よけハウスの設置に対して補助するため、増額するものでございます。

第2項林業費、第2目林業振興費、補正額419万3,000円は、県補助金を活用して景観の向上、生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能を図るために林内の下草や枯損木等の伐採を実施するため、増額するものでございます。

20、21ページを御覧ください。第8款土木費、第3項住宅費、第1目住宅管理費、補正額400万円は、塚越団地内において漏水が頻発していることから、根本的な漏水対策として給水管を布設替えするため、増額するものでございます。

第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費、補正額354万3,000円は、大字長瀬地内にある通称消防道路の補修工事等を実施するため、増額するものでございます。

以上で、議案第57号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 19ページの6です。農林水産業費の農業費の農業振興費627万5,000円、シャインと輝く果樹産地育成事業費補助金ですけれども、これ全部国や県から来ている金額に財源内訳はなっているのですけれども、これはどこのブドウ園か教えてほしいと思うのですけれども。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

どこのブドウ園かというご質問でございますが、長瀬観光ブドウ組合、こちらに加入している組合員の2名の方です。

〔「どこですか」「言えない」「だって、2名の人に300万くると」と言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） はい。

〔何事か言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） そうです。

〔何事か言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） ちょっと交付先については。

〔「言えない」と言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） はい。個人情報もございますので、ここでの答弁は差し控えさせていただきたいと思うのですが、申し訳ございません。

〔何事か言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） 金額につきましては、これからご説明申し上げます。

1人目の補助対象者でございますが、設置する雨よけ施設の面積は864平米、パイプハウス4連棟の新設を計画しております。補助対象経費は947万円で、補助金額はその2分の1、473万5,000円でございます。

次に、2人目の補助対象者でございますが、設置する雨よけ施設の面積は261平米、パイプハウス3連棟の新設を計画しております。補助対象経費は308万円で、補助金額はその2分の1の154万円でございます。この補助金の交付時期につきましては事業終了後となりますので、年度内に完了するよう指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） そうしますと、補正額の財源内訳は627万5,000円が国、県から来ます。それで、あとの分については、その負担の雨よけを造る人とか、それから261平米の308万円は、その2分の1はだから事業者がするというわけですね、はい。そうか。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。今大島議員が申し上げました、シャインと輝くの関係の補助金ですが、長瀬観光ブドウ組合、2軒に補助金を出すということですが、そのブドウ組合というのは何軒で組織をされているということをお聞きしたいと思います。

あと、同じ18ページの一番下、林業振興費の12委託料419万3,000円、里山・平地林の委託料です。これは、現地は岩田地区ということでございますが、大体どの辺を行うのか、そこは民地なのか。また、今回対象の場所は、岩田地区からの要望があつてやったのかどうかということと、業務の委託先について分かったら教えてください。

あと20ページのほうですが、下から2つ目の枠、9款1項3目消防施設費の工事請負費354万3,000円ですが、これは岩畳に下りるところの消防道路だと思うのですが、確かに今コンクリートなんかでぼこぼこしているようなところなのかなとは思いますが。どのような工事をこの金額で行うのか、また町道だと思いますが、これも要望等があつたのかどうか、お聞きをします。

以上です。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

ブドウ組合の組合員数ですが、5人でございます。5軒ございます。1軒減りました。

それと、里山・平地林整備事業の関係ですが、まず場所ですが、場所は岩田の工業導入地区、イスエードですとか秩父イワサキですとかありますが、あれの少し下流側、字堯田になります。大体分かりますか。

〔「分かる」と言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） あと一つ、三ヶ瀬という字名も入ってきています。三ヶ瀬と堯田。

それと、あと場所の選定に当たって、地元のほうから要望があつたのかという話なのですが、それは先

ほどの当初の決算でも話したのですが、役場のほうで今までの状況と、それとあと要件が0.3ヘクタール以上で山林という条件がございますので、それに見合った場所を選んで、それで岩田まで行ったということでございます。それと、そこは全て民地になります。

あと業者の選定につきましては、これまでの実績と作業の特殊性といえますか、それほど業者がないのです。今まで秩父広域森林組合が請け負っていただいておりますが、規模によっては、シルバーでもできる場合にはシルバーのほうにもお願いしたいとは思っているのですが、秩父広域森林組合にお願いする場合があります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

これ9款の消防費で予算のほうは計上しているのですけれども、工事のほうが建設課のほうで事務委任ということで受けますので、私のほうからご質問にお答えさせていただきたいと思います。

今鈴木議員がおっしゃったように、コンクリート舗装がもう大分傷んでおりまして、以前村田議員のほうからも、あそこを車椅子で下りていけないのではないかとというご質問もあったものですから、コンクリート舗装の打ち替え、全部あれを剥がして打ち替えをさせていただきます。あそこは、町道ではなくて一部民地もありまして、今回土地のほうも購入させていただくのですけれども、一緒に土地の購入費ということで計上させていただいております。延長が約61メートル、それから町道から下りて、ちょうどカーブがあるのですけれども、あそこに石垣が組んであるのですけれども、それも大分もう傷んでおりますので、その積替えをさせていただく工事ということで、コンクリートの打ち替えと、それから石積みの積替えという工事の内容になっております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今、建設課長が消防道路の一部石垣積替えするということがありましたけれども、あそここの間ちょうど警備で約4時間ずっと立っていて見ていたものですから、非常にあの辺一带よく分かるのですが、やっぱりカーブもきついので、せっかく内側を積み替えるのであれば、隅切りというか、そういうことも含めて考えられないですか。荒川荘寄りのところは、この前町有地として買ったところに入るのですか。そういうので、あの辺のところもせっかくの消防道路ですので、出入りがしやすいように少し隅切り等も含めて、また本当は1メートルぐらい広げられればなおいいのですけれども、その辺のところも含めての話が聞けたらと思います。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員の質問にお答えさせていただきます。

予算のほうが消防費のほうでついておりますので、先ほど言いました工事のほうは事務委任で建設課のほうにやってもらいますが、こちらのほうは、地域は自然公園法の中でも一番規制の厳しい第一種特別地域であります。この特別地域に指定されたのが昭和26年3月9日、それ以前にあった道ですので、その後自然公園で指定されたという場所であります。また、その後、昭和59年3月31日策定の名勝及び天然記念物「長瀬」保存管理計画の保存計画中でも、規制区分が第一種特別地域ということで一番厳しい地域でございます。

今回この工事をやるに当たって、工作物の規模、構造及び変更がない場合に限って、最小限の補修、修繕が必要な場合は許可をしますということです。今の道幅とか、そういうのは広げられないというふうになっておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 重複する場面もありますけれども、まず企画財政課にちょっと聞き漏らしたので、失礼しました。二小と中央公民館は劣化調査をするということです。一小と中学校は、ここには劣化状況調査と書いてあるのだけれども、言葉がちよっと分からなかったのも、そこの正式な言葉をお願いします。

あと、新型コロナの医療機関補助というところなのですが、866万2,000円というのは、これは予防接種のそういうお金ではなくて、保健センターに来ていただいて接種をしてくる先生とか、地元の医療機関とか、そういうところにお世話いただいたので支払うという、そういうお金ですか、そこのところをちょっと。

それから、ブドウ組合のほうにつきましては、私も6軒と記憶していたら、5軒になったというふうなこと。ああ、ではという感じはするのですが、毎回これ出るのですが、多分前も6軒中3軒とか、そういうのでやっていたのです。どういうのだと言ったら、これはブドウ組合のほうに補助しているからというので、多分そのブドウ組合さんの中で、今度はあなただよというふうなことでやっているのかなという気がする。住民サイドとしては、先ほど大島議員も言いましたけれども、何で2軒だけなのだというのをつついてしまうのですが、これはある程度持ち回りではないけれども、ブドウ組合のほうで決めてやるというところをやっているのだよと受け取ってよろしいわけですね、そこのところ。

それから、今の最後の消防道路についてなのですが、私もこの件は質問した関係上、あのときは町長が自然公園法も縛りがあると、それから中に私有地があるということでできないのだよというお話だったので、やらないのかなと思ったら、今回ここに出てきたので、そこのところは先ほど土地を買ったとかいうことでクリアできたのかなという気がします。あそこに、ケヤキが1本でかいのがあるのですけれども、あれの伐採も多分しないでやるのでしょうか。あと、それであそこなののですが、補修はすると。そうすると、非常に車が入りやすくなるのですよ。私もよく、申し訳ないのですが、あそこら辺に行ってみているのです。今日は観光客の人が来ているかなと。そうすると、やたらあそこに軽自動車なんか下置いてあるのです。ほぼ常時的にこんなので、何で軽トラックがあそこにあるの。そういうところが、やはりあそこに観光客の人が来たら、軽トラックが入っているということもあるので、それどうなのか。あれはいけないのではないかと、消防道路だから通っていいのかなとは思いますが、あそこに入り込むというのは、どうも景観上好ましくないと思うので、これは自由なのだとしたら私もあそこへ行って車を置いて、それはしないけれども、ということになってくるから、そういう指導というのですか、指導できるのか分からないですけども、そこのところについて伺います。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

企画総務費で上げさせていただいている調査につきましては、第一小学校と中学校は耐力度調査というものをやらせていただきます。この耐力度調査というのは、文科省が示している調査でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 村田議員のご質問について、健康こども課のほうからお答えさせていただきます。

新型コロナワクチンについての補正予算の関係でございますが、予算書の歳出には報償費というふうにあります。名称としては新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金という名称になります。これは、個別接種をしていただいている町内の医療機関に対して接種を規定の回数以上、多く接種いただいているということで、支援金というのを出すというものでございます。

具体的には、1週間に100回以上の接種を支給対象期間に4週以上実施した場合に、1回数当たり2,000円を支給するものでございます。この秋接種に関しては、町内の2つの医療機関を想定して接種をしていただけるということで予算のほうを計上しています。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

補助金の対象者というのは、組合の中で順番制で回っているのかというようなご質問でよろしいでしょうか。先ほど申し上げたとおり、事業費がかなり高額になります。ですから、順番で回したのでは、うちではできないというところが多くなってしまうと思うのです。それで、今回2名の方に補助金を出すのですが、どちらの人も世代交代で、ちょうど若い方々が規模拡大したり、そういうタイミングに合った2名の園の方に補助金を交付いたします。ですから順番制ではないです。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

確かに下のほうに軽自動車、または軽貨物が置いてあります。こちらのほうは、秩父鉄道さんのライン下りの車で、ライフジャケットとかそういった荷物を下に下ろして運んだりして、それを回収したりするということで、下に下りている車でございます。

この鉄道さんは、ライン下りをやる上で河川占用許可を県土整備事務所に許可を取っておりますので、その辺も含めて、車を置くということも含めて取っておりますので。ですが、やっぱり一般車両が入ってきたりする場合もありますので、鉄道さんには道が新しくなりましたら、その辺も指導したいと思います。

それと、あと入り口に消防道路につき通行禁止、「消防道路につき」までは黒い字で分かるのですけれども、その後の「通行禁止」というのが消えていますので、その辺の看板も、新しくなりましたら書き換えたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今総務課長のほうに答弁いただきましたけれども、川の占用権というのですか、なかなかいろいろ難しいところがあるのは分かっているのですが、では占用権を取ったらというふうなことで、例えばでは他の親鼻から下りてくる業者さんもあります。そうすると、先ほど建設課長が言われた盛土何とか調査というのがありましたよね。長生館の駐車場の前という、あそこら辺しか思いつかないのです。火遊びができたところの横辺り。そうすると、あれも消防道路なのかちょっと分からないのだけれども、ちょっとそれはいいのです。あれなんか下にまでとかあったりするの、これどうなっているのだろうかというのが分かりにくいと。やはり占用権といいますか、当然ライフジャケットをつけなければいけないと、あれ持っていくというのは、もう量も多いし大変だと思うのです。そうしたら、やっぱりある程

度朝持っていったらば、それは1回車を違うところに……

○議長（岩田 務君） 村田議員に申し上げます。消防道路の補修工事からかけ離れてしまっているの、この議案に対しての再質疑がございましたらお願いします。

○5番（村田徹也君） では、そういうことで考えていただければと思います。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第57号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第6、議案第58号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第58号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,027万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を8億373万1,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、議案第58号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に4,027万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億373万1,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容についてご説明申し上げます。6ページ、7ページを御覧ください。初めに、歳入でございますが、第8款繰出金、第1項第1目一般会計繰出金でございますが、令和4年度の決算によ

り、事務費繰入金及び出産育児一時金等繰入金から生じた不用額を精算し、確定した額を減額するものでございます。

次に、第9款第1項第1目繰越金でございますが、令和4年度の決算額が確定いたしましたので、当初予算額と繰越額の差額分を増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。1枚おめくりいただきまして、8ページ、9ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、繰越額の確定に伴い、財源内訳のとおり財源組替えを行うものでございます。

第2款保険給付費、第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金は、財源内訳のとおり財源組替えを行うものでございます。

第6款第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金は、令和4年度決算額の確定により繰越金が生じたので、国保財政に不測の事態が生じた際の備えとして、国民健康保険財政調整基金への積立額を増額しようとするものでございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付金、第6目保険給付費等交付金償還金は、令和4年度の実績に基づき返還金が生じたため増額するものでございます。

第7目特定健康診査等負担金償還金は、令和4年度の負担金の精算に伴いまして返還金が生じたため増額するものでございます。

以上で、議案第58号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第58号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。



◎議案第59号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第7、議案第59号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第59号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,659万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を8億4,330万9,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、福祉介護課長の説明を求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 議案第59号、令和5年度介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,659万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億4,330万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、説明書によりご説明いたします。歳入につきまして、6、7ページを御覧ください。第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金193万7,000円。

第2項国庫補助金、第1項調整交付金48万4,000円。

第3款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金261万4,000円。

第4款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金121万円ですが、歳出の居宅介護住宅改修費、介護予防サービス給付費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画給付費の増額補正に伴い、法定割合分を増額するものでございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金、第2目地域支援事業繰入金（総合事業）、第3目地域支援事業繰入金（総合事業以外）、第5目その他一般会計繰入金の合計額、マイナス374万円は、令和4年度決算に伴い減額するものでございます。

第2項基金繰入金、第1目介護給付費支払基金繰入金、マイナス1,701万4,000円は、令和4年度の決算に伴い繰越金が生じたため、基金からの繰入額を減額するものでございます。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金4,110万3,000円は、令和4年度決算に伴う前年度繰越金で、当初予算額との差額を増額するものでございます。

次に、歳出につきましては、8ページから11ページを御覧ください。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第5目居宅介護住宅改修費72万円。

第2項介護予防サービス等諸費、第1目介護予防サービス給付費688万8,000円。

続きまして、10、11ページを御覧ください。第4目介護予防住宅改修費108万円、第5目介護予防サービス計画給付費99万7,000円は、それぞれ利用が増加し費用が不足することが見込まれるため、増額するものでございます。

次に、12、13ページを御覧ください。第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金1,690万9,000円ですが、国庫等の支出金で令和4年度の精算により超過交付となったため、返還する必要が生じたものでございます。

8、9ページにお戻りください。12から13ページまでにまたがっております第1款総務費から第4款地域支援事業費のうち、歳出補正のない科目の補正額の財源内訳につきましては、歳入の繰入金の減額に伴

い財源内訳の組替えを行うものでございます。

以上で、議案第59号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5 番、村田徹也君。

○5 番（村田徹也君） 9 ページの介護予防サービス給付費なのですけれども、かなりの688万8,000円という補正があります。ということは、要支援者とか要介護1、2という方の給付しなければならないというのが増えたということによろしいのですか。多分見込みより増えているということだと思いのです。そのところ。

それから、次のページの介護予防サービス計画給付費というのが、計画なのか、そういう策定をした人に出るのか、ちょっとこのところ分からないので、そのことについてお願いします。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

9 ページの介護予防サービス給付費が大幅増えているということなのですけれども、こちらは介護予防サービスですので、要支援認定を受けた方のサービス費なのですけれども、年度当初の予算を取る際には、予防給付のほうあまり伸びがなかったものですから、当初予算を取る際には多少抑えぎみだったのですが、実際今年度、認定者、支援のほうも増えてまいりまして、こちらのサービス給付費が不足するということで、今回補正をさせていただくものでございます。

それから、11ページの介護予防サービス計画給付費というのは、ケアマネジャーが予防給付のサービスを使う際にケアマネジメントをして、その方に合ったサービスをどういうふうにしたらいいかということ計画するためのマネジメント料のことでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5 番、村田徹也君。

○5 番（村田徹也君） ついでだから言っていただければよかったのだけれども、要支援者が人数ってどのぐらい増えたというか、分かります、後でも結構です。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 要支援者の人数というのが、今捉えているのが年度末とか月報の毎月ごとに捉えている時点なのですけれども、いつと比べてどれだけ増えたかというのは出ると思うのですけれども、今ここで何人増えたというのがちょっと言えないので、申し訳ないのですけれども、必要があればまた担当課のほうへ寄っていただければと思います。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第59号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。



◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第8、議案第60号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第60号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、繰越金の増額及び一般会計繰入金の減額のため、歳入予算を補正する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、議案第60号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、こちらにつきましては、歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、令和4年度の決算額が確定したことにより、歳入歳出それぞれの項目の整理を行うものでございます。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。初めに、歳入でございますが、第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金の事務費繰入金及び第4款第1項第1目繰越金でございますが、令和4年度の決算額が確定したことにより、それぞれ38万2,000円を、繰入金は減額し、繰越金は増額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費及び第2項第1目徴収費と第4款第1項第1目予備費は、補正後の額は変わりませんが、財源内訳のとおり財源組替えを行うものでございます。

以上で、議案第60号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第60号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。



◎議案第61号の説明、採決

○議長（岩田 務君） 日程第9、議案第61号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第61号 長瀬町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

長瀬町教育委員会委員である田端祥邦氏の任期が令和5年9月30日で満了となるため、引き続き委員として任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものです。

なお、委員の任期は、令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年間でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（岩田 務君） お諮りいたします。

本件は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第61号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第62号の説明、採決

○議長（岩田 務君） 日程第10、議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員福島茂氏の任期が、令和5年12月31日で任期満了となりますので、後任として岩田秀成氏を候補者として推薦することについて、同意をお願いするものでございます。

岩田氏は、昭和55年4月から平成28年3月まで小学校教諭として勤務し、人格識見高く、人柄も温厚で、中立、公正さを兼ね備え、教員時の経験を生かし人権擁護委員としての活躍が期待できると思われまので、人権擁護委員候補者として推薦することについて議会の同意を得たいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、委員の任期は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田 務君） お諮りいたします。

本件は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎議案第63号の説明、採決

○議長（岩田 務君） 日程第11、議案第63号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第63号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員林宜子氏の任期が、令和5年12月31日で任期満了となりますので、後任として小川順子氏を候補者として推薦することについて、同意をお願いするものでございます。

小川氏は、昭和50年3月に専門学校を卒業後、民間企業で勤務をしてきました。平成3年10月からは町内の保育園で事務経験を重ね、現在では保育補助員として勤務しております。人柄も温厚で、中立、公正さを兼ね備え、保育の経験を生かし人権擁護委員としての活躍が期待できると思われまので、人権擁護委員候補者として推薦することについて議会の同意を得たいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、委員の任期は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田 務君） お諮りいたします。

本件は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第63号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議員派遣の件

○議長（岩田 務君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。



◎議会運営委員会、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（岩田 務君） 日程第13、議会運営委員会、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、会議規則第74条の規定により、議会運営委員会委員長、総務教育常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決まりました。



◎字句の整理

○議長（岩田 務君） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は、議長に委任することに決まりました。



◎閉会について

○議長（岩田 務君） お諮りします。

以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。したがって、長瀬町議会会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。



◎町長挨拶

○議長（岩田 務君） 本定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例案、令和4年度決算認定など15件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

さて、今後の予定でございますが、学校関係では、各学校で2学期が始まり、秋の行事であります中学校の文化祭が13日に行われました。また、第一、第二小学校の運動会は、明後日16日の土曜日に行われます。ご案内は、今回からは議長のみといたしましたが、議員の皆様には児童の頑張っている元気な姿を御覧いただければと思います。

最後になりますが、9月に入り、暦の上では立秋を過ぎ、秋の気配を感じるはずの時候ではございますが、まだまだ暑さが続いております。皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、9月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（岩田 務君） これをもちまして本日の会議を閉じ、令和５年第５回長瀬町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後４時２３分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

議 長 岩 田 務

署 名 議 員 野 口 健 二

署 名 議 員 関 口 雅 敬